第三部　勞働施設及對策

概說……三七三
第一篇　業主の施設及對策……三七四
第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及對策……三七四
第一節　慰撫的對策……三七四
第二節　協調的對策……三八〇
第三節　對抗的對策……三八一
第二章　官公業當局の施設及對策……三八三
第一節　慰撫的對策……三八三
第二節　協調的對策……三八四
第三節　對抗策……三八四
第三章　農業地主の對策……三八五
第一節　慰撫協調的對策……三八五
第二節　對抗的對策……三八八
第三節　自棄的對策……三九〇
第四章　中間階級者に對する業主側の施設及對策　三九一
第三篇　社會政策的施設……三九五
第一章　一般勞働者に對する施設……三九五
第一節　一般的施設及其方針……三九五
第二節　對勞働災害及勞働衞生施設……四〇〇
第三節　保險施設……四〇九
第四節　勞働者教育施設……四三五
第二章　農業勞働者に對する施設……四三七
第一節　政府の施設……五三八
第二節　府縣の施設……四四三
第三節　農會……四四四
第三章　中間階級者に對する施設……四四五
第四章　婦人勞働者及職業婦人に對する施設……四四五
第五章　少年勞働者に對する施設……四四八
第六章　海外移民に對する施設……四四九
第七章　移入民に對する施設　四五〇
第三篇　勞働者運動對策……四五一
第一章　工・鑛・交通業勞働者運動對策……四五一
第一節　勞働爭議對策……四五一
第二節　勞働運動對策……四五二
第三節　勞働組合對策……四五三
第二章　農業勞働者運動對策　四五四
（小作爭議對策）
第一節　政府の對策……四五四
第二節　其他……四五五
第三章　國際勞働協會……四五八
第四篇　勞働問題關係調査……四六〇
第一章　一般に關する調査……四六一
第二章　工・鑛・交通業勞働者に關する調査……四六一
第三章　農業勞働者に關する調査……四六三
第四章　中間階級者に關する調査……四六三
第五章　婦人勞働者及職業婦人に關する調査……四六四
第六章　少年勞働者に關する調査……四六四
第七章　移民に關する調査……四六四

第三部　（勞働施設及對策）統計表

第一表　工場扶助給與統計
其一　昭和二年工場種別扶助件數
其二　昭和二年工場扶助金額及休業扶助料支給日數
第二表　鑛夫扶助統計
第三表　官業員共濟組合統計
第四表　友愛組合（共濟團體）統計
第五表　簡易保險統計
其一　簡易保險事業成績累年表
其二　簡易保險契約狀況
其三　簡易保險事業各月狀況
其四　簡易保險積立金貸付狀況
第六表　郵便年金各月狀況
第七表　健康保險統計
其一　健康保險被保險者各月狀況
其二　健康保險各月診療報酬分配狀況
其三　昭和元年度保險事業狀況

概說

引續く經濟界の不況のために勞資間の關係が依然として深刻化の大勢を辿りつゝあることは、上記第二部を通じて述べ來つた所である。勞働者に對する施設並に對策は、勞資間の鬪爭とさして直接の關係にはないが、しかもかうした一般的狀勢は勢ひ之に向つても反映せざるを得なかつた。業主の行ふ施設對策のうち、溫情主義的福利慰安の施設は、いまや勞働者懷柔策としての効果を失ひつゝあるが、新らしき時代の社會觀は少くともこれを資本家の社會的義務として却て之を資本家に强要する。業主若くは業主の團體は、一方に於てこれらの社會的要求を甘受して欣然たるかの襟度を示しつゝもその立つ大地の動搖に戰き、陰に、自己の社會連帶を築き上ぐるに忙しい。勞働者また更に一歩を超えて、これら個々の資本家施設への要求を以て全面的階級鬪爭に於ける部分的鬪爭目標への戰ひであると意識することを忘れない。

次に、勞資兩當事者に對して第三者の立場にある政府並に公共團體の活動を見るに、反動政府の治下のことゝて、所謂社會政策としての新味あるものは認め難いが、從來關係當局に於いて進められつゝあつた勞働者關係諸法規は續々として公布實施の運びに向つた。改正された鑛夫勞役扶助規則は既に公布せられ、工場危害豫防及衞生規則並に船員保險法また本年度に於て成矣を見、陰慘の空氣にとざされた勞働界に一抹清新の光を投ぐるかに見ゆる。之と共に、中央當局、地方官廳、並に業主等の協力による工場鑛山に於ける安全運動の盛行は、明かな一つの喜ぶべき新現象であらう。海外移民は恰も政府の膨脹政策と折よく符合の趣があつて、之に對しては可成り積極的なる態度が示された。併しその積極內閣がまさに昂然として積極の意氣を示したのは、何といつても勞働運動に對する未曾有の彈壓政策であらう。この意味に於ては、昭和三年は近年に於ける我勞働運動史上に一つのエポックを劃するものとして反動內閣の異名とともに永く特記さるべき年であつた。

翻つて農業の方面を見るも、農業地主の對策中慰撫懷柔的なるものは小作運動の進展に伴うて漸次見るべきものなきに至つた。一方農民運動に對する政府の彈壓が威力を逞うしたのに呼應して、他方には協調的組合又は協調的機運を著しく進めたやうであるが、併しそのために對抗的對策を忘れ若くは拋棄したのではなく、却て之を增進せしめた、それは地主協會の活動と土地會社の擴充である。更に農業勞働者に對する社會的施設としては僅かに實効の乏しき自作農創定の方策あるのみであつて、小作法、農業保險法、肥料管理策等々の方法の如きも依然として尙ほ調査の域を脫せざる有樣であ

る。農村振興を以て一大スローガンとする田中内閣も全然實行能力を缺如せる醜態を曝露するの外なき狀況にある。

第一篇　業主の施設及對策

第一章　工・鑛・交通業資本家の施設及對策

第一節　慰撫的對策

經濟的並に政治的狀勢の不安定と、勞働運動の進展とは、年を遂うて勞資間の溝渠を深めてゆく。この事態に處する資本家の對策として、慰撫慰安の施設をもつてする勞働者懷柔策も不斷に進められつゝあるが、勞働者運動の急速なる政治的進出はむしろ資本家團體をして意識的對抗への結成を急がしめつゝある。この大勢は、固より昨年度と大差を見ない。

一　共濟組合

帝國統計年鑑に據るに、友愛組合なる名目の下に包括せられる組合數は昭和二年末現在において二、八七七、このうち共濟を主とする組合は一、五八〇を占めてゐる。前年度との比較においてその概況を見るに左の如くである。

	昭和元年末	昭和二年末
友愛組合總數	二、六三	二、八七七
共濟を主とするもの	一、四三	一、五八〇
修養を主とするもの	三四九	三六八
其の他	八七〇	九二九
組合員總數	五四〇、五二三	五三七、一〇三

右の中、共濟を主とする組合を地方別に見るに、昭和二年末において大阪府並びに福岡縣を第一位とし（何れも一六一組合）北海道（一四六組合）、東京府（八三組合）、群馬縣（七九組合）、香川縣（七八組合）の順序である。

次に所謂共濟組合は健康保險法の實施に伴ひ、これを解散するもの多く、又これを存續するものゝ中には從來の組織内容を變更して掛金の徴收を中止しまた現在の貯蓄金を職工の慰安教養等の費用に充つるものもある狀態である。いま共濟組合の全國的現況に關する調査を缺くが、警視廳管下の諸工場における共濟組合の現況は次の如くである。（昭和二年「工場監督法」に據る）。

常時職工五十人以上を使用する工場にして昭和二年三月末現在において共濟組合の組織あるもの一三五工場、會員の數五四、七九五人である。組合は概ね工業主の使用する職工を以つて組織し會員は毎月一定の會費を醵出し、工場主は、普通、組合員の醵出金

額と同額の補給をなす。この他の收入のうち主なるものは寄附金である。昭和二年上半期における組合の收支並びに給付の狀況は大要次の如くである、尙ほ最近に至つては、健康保險の實施に伴ひ、これら共濟組合の救濟活動は稍々消極的に轉じて來たことが報ぜられてゐる。

共濟組合收支調（書視廳管下諸工場――昭和二年上半期）

收入 種別	金額	支出 種別	金額
收入高	一七七、六八五・八六圓	支出高	二〇、五八五・六二圓
組合員掛金	六五、〇九二・五六	給付金	九四、八〇六・三七
工業主補給金	六六、一一三・五七	事務費	二、四三九・七八
寄附金其ノ他雜收入	四七六・七三	其ノ他ノ支出	三、三五九・四七

給付件數並金額內譯（同上）

給付種別	給付金額 圓	件數
業務傷病	二、一二三・三四	一、〇七四
私傷病	一七、三一九・九八	二、五七三
婚姻	二、〇九一・二三	二三四
出產	三、七四九・六三	四四〇
入營	三四六・四四	三四
兵役召集	八六四・二三	八九
罹災	五、一九〇・九七	三六三
死亡	一七、〇六〇・七〇	六三一
葬祭	六、九五五・四八	四五五
脫會	三六、二〇四・四〇	一、九一三
其ノ他給付	三、九〇九・七七	四五二
計	九四、八〇六・三七	八、二四七

二　扶助給與

工場法又は鑛業法による扶助給與は昭和元年末限りその大部分は健康保險法による保險給付に依つて代はられた。從つて、昭和二年度における扶助給與の狀況は、鑛山、工場、いづれにおいても、累年の趨勢とは著しく異り、扶助件數扶助金額ともに甚しく減少した。以下、昭和二年度の概況を摘記する。

工場に於ける扶助給與　昭和二年一月一日より實施せられた健康保險法に依れば、業務上の傷病者に對しては百八十日間療養の給付若くは療養費の支給又は傷病手當金の支給をなすのであるが、この期間、工場法に依る療養の給付・療養費の支給、又は休業扶助料の支給は行はれないで、たゞ療養百八十日を超えた場合にのみこれらの扶助を行ふことゝなつた。又これと同時に、業務上の死亡者に對する葬祭料の支給も、健康保險法による埋葬料若くは埋葬費の支給に依つて代行せられることゝなつたので、昭和二年間の扶助件數及び扶助金額は著しく減少した。いま工場法適用工場中民間工場に於ける業務上の死傷病に基く扶助件數は二八、一七七件、こ

れに對する扶助金額一、一三三、三三八圓で、これを前年と比較すれば件數において八八・四%、金額において五九・六%の減少を見る。（種類別詳細については第三部統計第一表其一參照）

	件數	金額	一件平均
大正十三年	一、八〇二件	二、一六七、三二圓	三、一四圓
大正十四年	二〇三、六九二	三、三九五、七三三	一一、八三〇
大正十五年	二四、八九六	二、八〇五、三二四	二一、四五五
昭和二年	六、一七七	一、一三三、三六八	四〇、三三二

これを業態別にその主なるものについて見るに左の如くである。（第三部統計第一表其二參照）

	昭和二年（百分率） 件數	金額	大正十五年（百分率） 件數	金額
機械器具工場	四五・〇	五一・二	六〇・二	五〇・七
染織工場	三七・四	一五・八	一八・四	一四・九
化學工場	九・七	一六・九	九・三	一八・四

鑛山における扶助給與　鑛山鑛夫においても昭和二年一月一日から健康保險法による保險給付が開始せられ、彼保險者たる鑛夫については支給の重複する期間内は鑛夫勞役扶助規定に依る療養費、休業扶助料及び葬祭料はこれを支給するを要しないことになつたゝめ、昭和二年中の扶助人員並びにこれに對する扶助總額は前年に比し著しく減少し、扶助總人員は三六、五七七人（前年一九七、六六四人）、その扶助料總額二、二九〇、五四八圓（前年五、二一一、五八四圓）、即ち人員において一六一、〇八七人（前年の八二%）、金額において二、九二一、〇三六圓（前年の五六%）を減じてゐる。

右扶助料の内譯を見るに、遺族扶助料、障害扶助料、打切扶助料、休業扶助料、療養費は保險給付と無關係であるから、これらの扶助においては前年と大差なきか又は増加してゐるが、その他のものは前年の二二%乃至二八%の金額になつてゐる。即ち左の如くである。

	昭和二年	大正十五年	昭和二年の大正十五年に對する増減割合
療養費	三五六、四二圓	一、四八六、五六七圓	減 七六%
休業扶助料	五三一、三五五		減 六七%
打切扶助料	一五、四五七	二、四六二、六〇七	
障害扶助料	七八八、八五九	八三八、〇四九	減 六%
遺族扶助料	六〇三、二九九	五〇三、三三七	増 三〇%
葬祭料	六、一六七	三三、一三四	減 七二%
	二、二九〇、五四八	五、二一一、五八四	減 五六%

次に同年中の扶助人員を鑛山種別に見れば、扶助を受けた總人員中石炭山三二、一〇五人（扶助總人員の八八%）、金屬山四、一九九人（同一一%）、石油山及びその他非金屬山二七

三人（同一％）である。同じく扶助人員を傷病の結末別に見れば、死者九六五人（扶助總人員の三％）、障害を殘したる者四、一五九人（一一％）、打切扶助一六人、三十日以上の休業扶助料を受け治癒したる者二、一七五（六％）、その他主として三十日未滿の休業扶助料を受け治癒したる者一九、二六二人（八〇％）である。これを前年に比較すれば、死者一二五人增、障害を殘したる者大差なく、三十日以上の休業扶助を受け治癒したる者は一八％に減、他は同じく二三％に減じてゐる。（詳細は第三部統計第二表參照）

三　福利慰安施設

職工鑛夫に對して業主の行ふ福利並に慰安の諸施設は、近年における勞働階級の自覺に伴ひ、その慰撫的効果は漸らぎ、それはむしろ職工鑛夫に對する業主當然の義務であると見られるに至り、資本家側の恩惠も謂ゆる「社會正義」にまで歩み寄つたかの觀があるのであるが、不況打續くわが經濟界の現狀では、この種の對策といへども左程の進展を見ることはできなかつた。昭和三年においては十一月に催された御大典を記念として全國各工場に亘り、圖書館、食堂、倶樂部、記念館、等の擴張若くは設置、記念品の贈與、工場勞働者優良職工の表彰、等、大小種々なる福利施設乃至福利的催しが行はれた。

鑛山における福利施設の現況　各鑛山監督局がその所轄鑛山における勞働者福利施設の狀況を調査しこれを社會局に報告したもの（「産業福利」第三卷第八、九號參照）のうち福岡鑛山監督局と札幌鑛山監督局の報告を取り概況を窺はうと思ふ。前者は主として大正十四、五年の狀況と見得るが、後者は最近（昭和二年？）の調査といふのみでいま年度を判然せしめ得ない。而して左に載錄の分は右報告よりたゞ要領のみを拔萃したものである。

福岡鑛山監督局管内

（一）慰安娯樂施設　管内鑛山に於ける鑛夫の慰安娯樂の施設は、漸次其の見るべきもの多くなりつゝあるが、右は主として大鑛山に於けるものにして、尙ほ小鑛山に於ては其の施設の全くなきもの又は備はらざるものが甚だ多い。講堂、倶樂部、集會所、娯樂場遊戯場、演藝場等を設け、之に種々の娯樂物、慰安物を備へて利用せしむるもの、時々演劇、音樂、舞踊、語り物、活動寫眞、其の他諸藝、運動會、遠足會、野外娯樂會等を催し、又は戸外運動場を設けて運動遊戯を爲さしむるもの、庭園等を設くるもの、又山神祭其の他の鑛山記念日に祭儀を行ふもの、祝典を爲すもの等が普通の狀態である。

（二）鑛夫教育並に養成施設　教育及養成に關する施設は、近年其の内容の充實を計り其の施設の觀るべきもの次第に增加しつゝあるが、右は多く大鑛山に於ける狀態にして、尙小鑛山に付ては何等其の設備の觀るべきものなき狀況である。大鑛山に於ける教育施設と

しては鑛夫の補習教育・技術教育、子弟教育、女子教育、幼兒教育等を主なるものとし、又修養施設としては修養教育上の講習會、講演會の開催、研究會、談話會、讀書會を行ひ其の他青年團、處女會婦人會、少年團等の修養會を設け、又圖書新聞雜誌の閲覧を爲さしむる等を其の主たるものとする。

（三）年金其の他勤續奬勵施設　元來鑛夫の移動は甚だしきを以て、各鑛山は其の鑛夫の移動を防止し、永年同一鑛山に勤續することを奬勵する目的をもつて勤續奬勵の施設を爲すものが多い。其の施設は殆んど勤續賞與である。勤續賞與は金錢の支給、記念品殊に記念杯の贈與又は表彰狀の授與を普通とする。金錢を支給するものに付ては勤續年數に應じて其の額を多くすることは勿論、又勤續年數に應じて其の金額の率を大にするものがある。尙ほ勤續奬勵の施設として、其の勤續年數に應じて良好なる鑛夫住宅（納屋、社宅）を貸與するもの、又は日給賃金を高むるもの等もある。

（四）その他の福利施設

イ、意志疏通機關　管内鑛山に於ける意志疏通機關は、主に共濟事業を兼ねたるものにして、單に意志疏通のみを目的とせる機關の例は殆んどない。

ロ、人事相談所　人事相談所の名稱は鑛山によつて異なるも鑛夫戸籍寄留婚姻兵事其の他身上に關する法律上の問題又は日常の民事上の事項を始め諸種の質問に應答する施設である。右は鑛山に特に斯種機關を設くるものと　然らずして鑛山の人事係勞務係等の役員或は係員が之に當るものと、又納屋制度を設くる鑛山に於ても納屋頭が一般に之に當るものとがある。

ハ、衛生に關する施設　醫局の外鑛山の衛生施設と見るべきものは鑛夫の健康診斷、飲料水供給、下水道・浴場、便所等の設備にして、三池炭鑛（大正十五年調査）の實例を述ぶれば、（A）鑛夫職工社宅居住者には稼働者非稼者を問はず毎月一回檢病調査をなし、一般の健康に留意し、衛生狀態の改善に努む。一般鑛夫職工に對しては年二回體格檢査を施行す。（B）鑛夫社宅上水道、大浦及び宮浦の鑛夫社宅は大牟田市水道を、宮原勝立鑛夫社宅は諏訪川水を濾過淨水し、萬田鑛夫社宅には萬田坑内地下水（地下三〇〇尺より湧出す）を四山、三川與論社宅は四山供水所（井水）を供給す。

ニ、住宅　管内鑛山に於て鑛夫に無料又は多少の料金を徴して貸與する鑛夫住宅は納屋、社宅、飯場、合宿等と稱へらる、獨身夫のみの住宅は之れを合宿又は、飯場と稱するを通常とし、時に依り納屋、社宅と唱ふる場合あり、鑛夫住宅の設備も藁葺的の甚だ粗末なるものより瓦葺にして極めて整頓されたるものに至る種々の階段がある。

ホ、その他　（A）副業奬勵は、鑛山によりては從來より之が奬勵をなすものもあつたが、近來深夜業禁止、女子の入坑禁止等の問題論議せらるゝに至つて之が實施の曉の對策の一として副業を考慮し居るもの次第に增加するの傾向がある。（B）鑛夫の乳兒幼兒、に對しては從來既に其の保育施設を爲したる例は乏しくない。通常之を托兒所と稱し、鑛夫の出勤中其の幼兒を預り保姆をして保育の任に當らしめる。此の場合に於て幼兒の食物として牛乳を必要とするもの

に付ては、一人一日十錢以内を徴收するものが多い。右の設備を有する鑛山に於ては大正十五年鑛夫勞役扶助規則改正に基き第十六條第二項に依る許可を申請したが、其の數は十四鑛山を數へる。

札幌鑛山監督局管内

當管内に於て本年中新に增設せられたる鑛夫の福利增進施設の重なるものを擧ぐれば左の如くである。

（一）住宅施設　鑛夫住宅の改善に付ては、各鑛山何れも考慮を拂ひつゝありと雖も、地積及經費の關係上急に之を變更することは出來ない。されば漸進的に改良を計りつゝある。彼の棟割長屋の如きも通し間として家族多きものに使用せしむる方針を採りて、事情の許す限り之が減少を計りつゝある。家屋改造の方針としては、疊敷增加、下水、便所改造、採光のためガラス使用、家根をトタン張とすること、電灯燭光增加（十燭を十六燭に改むるもの）等が主なるものである。新家屋に付ても、亦同樣に衛生、安住、防火を主として研究せられ、從て前記改造の場合の外、尙周圍を廣くすること、間を仕切ること、コンクリートを用ゆること等出來得る限りの改善を施して居る。寄宿舍に就ては、未だ舊住宅を改造したるものが多いが、直轄寄宿として新造せられたるものは、夫々其の構造に研究を重ね、炊事室、食堂、乾燥室、娯樂室、世話役室、洗面浴室等各獨立の形態を有し、居室も八疊十疊位に仕切り（朝鮮人のみの寄宿には雜居のものが多い）所謂安息所として遺憾なからしめる樣努めてゐる。

（二）慰安施設

（イ）鑛夫の慰安施設に關し特記すべきは運動競技の奬勵にして、依て以て鑛夫の心身の健全を計らんとし、鑛夫の氣風も亦此方面に多大の興味を向くるに至つてゐる。之に關する本年中の新設備の主なるものを擧ぐれば次の如くである。一、運動場の設置――鑛夫住宅附近の空地は多く小運動場又はテニスコートに利用せられ、又三菱美唄炭山が千二百坪（經費約五千圓）の、三井砂川炭鑛が約三千六百坪（經費約二千五百圓）の大運動場を設け、又大弓場を設けたる如きは其の一例である。二、運動チームの編成――運動競技の發達と共に稼働者間又は役員と合同し、テニス、野球其の他陸上競技の團體を構成し絶えず競技を行ひ地方的に覇を唱へつゝあるものが少くない。三、其の他スキー熱の盛なること驚くべきものがある。平常の練習は勿論、登山熱の如き亦頗る盛んである。之れ本道の一特色と見るを得よう。其の他特定鑛山にして柔道、撃劍道場を設け道具を貸與し之が奬勵を計りつゝあるものがある。

（ロ）鑛夫の集會所は大小とも大抵の鑛山には設けられつゝある。大は三菱美唄の親和クラブ、三井砂川の建築中のものゝ如き堂々たるものがあり、小は鑛夫住宅の一部を改造せるに止まるものもあり、其の利用方法は圍碁、將棋、玉突、讀書等より鑛夫集會、興行物等にも用ゐられて居る。近來活動寫眞が著しく鑛夫間に喜ばれる關係上特に其の機械を購入せる向不尠、又鑛夫の思想向上は漸次講演の如き精神的方面のものも歡迎せらるゝに至り、鑛山學會の巡回講演其の他諸名士の講演の如きも、常に聽衆の大部分が鑛夫を以て占めらるゝ有樣である。

（ハ）其の他自然の趣味助長のため、小鳥草花等の趣味を鼓吹するものがある。又僅少の土地を貸與して、田園に親しましむるものもあり、又三井砂川炭鑛にては社長の寄附金壹千圓を基金として鑛業用地の一部の河川、丘陵を利用して、一萬五千坪の小公園を新設し（昭和二年十月起工）稼働者の勞力奉仕を利用し昭和二年中に完成の豫定である。又登川炭礦の公園（一、三〇〇坪）は以前設置せられたるものであるが、夏季青年音樂部員の出動と共に其の利用頗る多しと言ふ。

（三）教養施設

（イ）青年團の發達――最近青年團、青年訓練所の設置に伴ひ、青年鑛夫の思想は益々發展し、在年團員の增加又目覺しきものがある。右によつて部落の秩序維持、團體訓練其の他思想向上を計る上に資する所尠くないので、各炭礦長、勞務主任等之を統率し、時々各方面の見學等を行ひつゝある。

（ロ）作業上の教養――鑛夫の作業上に關し教養を與ふることは能率增進及保安上缺くべからざる所なるが、之等は安全運動に依り又は個々の場合に應じて行はるゝもの多く、最近の具體的事例として擧ぐべきは三井砂川　三菱美唄及夕張炭鑛に於ける現場員の懇談會、入坑心得、作業上注意等の印刷物配付及び特定鑛山に於ける特定期間を補導作業に從事せしむる等を主なるものとする。

（ハ）家族教育――各炭鑛が直接間接に鑛夫の子弟の小學教育に資を投じつゝあるは言を俟たざる所なるが、今多少特色を有するものと認むべき家族手藝教育に付て一二の例を擧げる。

一、夕張炭鑛女子家政塾　從前私立的に特定人に許可せしものを本年四月より炭礦の直接經營に移す。校舍は社員住宅を改造。學級　本科（尋常小學校卒業程度にて、修身、家政、算術、作法、國語、ミシン、裁縫、手藝を教ふ）、補習科（其の上級）、各一ヶ年とし授業料月一圓を徴收す。別科（炭礦女子從業員に前記科目を毎週土、日曜日二回教授し、授業料は徴收せず）。生徒數　本補習科約八十名、別科四十名、役員及鑛夫の娘多數にして一部は市街地よりも來る。教員　役員の妻　一人　專門教師一人。

二、三井砂川炭礦授產場　鑛夫家庭の婦女子をして授產場に於てミシン、裁縫等を行はしめ初心者には指導者を置き時々講習會をも開催する。學校と稱すべきほど組織的でないけれども、開始後三年にして益々隆盛に赴き　常時二十名以上教習してゐる。其の製品は總て物品販賣所にて實費販賣する外洋服の新調修繕にも應じて居る。

第二節　協調的對策

前年度本年鑑に指摘した如く、勞資間の抗爭が益々鋭化する結果として、一方における勞働者運動の政治的進出が他方における資本家側の意識的對抗を强めることゝなり、謂ゆる協調的對策の有力に進展せしめられつゝあるものを見ない。由來この種の對策の主なるものは工場委員會若くは勞働委員會と呼ばれる制度であるが、これとて、大正十年において一

時その全盛期を現出して以來、資本家も勞働者も漸次之に對する熱意を失ひ、その新設されるものゝ數も逐年減少して今日に至つてゐる。いま社會局調に基づきその現況を見るに左の如くである。

勞働委員會（官公營事業をも含む）昭和三年末現在における各府縣の調査報告に依ればその現在數は一七一を算する。（但し、この數字は數個の職場委員會又は地區を異にする數個の委員會を統括する聯合委員會ある場合に於ては、これを一件として計上し、所屬委員會數はこれを計上してゐないから、斯かる職場委員會數をも合算すればこれよりは多數となる。）而してこの府縣別分布狀況を見るに、京都に於ける二四件を第一位とし、東京における二二件、北海道における二〇件、次で大阪（一七件）、兵庫（一一件）、福岡（九件）等その多き地方に屬する。次にこれを業態別に見るに次の如くである。

機械器具製造工業	四八
染織工業	三五
飲食物製造工業	三三
鑛業	二六
雜工業	二
運輸業	九
化學工業	八
計	一七一

勞働委員會の種類別

尙ほ勞働委員會は便宜上之を一般的なるものと特異なるものとに分つことを得る。玆に一般的なる勞働委員會とは、特に勞働者の待遇改善に關する一般的事項につき協議する目的を以て設けられ、且つ勞働者側委員が勞働者に依つて選擧せらるゝ仕組を有するものである。此の種に屬するものは總數一七一件の內九二件であり、其の內譯は官營事業に於けるもの四五、公營事業に於けるもの一、私營事業に於けるもの四六である。

次に特異なる勞働委員會とは右に述ぶる一般的のものの具備する條件を缺くも尙ほ勞働委員會と同樣の作用を爲すものであつて、之を例へば（イ）工場鑛山等に於ける協調的團體の役員會にして勞働委員會と同樣の機能を有するものがある。斯くの如きは勞働委員會として特設せられたるものではないが、實質的には一般的のものと差異なきものである。或は、（ロ）勞働者側委員が勞働者に依り選出せられずして事業主に依り指名せられ又は役付職工が當然委員となるが如きものがある。更に、（ハ）勞働委員會に附議せらるべき事項が極めて特定せられたる事項にのみ局限せらるゝものもある。此の種特異なる勞働委員會と認めらるゝものは七九件に及んでゐる。（「勞働時報」第六卷第三號に據る）

第三節　對抗的對策

資本家の對抗的對策として注目すべきは、資本家の連帶的團體への結成であらう。而して、最近時におけるこの種資本

家團體の生成については、大略これを昨年度本年鑑において述べたところである。本年中におけるこの種の團體の活動は次の如くである。

日本工業倶樂部　現在一千名に餘る金融資本家、産業資本家、並びにその優秀なる産業指揮官を會員として抱擁するところの日本工業倶樂部は、表面上は資本家の社交的團體に過ぎぬかに見ゆるが、その眞正の活動は實にわが國家權力の裏面を操つてをり、恰然、わが國資本家の牙城をなしてゐる。昭和三年間表面に現はれたその主なる活動は次の如くである。

▲第十一回國際勞働總會議題中、(イ)最低賃銀決定機關に關し、同機關の設置は本邦の國情及び勞働事情に鑑みて適當ならずとの反對意見を決定し、國際商業會議所並に關係外國政府當局に具申した。▲工場危害豫防及衛生規則案要綱に對する意見を決議し、これを社會局長に答申。▲船員保險法案に對する反對意見の答申。▲勞働法調査委員會及び關稅調査委員會を廢止し、新に勞働問題調査委員會、産業問題調査委員會を設置した。

全國工業懇話會聯合會　第三回大會は昭和三年四月廿七、八日、名古屋商工會議所に開會、出席者二百五十名。主なる議決議案は左の如くである。

(一)地方懇話會と産業福利協會との聯絡に關する件、(二)事業主團體をして國際勞働總會に派遣せらるべき資本家代表の選任及び勞働保險制定並びに改廢等の諮問機關たらしむることをその筋へ建議するの件、(三)中小商工業金融に關する意見交換の件。

日本鑛山協會　昭和三年度においては五月廿九日商工省に於て總會を開き、左記本年の事業計畫に關する打合せを行ひ、次で同協會を社團法人たらしむる件につき協議を行つた。尙ほ、日本鑛山協會の本年度中における活動を見るに、災害防止、安全衛生施設等に關する數多の調査宣傳の冊子を發行するなど、鑛山勞働の福利施設に努力するところ多く、この點、上記諸團體とは聊か趣を異にするのを見る。

(一)災害防止に關する調査研究、イ、斜坑捲揚による災害に關する事項、ロ、竪坑捲揚裝置による災害事項、ハ、落磐、落石による災害事項、(二)衛生施設の改善に關する調査研究、イ、鑛夫住宅の建築に關する事項、ロ、坑内における糞尿處理方法に關する事項、ハ、鑛業による特異疾病及び從業者の健康狀態に關する事項、(三)鑛業技術の改良その他能率增進並に採掘作業上機械力應用に關する調査研究、(四)調査研究の結果の發表及び實施奬勵、(五)病、災害防止の宣傳、(六)模範從業員の表彰その他。

以上のほか地方的資本家團體として本年中に發會設立を見た主なるものは次の如くである。

▲鳥取縣工場協會倉吉町にて發會(四月)。▲神戸における卅四海

運會社（所有船舶約百三十隻）は能動的組織を目的として地方的なる新船主團體を創立、神戸海運倶樂部に事務所を置く、（五月）。▲島根縣工場懇話會發會（五月）。▲廣島工場懇話會海田市支部發會（六月）。▲山形縣工場協會創立（九月）。▲熊本縣下の三十警察署分劃管轄の下に工場懇話會設置（九月）。▲奈良縣工業協會設立計畫成る（九月）。▲鹿兒島縣下二十六工場懇話會を統合する工場懇話會聯合會發會（十月）▲熊本縣更に工場懇談聯合會を發會（十月）。▲香川縣工場協會發會（十一月？）

第二章　官公業當局の施設及對策

官公業當局の施設對策も大體において前記資本家業主のそれと異るところなく、且つ又これを前年度に較べても大差を見出さない。官公業當局の慰撫的對策は謂ゆる從業員待遇改善てふ合言葉の中に殆んど包括せられるかに見ゆる。而して勞働者の階級的結成に對する官公業當局の對抗策は、經濟的なる陣容においてよりもむしろ思想的彈壓として現はれるのであるが、それは、本年度の如く思想的運動における動搖の激しい場合、殊に著しく攻勢に出づるのを見る。

第一節　慰撫的對策

一　共濟組合

官營事業從業勞働者は殆んど共濟組合加入者である。昭和元年末現在における總數は、十一組合五三九、三五七人、これを前年末現在に較ぶれば加入者一八、四九三人の増加を示してゐる。（この内譯に關する諸統計は第三部統計第三表參照）これを收入支出の狀態と共に表示すれば次の如くである

	組合員總數	收入總額	支出總額
大正十四年	五三〇、八六四人	三〇、七五五、四六〇圓	二、五三九、五七九圓
昭和元年	五三九、三五七	三三、九三九、九五一	二、五四四、二六二

尙ほ、官業現業員の共濟組合は現在勅令を以て規定せられてをり、獨立の人格を有しないため、重要なる財産の取得管理及び處分に關する行爲等も會長たる高級官吏の名義をもつて行はれ、勞働者側には完全なる管理權なき狀態にある。そこで、これに對する勞働者側の管理權獲得の主張は謂ゆる共濟組合法人化の要求となり、この一兩年その具體化に向ひつゝあるのであるが、本年政友會幹部はその新政策中社會立法の一部として官業共濟組合に關する特別法及び共濟組合の法人化を加へ、これを關係政務官をして講究せしめるところがあつた。

尙ほ共濟組合に關する法規の改正については第二編第一章

第一節の二を參照。

二　扶助給與

官營工場における昭和二年間の扶助件數は四八、六六九件金額において七九九、〇三七圓である。これを前年に比較すれば、件數において三、六一四件（六・九％）金額において七一、五七一圓（八・二％）の減少を見るが、民間工場におけるその減少率に較ぶれば格段の差がある。これ、官營工場においては、健康保險法施行令第七條に依り共濟組合が健康保險を代行するがゆゑに、實質上健康保險給付に屬するものが共濟組合による給與の中に包含せられてゐるからである。尚ほ、年金制扶助を受けたるものは一九一件、三七、二七四圓である。

尚ほこの種の法規の改正又は制定についてに第二編第一章第一節の二を參照。

三　福利及慰安施設

官公業當局の行ふ福利慰安施設は、例によつて所謂從業員待遇改善の一枚看板をもつて押してゐる有樣であるが、昭和三年度においても、少くともその掛聲は大きかつた。本年中の主なる施設を擧ぐれば、

▲鐵道現業員の給與委員會新設。同委員會は、待遇改善問題に關し、本省並に各地方鐵道局の現業調査課より諮問を受け討議決定の事項を上局に申達する組織のもので、四月一日より開始された。▲鐵道省は現業員待遇改善として勤務時間（八時間勤務三交替制を原則とするもの）及び手當增額に關する改善案を立てた。▲八幡製鐵所の新館病院（工費八十五萬圓）竣成、五月廿一日。▲八幡製鐵所七千名の職夫に對する待遇改善のため臨時職夫供給雇傭規則を改正し七月一日より實施。▲その他、東京市における雇員優遇の實施、各地專賣局支局における托兒所の新設乃至改善等。

第二節　協調的對策

官公業における工場委員會に關しては、第一章業主の施設及對策第一節において概略これを併せ述べた。官公業における工場委員會中現に最も活動せるものは國有鐵道現業委員會であるが、本年においては同委員會はその委員選擧權の擴張を行つて更に組織充實を計つた。

鐵道省現業委員選擧權擴張概要。一、男子の選擧權の從來滿廿歳であつたものを滿十八歳に低下せしめ、二、新に婦人現業員に對して選擧權を與へ、三、選擧區は從來事務所單位であつたがこれを局單位に改めた。（右は八月の改選より實施せられた。）

第三節　對抗的對策

官公業當局の勞働者對抗策は主として思想對策として現はれる。卽ち、左傾分子の掃蕩乃至謂はゆる思想善導の合言葉

による左翼運動撲滅策の如きが、その主なるものである。本年におけるこの種の對策の主要なるものを摘記すれば左の如くである。

▲八幡製鐵所第九回現業員懇談會において、同所職工が代議士たることの可否が議題となつたが、代議士たることは職務との兩立不可能との見地から愼重考慮を要するとて可決を見なかつた（一月）。▲吳海軍工廠從業員の修養團發會、流行感冒同胞相愛を主義とし、顧問は工廠長（二月）。▲八幡製鐵所においては、日本共産黨事件に鑑み所内に思想善導乃至思想調査機關を設置するの計畫成る（五月）。▲佐世保海軍工廠においては、八千の從業員の「環境調査」を行ひ思想取締を嚴重にした（五月）。▲東京市電氣局は共産黨事件に鑑み從業員に對して嚴重なる諭告を發した（五月）。▲鐵道省は現業員の赤化分子一掃の方針を以て先づ六名を馘首した（五月）。▲鐵道省は思想善導の目的をもつて從業員の生活實狀の調査を命じた（七月）。

第三章　農業地主の對策

農業地主の對策中慰撫的なるものは小作運動の進展に伴うて漸次見るべきものなきに至つた。本年は農民運動に對する彈壓が一方では威力を逞ばしたに呼應して、他方には協調的組合又は協調的機運を著しく進めたやうである。が併しその爲めに對抗的對策を忘れ若くは放棄したものでなく、却て數に於て增大し來つた。而してそれは前年度と同樣に地主協會の活動と土地會社の擴充とに歸する。最後に自棄的對策は調査資料に乏しく、正確に不明であるが地主の轉業、土地賣逃離村等が主なるものであらう。

第一節　慰撫協調的對策

慰撫的對策として本年度に爲されたものは、從來のそれと殆ど同樣で新機軸のあるを見ない。即ち小作奬勵懇談會、小作慰勞會、親睦會、俵米品評會等々の名稱の下に爲されてゐるが、內容は大同小異のものである。從來の形を破るものに圖書館建設（東京南品川）があるが、蓋し唯一の異彩であらう。要するに慰撫的對策は極少數であり且つ局部的である。のことは慰撫的對策自體が既に最近の小作運動に對して無力であることを物語るものであらう。

協調的對策として協調的組合の增設と最近に於ては、土地利用組合、共同經營等があるが併し何れも目新しきものはない。而して又成績の見るべきほどのものも見當らない。併し乍ら、本年に於ては戰鬪的農民組合を强制的に解散せしめ、その後に支配階級の魔手が延びて兎も角も協調的組合をデッチ上げた結果として、量的にはその數を驚くべく增加せしめた——前年に比し此組合數に於て二百、員數に於て一萬五千——ことは注目さるべきである。かくして作り上げられた協調組合が淸新の意氣なきはさもあるべきであるが、新に成立

した組合の内容も亦從來の型より一歩も出ないのである。例へば全國的模範方法であると自ら推奬してゐる山形縣飽海共榮會の規約を見れば、

一、稻作柄の調査　一、減收等に依る小作料減免の決定

一、耕地賣買並に小作移動の斡旋　一、紛議の調停　一、慣行の改善其他必要なる事項

を擧げてゐるに過きない。

次に結果に於ては豫期の目的を達成し得なかつたが、大日本地主協會主催に係る懇談會が開催されたことは、從來全く其例を見ない新しい試みである。尤もこれは直に地主の協調的對策と云ふことはできないが、懇談會によつて小作爭議の上に何等かの轉開策を得んとする協調的萠芽と見ることを得よう。この意味に於て同會の經過の大體を記することにする。

地主小作懇談會　昭和三年一月廿一日、大阪市中央公會堂に於て開催

出席者（地主側）副會長中村紋作、同吉川昌一、幹事高落松男。岐阜農事協會、奥野小五郎。同土地共濟組合菱田尙一、種田三郎。奈良縣聯合會、森川喜八郎。京都府聯合會、谷村安次郎。岡山縣農事協會、山本仲太。愛知縣農事倶樂部、神野三郎。香川縣農事協會、安達賢。山陰土地會社、古橋幸吉。

（小作人側）全日本農民組合同盟、須貝快天、平野力三。全日本農民組合、山上武雄、西光萬吉、長尾有。中部日本農民組合、中澤辨次郎、大野金吾。

座長に地主協會副會長中村紋作氏を推した、同氏は云ふ、「近時社會の一般風潮として資本家と勞働者が互に反目敵視することは蔽ふべからざる事實である。勞資の爭の愚なことは先進國に於て已に認めた處で、經濟上、社會上、政治上お互に惠まれておらぬ地主及小作人が爭議に憂身をやつし日々疲弊して底止する處なきは憂ふべきである。吾々は農村の振興、農民の福利に於て必す一致協力するものあるを信ずる、今日は何等の主催者側には議案を持たないから腹藏なき胸襟を開いての意見を承り度い」

全日同盟側「利害共通の問題は全般的であるが、現在に於て衝突せる問題は耕作權の確立、小作料減免等である。併し以上の問題と雖も現在の米の收穫に數倍して反當五石平均もあれば、問題は解決し議論の餘地なきに至る。地主と小作とは利害が相一致しない樣に思はれるが、必ずしも然らず、總ての問題は利害共通のものとして考慮されたい。

須貝氏「法律では立禁、立毛差押が許されても地主は國家に對する奉公として之をやらない樣にされ度い。地主にして立禁、差押等を爲さず、寛大な處置をとれば、農民も社會も地主に感謝するに相違なく、この感謝の一念は地主と小作人とを協調せしむる原動力となると思ふ」

杉山氏「主催者は小作爭議を緩和さす爲めにこの會合を催した。爭議上の一戰術たる立禁、差押等は抑々枝葉の問題であつて、小作

爭議の根本原因の所見に就て地主側より意見の發表があり、それに對して小作側よりも意見を述べて緩和し得るものは得るとするに如かず。」

地主側「今日の會合の目的は爭議緩和にある。地主と小作とは同業務に從事してをるものであり、小作爭議は經濟上の原因から起るもので思想上の問題は之に附隨する。孰れの鬪爭にも經濟的原因の伴はないものはないが、今日では生産物に對する消極的鬪爭を廢し地主と協力して生産物の增殖を圖る積極的態度が急務であらう。地主小作人協力して米の增收に勉め、國家も之を助長すれば爭議は圓滿に解決すると信ずる。」

全日同盟側「耕作權を確立すれば小作人は惡化しないし、土地も改良され增收も明かである。小作料の高いのに增收を計つても小作人は結局馬鹿を見るに過ぎない。昭和二年度に於て六千萬圓の米を輸入した位米が不足してゐる、地主小作は小問題を考へず協力して商工業者に當らねばならぬ。この增收を計らんとすれば耕作權の確立が先決問題である。」

日農側「今日の懇談會に對して吾々は何等の期待を持つてゐない。吾々は事實上地主とは對立してゐるし、その對立は益々深うならうとしてゐる。故にこの對立事實は如何に懇談しても協調せしめ得ないと思ふ。地主の諸意見には現實にやつてゐる事とは餘程差違がある。過去に於て地主は僞瞞政策、威壓政策をとつて地位を保持せんとし、小作人はそれを當然として服從したが、小作人は今や自覺しその奴隷の境遇から脱せんが爲めに地主と對立するに至つた。地主

協會が其敵である農民組合の我々を招待されたことが既に僞瞞だと思ふ。又地主協會が主催でありながら協議案を持つてゐないといふことこそ、地主の僞瞞政策を明白に物語るものである。地主協會及び農民組合の諸君から種々意見を聞いたが其間どこに共通點を見出し得るのか、地主小作が人間であり社會人であるといふ點には差違がないが、利害關係に於ては全く相反してゐる。農地法案や米の增收が國家のためだと地主は盛に云ふが、そは國家のためでも農村のためでもない地主のためだと言葉を改めて貫ひ度い。岐阜縣の地主は根本的に地主小作人をなくしたいと云はれた、それが眞實の心で言はれたとすれば、小作人に土地を與へるがよい。地主か小作人に對して財を與へることを法律は禁止しない。小作人も亦決して反對しないであらう。さういふ點に於て丈け地主と小作人は協調できると思ふ。地主は立禁、差押は當然の權利だとして決行し、政府は之を認めて地主に應援する、地主は政府權力者の擁護の下に我々に對して挑戰してゐる。かかる狀勢の下に於て地主と小作人がどうして協調し得ようぞ。岐阜縣下の騷擾事件はかかる事情の下に當然惹起すべきものである。各々異つた立場の爲めに戰ふのが當然であり　戰を徹底化すのが當然だ。其間に一致點を見出さう、緩和しようと如何に努力しても駄目である。地主は政治的權力下に擁護され戰つてをるに拘らず、我々と會見して何等か一致點を見出さうとすることは、從來の地主根性をまだ脱却してゐない證據である。座長及び岐阜縣の人が地主も小作人も同樣に働いてゐる農民だと云つたが、地主が我々と同樣に農民であるや否や、そんなことを云ふのが地主

の誤魔化してあるのだ。こんな會合を續けても結局我々と地主とは相反するばかりだから會合を止めて解散してはどうか。地主も徹底的に戰ふに相違なく、我々も奴隷的境遇から脱する爲めに徹底的に戰ふつもりである」

以上によつて一部の協調的分子と徹底的闘爭主義に立脚せんとする分子との說を大略諒解し得るであらう。此他尙ほ二三の協調說があるが意見は前記のものを反覆するに過ぎないから之を省略する。時偶々議會解散の飛報があつたので、座長はそれに因んで閉會するに至つた。

第二節　對抗的對策

協調的對策が本年度には著く增加したが、しかしその爲めに對抗的對策が減少したのではなく、寧ろ進展しつつある。

對抗的對策の主なるものは前年度と同樣に階級的意識の下に成立せる地主協會の活動と土地會社の增設とである。兩者共に最近の調査がなく正確には不明であるが、孰れも增加しつつあることは事實である。特に土地會社は農林省の調査によれば、大正十四年末全國に僅か八に過ぎなかつたものが、昭和元年末には二十三に增加し、翌二年末には五十九となり約三倍近くの急激なる增加を示してゐる。而して之を府縣別に見れば、奈良の二十五最も多く、岡山の九之に次ぎ、愛知、大阪、香川の三の順序で其他各府縣に散在してゐる。

一　土地會社

土地會社の事業一般に就ては前年度本年鑑（三六八頁）に於て略述したので之を略し、玆では土地會社の機能の發揮が信託法との關係に付て疑義を生ずる迄に至つてゐるので、その經過と結果を記するに止めよう。

大日本地主協會副會長中村敍作氏は昭和二年十一月十日大藏大臣に對し下の主旨を以て照會を發した。「近時各地に頻發する小作爭議の對策として地主階級を株主とし、土地の管理及其附帶事業として賃貸料取立を目的とする土地會社なるもの各府縣に設立せらるる傾向あり。之に對し農民組合は此種會社の取扱へる行爲は無免許信託業なるを以て告發其の他の對策を講究しつつある趣なるを以て會社關係者としては豫め充分法意を究め置くの必要ありと信ず。會社の定款には（一）動產不動產に關する權利の收得及處分（二）不動產管理及其の附帶事業とあり（一）の業務は別に疑義なきも（二）に對しては受托者たる會社は管理の目的たる不動產の所有權を移轉することなく、其の所有權は依然寄托者に有し、受托者たる會社は單に土地を現狀の儘管理し其賃貸料の如きも債權讓渡の形式に依り取立委任に依り取立を爲しつつあり。」

これに對する大藏省銀行局の昭和三年一月十三日附回答は左の如くである。「地主階級を株主とし　土地の管理及其の附帶事業として賃貸料取立を目的とする土地會社に關し調査したる處、會社定款中（二）不動產の管理經營及其の附帶事業とあるは、不動產の所有權

を會社に移轉し、他人の爲め其の管理經營及其の附帶事業を爲すものとも又は單に他人の代理人として該行爲を爲すものとも解せられ、若し前者なる時は信托法第一條に所謂信托行爲と認められ、後者なる時は信托法第五條(イ)に所謂代理事務即ち不動産管理經營に過ぎざるものと認めらるるも、會社の目的が事實申出の如きものとせば、前掲後者の場合に屬し信托會社と認め難し。尙定款中(一)動産不動産に關する權利の收得及處分とあるは別に疑義なき由なるも、該規定のみを以て見れば會社が單に動産、不動産に關する所有權其の他財産權を自己の爲めに收得及處分するものなりや、他人を受益者として財産權を收得及處分する信托なりや判明せず。又賃貸料取立の形式に付ても債權讓渡の形式に依る取立委任は法律上單なる債權の取立委任なりや賃貸料債權の信托なりや判明せざるも、事實何れも前者に屬するものなる時は信托行爲と認められず、尤も定款中會社の目的事項は(一)の分共信托に非ざる行爲なりや否やを判明に規定し設くを適當と認む。」

二　大日本地主協會の活動

大正十四年十月創設せる大日本地主協會は各地に支部若くは提携團體十九を算し、會員は全國に亘つて昭和三年末現在二七、八三八人を數ふるの多數に上つてゐる。本年に於ける主要なる活動を擧ぐれば次の如くである。

- 全國地主團體聯合協議會　八月四日、大阪市中央公會堂に開催。

可決事項　一、自作農地法案に關する件　一、小作法案に關する件（本部案）　一、全國地主聯盟　實を擧ぐる爲め他の日本主義團體と提携するの件　一、小作調停法改正の件　一、小作爭議に關し政府當局に陳情の件（以上宮崎縣）　一、米價對策の件（島根縣）

- 小作法案修正意見を左の如く決定し關係各省及び政友會本部に陳情す。（法案に就ては前年度年鑑三九二―三九九頁參照）

第一章　總則

第三條を削除すること。理由、特に本條を設くる要なし。

第二章　小作地賃借の効力

第四條を次の如く修正すること。「小作地の賃貸は登記を爲すに非ざれは之を以て第三者に對抗することを得ず」。理由、基本的權利たる所有權すら對抗力を生ぜしむる爲には登記を必要とせり、然るに獨り賃貸權のみ登記なきも對抗力を生ぜしむることは、諸權利の輕重を無視するのみならず、所有權と質權及抵當權との關係に付取引上多大の支障を生ずるの虞あり。

第五條中但書を削除せよ。理由、名を慣習に藉り爭議を頻發せしむるの虞あり。

第六條及第七條を削除せよ。理由、農村の實情は本條を設くるの要なく、且處分權を拘束するの感あり。

第三章　小作地賃貸借の終了

第十一條中五年とあるを三年と修正、以下之に倣ふ。理由、長期に亘り土地の使用收益を持續せんとする場合には永小作權を認定するか又は期間の更新を爲す等の方法あり。

第十二條中末尾「更に」の次に「存續期間三年の」七字を加ふ。理由、第三十九條との權衡上必要と認む。

第十五條を削除せよ。理由、本條の必要を認めず。

第十三條を削除せよ。理由、小作調停法あり、本條の必要なし。

第十六條を次の如く修正せよ。「小作地賃貸借に於て賃貸人が小作料を怠納したる時は一ヶ月を下らざる期間に小作料を支拂ふべき旨を催告し、若し其期間内に支拂はざる時は賃貸人は契約を解除することを得」。理由、小作料滞納の弊各地に瀰蔓するに因る。

第十九條第二項を削除せよ。理由、名を慣習に藉り爭議頻發の虞あり。

第廿三條、第廿四條、第廿五條、第廿六條及第廿九條を削除せよ。理由、農村の實情に照し、本條の規定は却て爭議を頻發せしむる虞あり。

第四章　小作地轉貸借の効力及終了

第廿三條を削除せよ。理由、小作地轉貸の弊害多し。

第五章　永小作權の効力及終了

第廿八條中七十年を五十年と修正以下之に倣ふ。理由、七十年は長きに失すると認む。

第四十一條を削除せよ。理由、其必要を認めず。

第六章　小作條件及變更

第四十二條の前に次の二條を加ふること。第　條賃借人は賃貸人に對し契約又は慣習に依りて定まりたる納期に於て小作料を支拂ふ義務を有す　第　條前條の規定に反し小作料の支拂を怠りたる場合には賃貸人は年百分の五の利息を請求するを得。前項の規定は小作料の支拂に代へて消費貸借を締結したる場合に之を適用す。理由、其の必要を認む。

附則

第七十五條を削除すること。理由、名を慣習に藉りて爭議頻發の虞あり

第三節　自棄的對策

本年に於ても前年と同様に自棄的對策の資料は殆ど存しない。地主は小作爭議の煩を避ける爲め、組合運動より遠ざかる爲め、小作料收入が漸減し生活が逼迫せる爲め、或は小作人が小作權の確立を叫びし爲め、將來土地を引上ることが困難となりはせぬかてふ杞憂等々の爲めに土地返還訴訟を激增するに至り、土地を手離して離村せんとする者が可なり多いやうであるが、未だ調査されるに至らないので正確に知るを得ない。

今最近に於ける小作地返還面積調査（大正十四年度、帝國農會調査）を擧げ、本調査を通して地主の離村或は田地賣却等の自棄的對策に概當するものの一斑を窺知したいと思ふ。

返還地面積に付き其原因別並に處分別の數字を示せば次の如くである。

原因別	面積	割合
(イ)返還地面積		
小作爭議	三五九・二七町	三・〇〇%
作料値上	六四・八四	〇・五四
收支不償	一、二〇七・〇一	一〇・〇六
轉業	三七八・二四	三・一五
離村	二八八・六〇	二・四〇
經營勞力變動	一、〇〇四・八一	八・三七
經營方法變更	八〇三・九二	六・七〇
地目變換	一、二八六・二八	一〇・七二
小作地關係	六四五・九八	五・三八
土地所有權者移動	五、六一五・七一	四六・八〇
其他	三四五・〇七	二・八八
合計	一三、一〇五・八四	一〇〇

處分方法別	面積	割合
(ロ)返還地處分面積		
地主自作	三、〇二三・七〇町	二四・九八%
轉小作	三、五二八・三〇	二九・一五
再小作	二、九一七・六一	二四・一〇
荒廢	四一七・〇三	三・四四
植樹	四二四・九六	三・五一
地主共同耕作	三三・三一	〇・二八
地目變換	八八四・五〇	七・三一
其他	五八二・七三	四・八一
未處分	二九三・七〇	二・四二
一合計	一三、一〇五・八四	一〇〇

(備考)　原因別と其合計との不一致は大分縣の百六町一反歩が原因別内譯を缺けるを以てなるも、%算出は大分縣を除きて算出せり。

以上の返還地は地主、小作人の執れより申出たるかに付て見れば

地主請求	七〇四・一〇町	四五・五三%
小作人申出	八四二・三三	五四・四七
計	一、五四八・四三	一〇〇

即ち地主の請求は四割五分を占めてゐる、この内の幾割が自棄的對策としての土地返還であるかを直ちに算出することは困難であるが幾分其の算出に基礎的數を暗示してゐるとも見得るであらう。

第四章　中間階級者に對する業主側の施設及對策

中間階級者の自覺とともに、その組合運動も次第に組織立つて來つゝある如くであるが、之に對して業主側の執りつゝある一般的對策に就いては之を明かにすることは困難であるので、こゝには政府並に公共團體の使用する官公吏其他に對する施設對策の重なるものを摘錄するにとゞめる。

一　政府

雇員扶助令公布――政府は其の使用する雇員が職務上傷痍を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合に於て扶助金を支給するために、本年六月八日勅令第百九號を以て雇員扶助令を公布し、即日之を施行することになつた。扶助金は療治料、障害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料及葬祭料の五種であつて、これが區別並に支給金額は次の如くである。

一、療治料は傷痍を受け又は疾病に罹り療養を要するものにして、官費治療を受けざるものにその實費を支給するものである。

二、障害扶助料は傷痍又は疾病の治癒したる時に於て身體に障害を存す者に支給されるのであるが、その支給金額は次の種別により異る。即ち(イ)終身自用を辨じ得ざるものは俸給月額二十四月分以上三十月分以下、(ロ)終身業務に服すること能はざるものは俸給月額十月分以上二十二月分以下、(ハ)從來の業務に服すること能はざるもの、健康舊に復すること能はざるもの又は女子にして其の外貌に醜痕を殘したるものは俸給月額十月分以上十四月分以下、(二)身體に障害を存すと雖も引續き從來の業務に服することを得るものは俸給月額二月分以上八月分以下。

三、打切扶助料は療養の期間一年六月を經過するも傷痍又は疾病の治癒せざる者に支給するものであつて、俸給月額十六月分以上三十月分以下。

四、遺族扶助料は死亡したる者の遺族に支給するものであつて、俸給月額十五月分以上三十月分以下。

五、葬祭料は葬祭を行ふ遺族に之を支給し、葬祭を行ふ遺族なき場合は葬祭を行ふ者に支給される、其額は俸給月額二月分である。

但し次の如き場合には扶助料は支給されないことになつてゐる。一、打切扶助料の支給を受ける場合は、以後本令による他の扶助金の支給。二、雇員の重大なる過失に因る傷痍　疾病、死亡の場合。三、健康保險法（第四十八條第一項第二號規定を除く）に依る療養の給付又は療養費の支給を受くる期間の療治料。四、解職後一年を經過して本令に依る扶助金を請求したる場合。五、政府より給與金を受くる相互救濟を目的とする組合員たる現業員の本令に依る障害扶助料及遺族扶助料。

恩給制度改善案要綱――行政制度審議會が設置されて以來、恩給制度改善の問題は、その重要なる議題の一であつたが、本年七月二十五日の同幹事會に於て次の如き要綱が決定され、更に十月一日の總會は之を可決したので、政府はこの要綱に基いて恩給法改正の立案をなすことになつた。

恩給制度改善案要綱――(一)年功恩給の基礎要件たる官吏の在職年數を相當延長すること(文官二十年、武官十五年、警察官十五年)。(二)年金恩給を受けるもの他に勤勞所得を受くる場合において、恩給年額と勤勞所得年額との合算額一萬圓を超過するときは、その超過額を恩給年額より控除すること。(三)相當の期間を距てゝ受給權の存否を調査すること。(四)年金恩給一時金換算支拂ひ、及受恩給者に對する金融につき考究すること。(五)以上の外恩給制度上不合理と認むる點はこれを改正すること。(六)右諸事項の改正に當つては既得な權利及利益を尊重すること。

尙政府の與黨たる政友會に於ても恩給法改正に關して研究するところがあつたが、十月二日の小委員會に於て左記の決議案を作製し、政務調査會內閣部會の議を經て黨議として政府に送附することに決定した。

政友會の恩給法改正に關する決議案――(一)恩給資格年限延長に關し、現行恩給法に依る受恩給資格年限は、短かきに失するを以てこれを左の如く改正する、(イ)文官二十五年但し現業其他特殊の任務については特例と認むること。(ロ)武官二十年、但し特例を設くること。(二)既得權問題に關し、現に恩給を受くる者及現に官吏の受恩給資格については左の如くするを相當と認む。(イ)現に恩給を受くるもの、既得權は之を侵害せざること。(ロ)現任官に就ては、現に恩給年限に達せざるものは其受恩給權は認むることとし、其他のものは既に經過在官年數に相應する相當の加算年を與ふること。(三)一時恩給に關しては期限は現行の年限制を維持するを相當と認む。(四)受恩給者に對する金融に關しては、公正便宜なる方法を以てすること。(五)恩給の一時停止に關しては、退職當時の受給額の十五割以上の勤勞收入を有するものに就ては、其收入の繼續する間恩給の給與を停止するを相當と認む。(六)恩給納金に關しては、現行法に依る「百分ノ一」を文武官共に「百分ノ三」程度に引上を相當と認む。(七)現行の一時恩給に關しては、現行の金額は僅少且つ年數の長短に拘らず一律的なるを以て、其の總額の最低を倍額以上に、而して年數の多き其割合を高むるやうに改正するの必要を認む。但し一時恩給を受けたるもの其後任官の場合は、一時恩給の基礎たる年數は年功恩給資格年數に通算せず。(八)雇員及傭人の勤務年數通算に關しては、雇員及傭人の在職年數は、一定の條件に依り、受恩年限に通算するを相當と認む。

警察官保養所設置決定――警察官が職務上或はその他の理由にて傷害疾病に罹つた場合の療養所設置に關しては、以前から問題となつてゐたが、八月十五日警保局に於て關係官協議の結果、設置することに決し、大體左の如き打合せを爲し、更に具體的調査の上實行案を作成することになつた。

警察官保養所設置打合事項――(一)經費の都合上病院よりも病氣豫後の保養所を設置すること(病氣治療に對しては現在通り醫藥費の八割を給與)。(二)經費は現在警察共濟組合の積立金約四百五十萬圓中より支出す。(三)設置の數については種々の議論が出たが、大體全國を十五位に區分して各一ヶ所の保養所を設置すること。(四)場所は成可く溫泉とすること。(五)費用は各人より實費を徵收すること。尙ほ現在の規定によれば警部補、巡査にのみ適用されることとなるが、警保局では警部に對しても適用する意向である。

二　府縣公共團體

東京市雇傭員諸給與規程――東京市に於ては、多年の懸案になつてゐた市雇傭員退職死亡給與金規程並に市雇傭員扶助規程を制定し、三月三十日の市會に於て可決されたので、四

月一日から實施された。雇傭員退職死亡給與金規程實施の財源としては、東京市に於て雇傭員納付金額の二倍を負擔し、雇傭員は給料額の百分の一を納付するのである。

雇傭員退職死亡給與金規程――退職給與金は在職期間六月を超ゆる雇傭員の退職した場合に給與するものであつて、在職七月の者は日給七日分、以下在職の月を增す毎に一日分を加へ、一年から二年は二日分を加へ、二年以上の在職者に對しては三日分を加重する。だから在職滿一ヶ年にして十二日分、滿二ヶ年にして三十六日分、滿三年にして七十二日分の給與を受けることになつてゐる。但し職務の内外を問はず體面を汚し、若は信用を失ふべき行爲を爲し、又は職務怠慢の爲解職せられたる時、在職中の行爲により禁錮以上の刑に該るべき罪ありとして、豫審又は公判に付せられたる爲解職せられたるときは、退職金の給與はない。但し後者にして審理の後免訴若は無罪と爲り、又は有罪となるも禁錮以上の刑に處せられざるに至りたるときは、退職給與金は支給される。而して引續き在職するも雇傭員たらざるに至りたる時は、退職者の例に依り一應本規程の給與をなすのである。

又死亡給與金は雇傭員が在職中に死亡したるときは給與されるものであつて、其額は在職期間三年以下の場合は給料日額の百日分以内、三年を超ゆる場合は退職給與金に相當する額に給料日額三十日分を加算したる額である。

市雇傭員扶助規程――雇傭員が職務上傷疾を受け、疾病に罹り又は死亡したるときに扶助料を支給する、その種類は政府の雇員扶助令と相似たもので、唯東京市のものは休業扶助料、解雇手當、歸鄕旅費の三項目が多くなつてゐる。今これ等の支給額を擧ぐれば次の如くである。▲療養又は療養費――療養を施し、又は療養に必要なる療養費を支給。▲障害扶助料――(一)終身自用を辨ずること能はざるもの給料五百四十日分乃至千八十日分。(二)終身勞務に服すること能はざるもの給料三百六十日分乃至五百四十日分　(三)從來の勞務に服すること能はざるもの、健康舊に復すること能はざるもの又は女子の外貌に醜痕を殘したるもの給料百八十日分乃至三百六十日分。(四)身體を傷害し舊に復すること能はずと雖、引續き從來の勞務に服することを得るもの給料四十日分乃至八十日分。休業扶助料――療養のため勞務に服すること能はざるに因り　給料の支給を受けざるときは、療養中之に相當する額の休業扶助料を支給す。打切扶助料――市の療養又は療養費の支給或は健康保險法による給付を受けるものにして、療養開始後三年を經過するも、傷疾又は疾病治癒せざるときは給料五百四十日分乃至千八十日分の打切扶助料を支給し、以後は其他の給付はなさない。▲遺族扶助料――給料三百六十日分、特別の事由ある場合は給料の七百二十日分を支給す。▲葬祭料――給料二十日分　但し其額二十圓に滿たざる場合は二十圓を支給す。▲解雇手當――市の都合に依り十四日以前に豫告を爲さずして解職したる雇傭員に對しては給料十四日分。▲歸鄕旅費――前項により解雇されたるもの十五日以内に歸鄕する場合は必要なる歸鄕旅費の支給を受くる。

警視廳の警官救慰基金制度――警視廳は御大典記念事業と

して、かねて計畫されてゐた警察官殉難者救慰基金制度を實施することになり、十月十九日發表した。それによると殉難に準ずべき場合、殉難の狀況、功績、遺族の狀態其の他の事情を考慮して遺族又は退職者には一時金（一萬圓以下）、年金（四百圓以上一千圓以下）を支給し、この程度に至らざるも功勞ある者には慰籍料（一千圓以下）を贈ることになつてゐる。而して一時金は主として遺族が獨立の生計を營み得ると認められるものに給與し、年金は生計の途なき遺族殊に子女養育の資なきものに給與するもので、基金は百萬圓を以てこれに充てられるものである。

産業組合福岡縣支會の退職死亡給與金制度——産業組合福岡縣支會では縣下三百九十七組合の職員常務役員六百九十五人（在職最長二十二ヶ年、平均七ヶ年）、職員千百六名（在職最長二十五年、平均五年）に對し、御大典記念事業として、その待遇を高め、更に職員の退職死亡給與金制度を昭和三年度から實施することになつた。

（婦人勞働者に對する業主側の施設及對策として特記すべきものを見出さないから省略する。）

第二篇　社會政策的施設

前篇においては使用者側としての資本家並びに官公業當局の勞働施設及び對策を記述したのであるが、本篇にはこれら勞資兩者當事者に對する第三者としての官公廳並びに公共團體の勞働者階級に對する施設對策の概況を述べんとするもので謂ゆる社會政策的施設に關するものであるが、勞資の對立抗爭てふ觀念を超えて一般に無産者階級を對象として行はれるところの謂ゆる社會事業行政乃至施設については、原則として述べず、これを第四部「社會事業」に讓る。

第一章　一般勞働者に對する施設

第一節　一般的施設及其方針

普通選擧の實施、無産政黨の急速なる進出、無産大衆における新らしき政治的意識の覺醒、等、々、社會運動の進展による諸結果の醸成につれて、既成政黨の社會政策的政綱も漸く塗り換へを餘義なくされつゝあることは昨年度本年鑑にも述べた如くであり、聊か世人の期待を集めた所であつたが、實際に

おけるこれら政綱政策の實行に至つては、むしろこの期待を裏切るものであつた。殊に、反動内閣と目される保守政黨の執政下にあつた本年度においては、社會政策はたゞ徒に掛け聲のみ大きく、實際においてはその産業立國策てふ金看板の蔭にかくされた同黨本來の資本家的政策に妨げられて、新規政策の見るべきもの甚だ少き有様である。昭和三年豫算は別項記載の如く第五十四議會解散のため不成立となり昭和二年度を踏襲した實行豫算に終つたが、政友會内閣自身の政策が實現さるべき昭和四年度一般會計歳出豫算について見るに、謂ゆる社會事業施設に關する費目を除く社會政策的施設にして新規要求に係るもの乃至前年度豫算に比し増加を要するものは、次に掲ぐるごとく合計において僅々一千二、三百萬圓を出でず、これを産業立國策に充當したといはれる新規要求六千五百萬圓に比すれば五分の一に過ぎず、而して新規事業費の總額一億三千萬圓に對比すれば僅かに一割に及ばぬ程度である。

（「昭和四年帝國豫算綱要」に據る）

社會教育に關するもの	
一、勞働者教育奬勵に要する經費（文部省）	一〇、〇〇〇
一、社會教育局設置に關する經費（文部省）	五〇、三五七
移民關係のもの	
一、移民保護奬勵費（外務省）	七九六、九二八
一、移民保護奬勵費の増加（内務省）	三、二三二、六七一
一、移民收容に要する經費（拓務省）	二二八、三三一
一、移民保護及奬勵に要する經費（拓務省）	三、三三七、八二六
健康保險に關するもの	
一、健康保險組合交付金の増加（内務省）	四五四、九二六
農業關係のもの	
一、小作調停法施行區域擴張に關するもの（司法省）	九、一五六
一、開墾地移住奬勵に關する經費（農林省）	四二一、〇〇〇
從業員待遇改善に關するもの	
一、通信現業員の勞働條件改善に要する經費（遞信省）	一、八八七、四九三
一、郵便現業員二十四時間連續勤務制改善經費（遞信省）	八四四、一八五
一、通信現業員に對する休暇附與に伴ふ經費（遞信省）	一、〇三四、八九〇
一、海員勞働狀態調査に要する經費の増加（遞信省）	一六、六七〇
合計	一三、三〇五、四三三

（右の中に拓務省とせるは「豫算綱要」中には拓殖省とあるもの）

かくて昭和三年中における政府の政策に現はれたところでは、移民關係の施設における幾分の新味と一二の勞働者關係法規の實施とを見得るほか、凡そ社會政策的施設においてはその所謂「積極政策」の片影すら認め難いのを知る。加之、本年度においては社會運動界における異常の動亂に妨げられ、當局はそれに對する彈壓にのみ急にして、一般勞働者に對する社會政策的方針については何ら明白なる見解の發表せ

られるものすらこれなき有様であつた。

一　社會政策的施設に對する政府の施政方針

――學務部長會議における望月内相の訓示（七月四日）――

『……因襲的偏見に基く差別的觀念を打破して同胞親和の實を擧げますことは、社會の平和人類の福祉を增進する所以でありまして、融和促進の要益々緊切なるを覺ゆるのであります。之に就きましては、さきに之に關する訓令を發して一般の注意を促しましたが、各位に於ては更に劃切有效なる施設の實現を策し、民間諸團體とも協力して同胞融和の成果を收むるに一段の努力を致されむことを待望いたします。國民生活の向上改善のためには年來勤儉奬勵に關する諸計畫を實施し、各位の盡瘁に依り其の成績亦見るべきものがありまするのは國家社會のため慶賀すべきことでありますが、今後更に進んで一般國民に對して消費經濟に關する實際上の知識を普及せしめ、消費者としての自覺を喚起せしむると共に、國民生活の合理化を期するに適切なる諸施設を講ずるの肝要なることを覺ゆるのであります。各位は益々周密なる計畫の下に之が施設の徹底を期せられむことを望みます。

失業の防止は產業の振興、敎育の改善に待つて其の目的を達するのでありますけれども　他の一面に於て世人の敎育竝びに職業に對する正しき觀念を養成指導することが最も有效なる方途であると考へます。各位は深く社會人心の不安動搖が多數失業に原由することを思料せられ、職業敎育の徹底に勉むると共に、常に職業紹介所との聯絡を圖り、又少年の職業指導に關しても亦十分の力を致されむことを希望致します。……』

二　勞働關係法規

本年中公布せられたる勞働關係法規並びに第五十四議會及び第五十五議會に提出せられて審議未了に終つた同關係法規は次の如くである。

一、本年中公布せられたるもの

▲治安維持法中改正（昭和三、六、二九、勅令第一二九號）▲鑛夫勞役扶助規則中改正（昭和三、九、一、內務省令第三〇號）▲船員最低年齡法（昭和二年法律第二號施行期日ノ件）（昭和三、二、一〇、勅令第一二號）▲勅令第四百八十二號（大正十二年法律第三十五號施行ニ關スル件）中改正ノ件（昭和三、二、一〇、勅令第一三號）▲大正十二年法律第三十五號施行規則中改正（昭和三、二、一三、遞信省令第六號）▲雇員扶助令　昭和三、六、八、勅令第一〇九號）▲傭人扶助令中改正（昭和三、六、二七、勅令一二八號）▲健康保險法施行規則中改正（昭和三、四、七、內務省令第一二號）▲海軍給與令中改正（昭和三、六、二九、勅令一三二號）▲海軍病院ノ健康保險ノ療養給付等ニ關スル件（昭和三、六、二九、勅令第一三三號）▲海軍共濟組合規則中改正（昭和三、六、三〇、海軍省令第一

四號）▲造幣局共濟組合規則中改正　昭和三、四、六、大藏省令第六號）▲林野現業員共濟組合規則ノ改正（昭和三、八、三〇、農林省令第一一號）▲土木事業從事員共濟組合規則中改正（昭和三、九、二五、內務省令第三五號）▲陸軍廠工規則中改正（昭和三、五、五、陸軍省令第一〇號）▲郵便年金積立金運用規則（昭和三、八、三〇、勅令第二一八號）▲郵便年金積立金貸付ニ關スル件　昭和三、一二、六、遞信省令第六號）▲學齡兒童就學奬勵規程（昭和三、一〇、四、文部省訓令第一六號）▲花柳病豫防法ノ一部施行期日ノ件（昭和三、六、二二、勅令第一二〇號）▲花柳病豫防法施行令（昭和三、六、二二、勅令第一二一號）▲花柳病豫防法施行規則（昭和三、六、二三、內務省令第二七號）▲勞働者職業病補償ニ關スル條約（昭和三、一一、七、條約第五號）▲勞働者災害補償ニ付テノ內外人勞働者ノ均等優遇ニ關スル條約（昭和三、一一、七、條約第六號）▲船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約（昭和三、一一、七、條約第七號）

二、第五十回議會に提出せられ審議未了のもの

▲勞働者災害扶助法案（昭和三年一月二十一日政府より提出、議會解散のため審議未了）

三、第五十五議會に上程されて審議未了のもの

▲治安維持法中改正法律案（四月二十七日政府提出、四月二十八日委員付託となる、而して委員は審査に着手したるも報告をなすに至らず）▲衆議院議院選擧法中改正法律案（婦人參政權に關する件）（四月二十五日議員坂東幸太郎君外五名提出、五月六日日程に上りたるも議題とならず）▲大正十五年法律第七十四號中改正法律案（市制の件）（四月二十五日議員加藤鯛一君外五名より提出、五月六日日程に上りたるも議題とならず）▲治安警察法中改正法律案（四月廿五日議員杉浦武雄君外六名より提出、五月六日日程に上りたるも議題とならず　▲衆議員議員選擧法中改正法律案（婦人參政權の件）（四月二十七日議員星島二郎君外一名より提出　五月六日上程、議題とならず）▲大正十五年法律第七十四號中改正法律案（市制中改正の件）（同上）▲治安警察法中改正法律案（同上）▲大正十五年法律第七十五號中改正法律案（町村制中改正の件）（同上、但し提出は五月一日）▲大正十五年法律第七十六號中改正法律案（北海道會法中改正の件）（同上）▲大正十五年法律第七十五號中改正法律案（町村制改正の件）（議員加藤鯛一君外五名より提出、議事經過同上）▲大正十五年法律第七十六號中改正法律案　同上）▲健康保險法中改正法律案（五月四日議員鈴木文治君提出、五月六日日程に上りたるも議題とならず）▲衆議院議員選擧法中改正法律案（同上）

三　各省事業及官制

1　勞働施設に關する各省歲出豫算額

▲行政及び一般的施設に關するもの

（單位圓）

	昭和三年度	昭和二年度
社會局（內・經）	五四四、〇〇〇	五七七、〇〇〇
鑛山監督局（商・經）	五四二、〇〇〇	五四一、〇〇〇
家計調査費（大・臨）	一〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇

勞働統計實地調査地方交付金（大・臨）	——	一四、〇〇〇
人口食糧問題調査會諸費（大・臨）	九二、〇〇〇	九二、〇〇〇
▲勞働衛生に關するもの		
工場災害豫防並工場及鑛業衛生調査奬勵費（內・臨）	五一、〇〇〇	五一、〇〇〇
健康保險國庫負擔金（內・經）	三、二四七、〇〇〇	三、九二五、〇〇〇
▲移殖民に關するもの		
移殖民保護及奬勵費（內・臨）	一、九三四、〇〇〇	一、九六四、〇〇〇
移民保護奬勵費（外・臨）	三五九、〇〇〇	三五九、〇〇〇
在外兒童教育費補助（外・臨）	二七五、〇〇〇	二七五、〇〇〇
移民收容所（內・經）	九八、〇〇〇	五七、〇〇〇
▲教育教化に關するもの		
普通教育費（文・經）	八三、〇三八、〇〇〇	八三、五三五、〇〇〇
青年訓練費補助（右の內）	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
實業教育費　文・經）	八七五、〇〇〇	九三〇、〇〇〇
海員養成補助　遞・臨）	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
▲商工に關するもの		
產業奬勵費（產・臨）	三、七五〇、〇〇〇	三、六二五、〇〇〇
貿易振興費（產・臨）	一、一二九、〇〇〇	一、一二六、〇〇〇
▲農村關係のもの		
產業奬勵費　農・臨）	一二、九一四、〇〇〇	一一、五四六、〇〇〇
農村振興費（農・臨）	三、四四七、〇〇〇	三、七三二、〇〇〇
▲社會事業に關するもの（第六部參照）		

（內——內務省、大——大藏省、商——商工省、農——農林省、外——外務省、遞——遞信省、文——文部省、經——經常費、臨——臨時費）

2　社會局部課事務分掌一覽

（大正十一年十一月一日官報）

▲庶務課　分掌事項左の如し。

一、機密に關する事項。二、人事に關する事項。三、長官の官印及局印の管守に關する事項。四、文書の接受及發送に關する事項。五、文書の編纂及保管に關する事項。六、經費及諸收入の豫算決算及會計に關する事項。七、營繕に關する事項。八、他の部課に屬せざる事項。

▲勞働部　各課の分掌事項左の如し。

勞務課　一、勞働爭議調停に關する事項。二、勞働事情調査に關する事項。三、其の他の勞働に關する事項。

勞政課　一、勞働法制に關する事項。二、國際勞働に關する事項。

監督課　一、工場法施行に關する事項。二、工業勞働者最低年齡法の施行に關する事項。三、鑛夫に關する事項。

▲保險部　各課及び大阪出張所の分掌事項次の如し。

監理課　一、健康保險組合に關する事項。二、保險官署の事業監督に關する事項。三、健康保險審査會に關する事項。四、社會保險の調査に關する事項但し失業保險に關する事項を除く。五、保險統計に關する事項。六、他課及び出張所の主管に屬せざる社會保

險に關する事項。

經理課　一、健康保險特別會計に關する事項。二、保健官署の設置及會計監督に關する事項。三、保險官署の職員の養成に關する事項。

醫療課　一、醫療の計畫に關する事項。二、醫療の事務の監督に關する事項。三、保健施設に關する事項。四、醫療に關する技術上の調査に關する事項。

大阪出張所　一、健康保險組合の監督に關する事項。二、保險官署の監督に關する事項。三、保險官署の職員の養成に關する事項。

▲社會部（第六部參照）

第二節　對勞働災害及勞働衛生施設

一　政府

本年中において政府の執れる標記施設對策の主要なるものは次の如くである。

勞働者災害扶助法案——社會局成案の勞働者扶助法案は、政府提出議案として本年一月廿一日第五十四議會衆議院に提出せられたが、同議會解散のため審議未了に終つた。法文は左の如くである。

【勞働者災害扶助法案】

第一條　本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス但シ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル事業及鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ除ク

一　常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スル砂鑛業、石切業其ノ他土石ノ採掘又ハ採取ノ事業

二　土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壞ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ

(イ)土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壞ノ工事ヲ爲スヲ業トスル者ノ爲ス工事ニシテ其ノ費用勅令ヲ以テ定ムル金額以上ノモノ

(ロ)鐵道若ハ軌道ノ事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ行フ者カ其ノ事業ノ爲ニ爲ス直營工事

(ハ)國、北海道府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ爲ス直營工事

三　鐵道又ハ軌道ノ事業　乘合自動車ニ依ル運送ノ事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル運送ノ事業ニシテ常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

四　船舶ヨリ又ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、停車場、倉庫業者ノ倉庫又ハ保稅地域ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル貨物ノ取扱ノ事業ニシテ常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

第二條　事業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働者が業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

前項ノ事業者トハ勞働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ但シ事業ノ全部又ハ一部カ數次ノ請負ニ依リ爲サルル場合ニ於テハ第一次

ノ請負人ヲ以テ事業者トス

第三條　前二條ノ勞働者ノ範圍ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第五條　事業者故ナク扶助ノ義務ヲ履行セサルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　事業者營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ事業者ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス

第八條　事業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第九條　本法中事業者ニ關スル罰則ハ國、北海道府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體カ事業者タル場合ニ之ヲ適用セス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工場危害豫防及衛生規則案要綱　工場法に附隨すべきその重要なる補助法たる標記法案が本年四月社會局において成案を見、その要綱が發表せられた。工場における災害及疾病の豫防は勞働者保護上最も重要の問題であり、從つて工場法並に工場監督制度の主要目的をなす。而も災害並に疾病豫防のため行ふべき施設のうち最も重要のものは工場における機械その他に關する設備である。我工場法もこれが必要を認め、その第十三條においてこれ等の關係事項を行政官廳の命令に委してゐる。從つて從來とても各地方廳の命令はあるのであるが、統一的命令を缺除してゐたのである。かくて本規則の成案については社會局の成立以來調査研究中にあつたのであるが、改正工場法が大正十五年七月から施行せられ、且つ工場法第十三條に依る命令のうち工場附屬寄宿舍に關する命令も昭和二年七月より施行せられることゝなり、本規則もその成案を急ぎこゝに要綱の發表を見るに至つたものである。次に右社會局案要綱を掲げ、併せて社會局勞働部の發表にかゝる右要綱の趣旨說明を摘記しておく。

【工場危害豫防及衛生規則案要綱】

第一　本令ハ工場法ノ適用アル工場ニ之ヲ適用スルコト

第二　原動機及動力傳導裝置ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ有効ナル柵圍又ハ被覆ヲ設クヘキコト（二年猶豫）

第三　調帶ノ繼目ニハ突出セル金具ヲ使用スルコトヲ得サルコト

但シ露出面カ弧面ヲ爲シ危險ナキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラサルコト（二年猶豫）

前項ノ規定ハ確實ナル柵圍若ハ被覆ニ依リ又ハ據付位置ノ關係上

不意ニ接觸ノ虞ナク且運轉中手ニテ取扱フコトナキ調帶ニ付テハ之ヲ適用セサルコト

第四　車軸接手（カップリング）・車軸留輪（カラー）、聯軸器（クラッチ）、調車其ノ他動力傳導裝置ノ回轉部分ニ附屬セル「セットスクリュー」、「ボルト」、「ナット」及楔（キー）類ノ頭部ハ突出セサルモノヲ用ウルコトヲ要スルコト但シ確實ナル被覆ノ設ケアルトキ又ハ作業（注油掃除等ヲ含ム）若ハ通行ニ際シ運轉中接觸ノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラサルコト（二年猶豫）

第五　遊車ヲ使用スルモノニ在リテハ遷帶裝置ヲ設クヘキコト、但シ作業上已ムヲ得サルモノ又ハ危險ノ虞ナキモノハ此ノ限ニ在ラサルコト（二年猶豫）

第六　調帶ト隣接車輪　軸承、車軸接手（カップリング）等トノ間隔狹小ニシテ其ノ側ニ調帶カ墜落シ危害ヲ生スル虞アル場合又ハ調帶ヲ調車ヨリ時々取外シ運轉中車軸ニ掛クル必要アル場合ニハ適當ナル調帶受ケヲ設クヘキコト（二年猶豫）

第七　給油ノ爲接近スルコト危險ナル動力傳導裝置ニハ安全ナル給油裝置ヲ設クヘキコト（二年猶豫）

第八　作業室ニ於テ事故發生ノ場合ニ其ノ室內ニ於テ直ニ原動機又ハ動力傳導裝置ノ運轉ヲ中止シ得ヘキ設備ヲ設クヘキコト、但シ作業場所ヨリ原動機據附場所ニ直ニ到達シ得ル場合又ハ係員ヲ常置セル原動機室ニ通ズル應急停止ノ信號ヲ定メアル場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト（三年猶豫）

第九　原動機及動力傳導裝置ノ運轉ヲ開始スル際ニハ之ヲ關係職工（徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ）ニ周知セシムル爲豫メ一定ノ合圖ヲ爲スヘキコト

第十　動力ニ依リ運轉スル機械ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ作業上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外柵圍、被覆其ノ他適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘキコト（二年猶豫）

第十一　機械ノ危害豫防裝置タル被覆ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ回轉ヲ停止スルニ非サレハ取外スコト能ハサル裝置ト爲スヘキコト（二年猶豫）

第十二　動力ニ依リ運轉スル機械ニハ各機械毎ニ速ニ動力ヲ遮斷シ得ル裝置ヲ設クヘキコト、但シ連續スル工程ニ用ヰラルル一團ノ機械ニシテ共通ノ動力遮斷裝置ヲ有スルモノ又ハ危險ノ虞ナキ機械ニ付テハ此ノ限ニ在ラサルコト（三年猶豫）

第十三　粘性物質ヲ煉捏スル「ローラー」ニシテ危害ヲ生スル虞アルモノニ付テハ急速ニ回轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘキコト（三年猶豫）

第十四　運轉中ノ原動機、動力傳導裝置若ハ動力ニ依リ運轉スル機械ヲ取扱ヒ又ハ之ニ接近シテ作業ニ從事スル爲頭髮又ハ被覆カ之ニ卷込マレ危害ヲ受クル虞アル者ニハ危害ヲ防止スルニ適當ナル帽子及作業服ヲ着用セシムヘキコト（一年猶豫）

第十五　研磨機ニ依ル金屬ノ研磨、清涼飲料水ノ瓶詰、岩石若ハ鑛物ノ破碎、熔融金屬ノ取扱其ノ他ノ作業ニシテ金屬、岩石若ハ鑛物ノ破片又ハ熔融金屬ノ飛沫ノ爲顏面ニ危害ヲ生スル虞アルトキハ之ニ從事スル職工ニ使用セシムル爲保護眼鏡　假面（マスク）其ノ他適當ナル保護具ヲ備フヘキコト（一年猶豫）

職工ハ作業中已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外前項ノ保護具ヲ使用スルコト

第十六　物品ノ搬卸口、槽、車軸通路段其ノ他從業者ノ墜落シ危害ヲ生スル虞アル箇所ニハ柵圍、扶欄、蓋等適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘキコト、但シ作業上已ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラサルコト（二年猶豫）

第十七　作業用可搬梯子ニハ滑止其ノ他轉倒ヲ防止スルニ適當ナル裝置ヲ爲スヘキコト、但シ床面其ノ他ノ關係上危險ノ虞ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト（一年猶豫）

第十八　機械間又ハ之ト他ノ設備トノ間ニ設クル通路ハ幅二尺六寸以上ナルコトヲ要スルコト、但シ危險ナキ場合又ハ已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官（東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ同シ）ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラサルコト（既設作業上ニ適用セス）

第十九　危險ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スヘキコト

第二十　職工ハ濫リニ危害豫防裝置ヲ取外シ又ハ其ノ効力ヲ失ハシムル行爲ヲ爲スコトヲ得サルコト

第二十一　地方長官ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業場、其ノ貯藏倉庫、置場又ハ貯槽類ニ付左ノ事項ヲ命スルコトヲ得ルコト

一、平家建ト爲スコト　二、壁體、床、屋根、柱、天井、梁及階ノ全部又ハ一部ヲ不燃材料ヲ以テ築造若ハ被覆シ又ハ耐火構造トナスコト　三、屋根ヲ輕量ナル不燃材料ニテ覆葺スルコト

四、甲種防火戸又ハ木造鐵板張戸ヲ設クルコト　五、敷地境界線又ハ工場内ノ他ノ建物ヨリ適當ナル間隔ヲ有セシムルコト

六、耐火構造ノ墻壁若ハ土堤ヲ設置シ又ハ天然掩體ヲ利用スルコト　七、爆發、發火又ハ引火ニ對スル豫防施設ヲ爲スコト

八、其ノ他除害又ハ豫防ノ爲必要ナル事項

前項ノ耐火構造、不燃材料及甲種防火戸ノ意義ニ付テハ市街地建築物法施行規則第一條ノ規定ヲ準用スルコト

第二十二　爆發性、發火性若ハ引火性ト料品ノ製造、取扱若ハ貯藏ヲ爲ス場所、瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ爆發ノ虞アル場所其ノ他火災ノ危險著シキ場所ニ於テハ直接作業ニ必要ナル場合ノ外火氣ノ使用又ハ火花ヲ發スル作業ヲ爲サシムルコトヲ得サルコト、但シ安全燈、電燈其ノ他發火危險ナキモノノ使用ハ此ノ限ニ在ラサルコト

前項ノ場所ニ於テハ火氣禁止ノ旨ヲ掲示スヘキコト

第二十三　作業場ヨリ屋外ニ通スル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸トスヘキコト（一年猶豫）

第二十四　作業場ニハ安全ニ避難シ得ル爲適當ニ配置セラレタル二以上ノ出口ヲ設クヘキコト（既設作業場ニ適要セス）

第二十五　作業室カ二階以上ニアル場合ニ在リテハ各階ニ適當ニ配置セル二階以上ノ相連續セル階段ヲ設クヘキコト（既設作業場ニ適用セス）

前條ノ出口及作業場ヨリ前條ノ出口ニ至ル通路ハ高サ五尺七寸以上幅三尺五寸以上ノ障碍ナキ火キサヲ有スルコトヲ要スルコト

（既設作業場ニ適用セス）

第二十六　前條ノ階段ハ次ノ規定ニ從フコトヲ要スルコト（既設作業場ニ適用セス）（イ）踏面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト（ロ）勾配ヲ八寸五分以内ト爲スコト（ハ）高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト（ニ）蹴込板ヲ附スルコト（ホ）廻段ヲ設ケサルコト（ヘ）外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト

前二條及前項ノ規定ハ作業室ノ面積、作業人員及作業ノ性質上其ノ必要ナキ場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ニ依ラサルコトヲ得ルコト

第二十七　常時使用セサル避難出口ニハ適當ナル標示ヲ爲スヘキコト

第二十八　地方長官ハ火災ノ場合ニ於ケル避難ノ爲作業上ノ通路、階段及出口ノ構造設備ニ付必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得ルコト

第二十九　瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆發ノ虞アル場所ニハ之ガ危害ノ豫防スル爲其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘキコト（三年猶豫）

第三十　左ニ掲クル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨掲示スヘキコト

一、爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯藏ヲ爲ス場所　二、毒劇藥　毒劇物又ハ其ノ　ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス場所　三、瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所　四、多量ノ高熱物體ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入ルコトヲ得サルコト

地方長官必要ト認ムルトキハ第一項ノ場所ハ之ヲ隔離若ハ遮斷セシメ又ハ其ノ場所ニ於テ他ノ種ノ作業ヲ爲スコトヲ禁止スルコトヲ得

第三十一　高熱物體又ハ毒劇藥、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル作業其ノ他ノ作業ニシテ危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル場合ニ於テハ之ニ從事スル職工ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘキコト（一年猶豫）

職工ハ作業中已ムヲ得サル場合ノ外前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要スルコト

第三十二　衛生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル工場ニ於テハ當該職工ノ爲適當ナル食事ノ場所ヲ設クヘキコト、但シ當該職工カ工場内ニ於テ食事ヲ爲ササル場合ニハ此ノ限ニ在ラサルコト（二年猶豫）

第三十三　毒劇藥、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ爲ス工場多量ノ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他作業ノ爲手ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル手洗裝置ヲ設ケ必要品ヲ備フヘキコト（一年猶豫）

前項ノ工場又ハ高熱物體ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食堂、更衣室、含嗽裝置若ハ浴場ノ設置ヲ命スルコトヲ得ルコト

第三十四　織機ノ杼ハ杼通シノ爲緒ヲ吸出ス必要ナキモノタルコ

トナ要スルコト(二年猶豫)

職工ハ杼通シノ爲絡ヲ吸出スヘカラサルコト

第三十五　地方長官衛生又ハ危害豫防上必要ト認ムルトキハ作業室通路、階段其ノ他附屬設備ノ採光、換氣ノ爲窓面ノ變更若ハ增加又ハ人工照明其ノ他適當ナル處置ヲ命スルコトヲ得ルコト

第三十六　動力ニ依リ運轉スル機械ヲ使用スル工場又ハ腐蝕性藥液若ハ高熱物體ヲ取扱フ工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フヘキコト、但シ工場內又ハ附近ニ醫院又ハ治療所ヲ有シ迅速ニ之ヲ利用シ得ヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラサルコト

救急用具及材料ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ從業者ニ周知セシムヘキコト、但シ特ニ其ノ係員ヲ常置シアル場合ハ此ノ限ニ在ラサルコト

第三十七　食堂及炊事場ノ床ハ土間(石敷又ハ三和土叩ノ類ヲ含マス)ト爲スコトヲ得サルコト(二年猶豫)

食堂ニハ職工ヲシテ坐食ヲ爲サシムル場合ノ外必要ナル腰掛又ハ椅子ヲ備附クヘキコト(一年猶豫)

食堂、炊事場食器ハ常ニ清潔ニ保チ食器ハ時々之ヲ消毒スヘキコト

第三十八　食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得サルコト

第三十九　更衣室及浴場ハ之ヲ男女用ニ區別スヘキコト、但シ同一浴場ヲ男女時ヲ異ニシテ使用セシムルコトヲ妨ケサルコト

第四十　地方長官ハ本令ニ定ムルモノノ外危害豫防、衛生又ハ風紀維持上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得ルコト

第四十一　本令ハ工場內ノ見易キ場所ニ之ヲ掲示スヘキコト

第四十二　第二十ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二ノ場所ニ於テ濫リニ火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ處スルコト

【工場危害豫防及衛生規則案要綱趣旨說明(社會局勞働部)摘要】

本案は大體左の四部より成る。第一、機械的災害に對する安全裝置に關する事項。第二、火災危險に對する豫防及避難施設に關する事項。第三、衛生及救急設備に關する事項。第四、風紀に關する事項。

第一の機械的災害に對する安全裝置に關する規定は大體本令の第二條より第九條迄は主として動力傳導裝置に關する規定にして、先づ第二條に於て動力傳導裝置の根本原則とも云ふべき危險部分の柵圍及被覆に付て規定せり。何れの國の法律に於ても、此の種の規定は沿革的に最も古く、今日に於ても災害豫防法規の中樞を爲すものなりとす。

次に第三條乃至第七條は動力傳導裝置の災害豫防に關し特に重要なる事項に付規定したるものにして、第八條は運轉開始の場合の合圖、第九條は動力遮斷裝置に關するものなり。之に依りて動力傳導裝置に關し災害豫防上必要なる事項は略之を網羅したり。第十條乃至第十三條は動力に依りて運轉する機械に關する豫防裝置を規定したるものにして、第十條は其の根本原則を定めたり。本條は第二條と照應するものにして、本令中最も重要なるものなり。第十一條乃至第十三條は特殊の安全裝置及急速停止裝置を規定し、第十四條及第十五條は服裝及保護具、第十六條及第十七條は墜落防止に關する

規定なり。第十八條は通路に付き、第十九條は危險表示に付き夫々規定を設け　最後に第二十條は危害豫防裝置に關して職工に對する規定を設けたり。次に第二の火災豫防及避難に關する規定は第二十一條乃至第三十條之に屬す。其の中出口及階段等に關しては一定の標準を定めたるが、右は本令施行後新しく設立さるる作業場のみに適するものにして、既設のものに對しては第二十八條に依る處分命令に委ねたり。建築物の防火設備等も同樣地方長官の處分に委ねたり。新設作業場は設置の際　既設作業場は實際の事情に應じて防火及避難に關し適當の措置を命ずることとする意向なり。

第三に衛生に關する事項は第二十九條乃至第三十八條の規定する所にして、第二十九條及第三十條は火災豫防に關するものと兩者に跨る。第二十八條乃至第三十三條は有害なる料品又は瓦斯蒸氣粉塵等を發する特殊の不衛生なる工場に關するものにして、第三十四條は織物業に關する特別規定、第三十五條乃至第三十八條は一般の工場に適用あるものなり。第四の風紀に關する事項は第三十九條に一ケ條あるに過ぎず、右の外第四十條には地方長官の補充的命令權を定めたり。事例の尠き等の爲め特に條文を設けざりし事項に付き處分命令に依りて改善を計らんとするものなり。第四十一條には本令掲示の規定あり、本令の周知を計らんとするものなり。

本令は工場法第十三條に基くものなるを以て、工場法の適用ある工場に適用することは當然のことなるも　此の主旨を明にする爲に第一條に特に適用範圍を明にしたり。本令は工場法に基く委任命令なる結果、本令に違反したる工場主には當然工場法の制裁あり。然れども職工に付ては工場法に制裁規定なきを以て本令に之を設けたり。職工に對する制裁は危害豫防裝置を取り外すが如き、火氣禁止の場所に於て濫りに火氣を使用するが如き、事情の重大にして他人にも迷惑を及す場合に限り、單に「マスク」を外したるか如き、「ゴツグル」を使用せざりしと云ふが如き場合には制裁を以ては臨まざることとせり。本令は工場に於ける災害豫防に關して必要なる一切の事項を網羅したるものに非ず。汽罐、汽機、起重機、昇降機、研磨機等の如き危險なる機械に付き機械自體の安全を計るに必要なる規定及び各種の機械に付て各種類別に夫々危害豫防裝置を命ずる規定を缺くのみならず、職工の作業方法に關する事項建物に關する規定等に付ても缺くる所尠からず。一切の事項を法規とし且全部一齊に實行せんとするは實行至難なるを慮れ、最初の安全法規としては此の程度に留め、漸を追て完備に近づかんことを期す。本令の多數の條文に「危險なる」、「作業上差支無き限り」、「適當なる」と云ふが如き、概括的抽象的字句を使用し、如何なる機械、如何なる部分を以て危險と見るか、「適當なる」とは如何なるものなるか等に付ては具體的の場合の解釋に委ねたり。詳細に標準を示して、何機械の如何なる部分は如何なる裝置を使用すべきか、巾何寸以上、速度毎秒何呎以上の「ベルト」は柵圍するを要するとかと云ふが如き、更に柵圍の高さ及距離等に付き一定の規格を明示することは法規の施行を容易ならしむる所以なるが如きも、一面に於て機械の種類は其の數を知らず、而も　險の有無及程度は周圍の狀況に依つて千態萬樣にして、作業上の便否の如きも具體的場合に付てのみ云ひ得べき

場合多く、外國の同様の規定を見るも、大體に於て法規は抽象的標準を示し、實際の適用は各場合に付き各般の事情を綜合して監督官の判斷に委するを通例とするに鑑み、我國に於ても此の方法を採り官民一致の努力にゝり漸次に進歩を計る外無かるべし。從つて本令の施行に付ては事務に熟達したゝ者之に當ることを要するは云ふ迄もなく、素養經驗ある者と雖も、單なる外部よりの觀察を以てしては判斷の的確を失ふことを免れざるを以て、危險の有無、不衛生の程度、作業の便否、設備の適否等に關しては當業者又は當該係員の意見を徴して成るべく當業者の自發的創意に依る改善を促すに努むべきなり。

本令に依る設備の改善は就業時間の制限、深夜業の禁止の如く、或條文の適用の開始と同時に、一切の工場が一齊に其の適用を受けて改善が實現せられ、以後法文の改正ある迄何等の變更を要せざるが如きものに非ずして、不斷の進歩に依つて漸次改善せらるることを期すべきなり。本令の各條には夫々必要なる猶豫期間を設けたるも、猶豫期間中と雖も各條に依る改善を計ると共に、猶豫期間經過後に於ても監督官が認めて違反とすべきものは總て告發すと云ふが如きものに非ずして、違反ありと認めらるゝ場合に於ても原則として先づ警告を加へ相當の時日を定めて改善を促し、正當の事由なくして右に從はざる場合に初めて適當なる處置に出づべきなり。而して設備不備の爲め現實に災害の起りたる場合は改善を促すに最も適當なる機會なるを以て、其の機會を利用して同一又は類似の設備の改善を計るべきなり。尚本令中既に地方廳令に依つて實行せらるゝもの尠からず。是等は地方廳令として本令各條の猶豫中と雖も効力を有すべきは當然なりとす。本令に依つて處分又は指示するに當りて特に注意すべきことは作業上の便否及負擔の問題を考慮すべきことにして、本令各條に「作業上已むを得ざる場合を除くの外」と云ふが如き字句の無き場合と雖も作業の實行を不能ならしむが如きものは安全裝置として意義を成さざるものなるを以て、之を強制することを能はざるは云ふ迄もなく、同様に工場の實際負擔に堪へざる不權衡に大なる費用を用ずるが如き設備は特に禍害の緊切なる場合の外之を命ずること無かるべし。尚現在の技術の狀態に於てはあらゆる危害に對して完全なる豫防裝置の域に達せず。危險なるものにして一般に適當なりと認めらるる豫防設備の無きもの尠からず、此等に付ては當業者の自覺に訴へ適當なる裝置の案出に努め、安全にして作業にも差支なしとの監督官の自信及一般的承認を得たる場合に之を廣く普及せしむるの方針を採らざるべからず。監督官と當業者との協力は工場法の施行上極めて必要なる猶豫期間を設けたるに愈々その緊切を加ふるに至るべきなり……。

鑛夫勞役扶助規則の改正――鑛夫勞役扶助規則中、保護鑛夫（十六歳未滿の者及び女子）の深夜業並びに坑内作業に關する事項及び一般鑛夫の坑内勞働時間制限等については、既に大正十三年以來、社會局、石炭鑛業聯合會、鑛山懇話會等共同にて鑛山勞働事情調査會を組織し以つて調査研究中であつたが、漸く調査完了し、大體同會の調査答申を參考として

社會局において內務省案を作成し、本年九月一日省令第三十號を以つて同規則の改正公布を見た。右に依つて、鑛山における女子及び少年勞働者の深夜業並びに坑內作業の禁止が原則的に確立せられ、又坑內における一般勞働者の就業　間が原則として十時間に制限せられるに至つた。尙ほ同法令は附則により昭和五年九月一日より施行される。（改正法文は「附錄一」に收錄）

工場法中改正法律案――第五十六議會提出の目的を以て政府は社會局をして工場法改正案の作成を急がしめた。改正の主旨は、現在使用職工數十人以上とする適用工場の規定を擴張して十人以下の場合をも認めんとするもので、詳言すれば、原動力を使用する工場には特に必要ある業務につき使用人の多少に拘らず工場法の就業時間、休日、休憩に關する規定を適用せんとする方針の案である。

工場監督主任官會議――四月會催。主たる協議事項は「工場危害豫防及衛生規則要綱」で、指示事項は安全週間實施方法その他であつた。

二　府縣

安全週間

各府縣におけるこの種施設の主なるものは、工場鑛山における安全週間の催しであるが、最近は社會局、產業福利協會等の盡力と宣傳とにより各地の鑛山主、工業主を糾合して全國一齊に行はれるやうになつた。昭和三年度においては七月二日より一週間に亙り各地盛大に行はれ相當の成績を擧げたが、これより先、五、六月に亘り社會局當局は各地に安全週間趣旨講演會を開きその宣傳に盡力するところがあつた。

本年中對災害衛生施設としての法規の制定を見たものは左の一縣である。

▲工場法施行細則の改正――新潟縣。（「勞働時報」十二月號參照）

安全委員會　安全委員會は災害豫防のため元來事業主及び勞働者の協力により各工場及び各鑛山に設置されてあるもので、無論、政府の對策と見るべき性質のものではないが、現在のところは、專ら社會局、產業福利協會、各地方官廳の支持奬勵に俟つところ多きものである。

而して右安全委員會の組織、職務、並に現況については昨年度本年鑑に大略紹介したところであるから、玆には左表によりその我國に於ける發達の趨勢を概觀する。因に、最近兩三年間の發達特に著しきを見る。

安全委員會設立年別表

年次	鑛山	工場	年次	鑛山	工場
明治四十四年	一	一	大正十一年	一	五
大正二年	一	一	同十二年	三	六
同五年	一	一	同十三年	二	三六
同六年	一	二	同十四年	二	一八
同七年	一	一	同十五年	七	一五
同八年	一	一	昭和二年	一九	二五一
同九年	二	一	昭和三年二月迄	二	六
同十年	一	七	計	五九	三八二

第三節　保險施設

一般勞働者に對する保險施設としては、現在に於いては健康保險、簡易保險、郵便年金等であり、健康保險、郵便年金、ともに實施後既に二歲、殊に健康保險にとつてはこの二ヶ年はまことに多難であつたが、今や兎も角も略々その基礎を据ゑたと見ることができる。健康保險の成績に鑑み、その姉妹法たる船員保險も本年に至つて成案を見、わが社會保險は漸くその體系の完成へと急ぎつゝある。以下、この種施設の本年度における概況を述べる。

一　簡易保險

事業成績　本年中における成績を昨年中のそれと比較すれば大要左の如くである。

	年度末現在		
	新契約件數	件數	保險金額
昭和三年	二、七五四、五四四	一三、〇七七、三六	一、六九八、九三〇、七七四圓
昭和二年	二、五三六、四五一	二、一六九、〇三六	一、四三〇、八五四、四五七

即ち新契約件數において昨年より二一八、〇九二件の増加であり、年末現在について見れば、件數において一、九〇八、一九〇件（一七・一％）、保險金額において二六八、〇七六、三一七圓（一八・七％）の増加を見る。（右月別表、累年表、本年の成績等は第三部統計第五表參照）

簡易保險積立金運用狀況　昭和三年度末（昭和四年三月末日現在）における狀況は左の如くである。

運用貸付總額	一五八、六五七、三五八圓
契約者貸付額	二〇、四八〇、七一九
帝國政府公債證書放資	三一、七一二、四九三
地方債證券放資	一八、〇〇〇、九〇三
一時預金部預金	四一、七七九、六四五
現金	二、四九三、一四二
合計	二七三、一二四、二五九

二　郵便年金

事業成績　本年中における成績を昨年中と比較すれば大要

左の如くである。

	新契約件數	年末現在 件數	年末現在 年金額	年末現在 一件平均年金額
昭和三年	三八、五五五	一七五、八二〇	三、九八八、三八八	二二・九
昭和二年	一五、四四四	一八一、三八一	一五、六一九、二四六	八六・一

即ち郵便年金の本年中の成績は前年に比し甚しく惡く、新契約件數に至つては七四・四%の減少を見てゐる。（詳細は第三部統計第六表參照）

尙ほ郵便年金積立金並にその運用については左の法規の公布を見た。（附錄一參照）

▲郵便年金積立金運用規則（勅令二一八號、昭和三、八、三〇）▲郵便年金積立金貸付ニ關スル件（遞信省令第六號　昭和三、一二、六）

三　健康保險

健康保險は本昭和三年十二月を以つて實施後滿二ケ年を經た。年月においても未だ創業の域を脫せずと云ふべきであらうが、實際の運用においても未だ遺憾の點少しとせず、努力改善を要する點は二三にして止らなかつた。先づ保險料滯納の問題を第一とし、惡德保險醫の橫行、診療契約更新問題における日本醫師會と內務省との意見の齟齬、更に醫師會と健康保險組合との折衝、保險醫罰則削除問題、等々、相次で起つたが、いづれも大體において適當の解決を見、社會局當局は昨年以來の懸案たる健康保險法の改正に鋭意努力を用ひた。而して右改正案は本年中既に成案を得、來議會に提出の運びに至つた。以下、健康保險の本年中における施設並に實施成績の概要を述べる。

1　施設概要

本年中における施設の概要は左の如くである。

一、健康保險組合　昭和三年十二月末現在における健康保險組合は合計三四三、昨年末現在數より九組合の增加である。これを業態別に見れば、染織工業（一三六）最も多く、機械及器具工業（五六）、石炭鑛業（五三）、化學工業（三九）、金屬工業（二一）、飲食物工業（一四）、雜工業（一三）の順序である。

二、保險醫及保險藥劑師數　（但し政府管掌の健康保險における數）昭和三年十二月末における醫師三二、四八九人、齒科醫師八、一七七人、藥劑師六、七九四人である。地方別に醫師數の最も多きは東京府の四、二〇六人、大阪府これに次ぎ一、九四七人、兵庫縣、愛知縣、福岡縣これに次ぐ。

三、保健施設の實施　昭和三年度中各健康保險署の實施にかゝる概況を見るに、講演會並に活動寫眞の開催回數一、四五八回、その聽講觀覽被保險者數は六〇四、五一〇人にのぼる。衞生展覽會の開催回數は六四回、その觀覽被保險者數二五三、三二一人。運動競技會の開催六回、參加被保險者八、二一五人である。この他の保健施

設としては、ポスター、パンフレット等の配布の外、水泳場設置、健康相談部設置、ポスター）圖案懸賞募集等が一二の地方において行はれた。

四、健康保險署長會議　昭和三年四月四日、社會局において開催、指示事項、注意事項、協議事項は左の如くである。

指示事項　（一）健康保險法施行規則中改正の件。醫療契約の改訂に伴ひ健康保險法施行規則中改正を加へ被保險者に處方箋請求權を認め、入院の場合に於ける手續を明かにし、以て健康保險の圓滿なる發達を圖らむとす、各位は能く此の趣旨を體し法規の執行に遺憾なきを期せらるべし。（二）醫療契約に關する件。政府管掌被保險者の診療並藥劑支給に關しては政府は日本醫師會、日本齒科醫師會、日本藥劑師會其他官公立病院と契約を締結せり、而して日本醫師會以外の團體に對する契約內容は何れも從前と大差なきも、日本醫師會との診療契約は從來の人頭式請負契約中より入院診療を除くの外診療方針の設定及處方箋の發行の義務等必要なる事項の改正を爲したり、依て各位は常に關係方面と聯絡協調を保ち取扱上遺漏なきを期せられたし。（三）保險視察員に關する件。政府管掌被保險者の保險施設に關しては玆に實施一年有餘を經過し、其の成績は相當見るべきものありと信ずるも各位は更に一段の努力を加へ益々實効を擧げられんことを望む。

注意事項　（一）健康保險視察員の活動に付ては未だ遺憾の點多々あり、今後は一層有用に活動せしめ其の機能を十分に發揮せしめられたし。（二）濫診防止に關する件。健康保險の醫療給付に關しては夙に之が監督に意を用ひつゝあるも未だ以て濫診の跡を絶たざるは極めて遺憾とする所なり、各位は常に深甚なる注意を拂ひ之が絶滅に努められたし。（三）囑託醫に關する件。保險給付及保健施設に關する囑託醫の利用に關しては未だ十分ならざる向あり　曩に當局の發したる囑託醫の取扱ふべき事項に關する通牒の趣旨に基き隅意なく相互の聯絡を計り諸般の事務の實績を擧ぐるに留意せられたし。（四）齒科診療料金表以外の料金に關する件。齒科診療料金表以外の料金は地方に依りて甚だしき不同あるのみならず、此等の診療を請求するもの次第に多きを加ふる傾向あるを以て、之が承認を爲すに際して十分愼重なる態度を採られたし。

協議事項　病院收容に關する件。

五、關係法令の改正　昭和三年中におけるものは左の如くである（法規全文は「附錄一」參照）

▲內務省文部省告示第二十三號（健康保險の療養給付を爲す大學附屬醫院その他これに準ずべき病院の指定）昭和三年二月十日公布

▲內務省令第十二號健康保險法施行規則中改正　內務省令第十二號、昭和三年四月七日公布▲海軍病院の健康保險の療養給付等に關する件（勅令第一三三號、昭和三年六月二十九日公布）

2　實施成績

一、被保險者總數

昭和三年十二月末現在に於ける被保險者數を政府管掌と保險組合管掌とに分つてみれば次の如くである。

	政府管掌	組合管掌	合計
強制被保險者總數	一、〇二五、九一九	七三六、八八二	一、七五二、八〇一
工場法適用	九五六、〇八九	—	九五六、〇八九
鑛業法適用	五九、八三〇	—	五九、八三〇
任意包括被保險者	一、八四九	二九、八六八	三一、七一七
任意繼續被保險者	三三〇	一八	三四八
合計	一、〇二七、七九八	七六六、七六八	一、七八四、七六六

次に、健康保險法施行令第七條によれば、「政府の事業に使用せられる被保險者が健康保險法の規定に依り保險給付を受くべき場合において、內務大臣の指定したる共濟組合よりその保險給付に相當する給付を受くるときは、その重複する部分に付ては保險給付をなさない」のであるが、この內務大臣の指定を受けて健康保險を代行する官業共濟組合の組合員たる健康保險の被險者數は次の如くである。

強制被保險者總數	一五八、三三三
工場法適用	一五八、一六七
鑛業法適用	一六六

備考　健康保險法施行令第七條の共濟組合員たる健康保險被保險者は全部強制被保險者にして任意包括被保險者、任意繼續被保險者はない。又鑛業法適用事業場又は工場に使用せられる被保險者は海軍共濟組合を除く他の共濟組合にはない。尙ほ、上記被保險者總數の最も多きは海軍共濟組合の五〇、二九三にして、次は專賣局共濟組合(二九、五六七)、陸軍共濟組合(二七、七〇二)等である。

二、給付件數

昭和三年中における給付件數の總計は未だ見るを得ないので、現在知り得る最近の一ヶ月として昭和三年五月の狀況を取り、給付狀況の一斑を窺ふことゝしたい。

健康保險給付件數(昭和三年五月における狀況)

	業務給付費	療養費	傷病手當金	產婆收容手當	出產費	埋葬費	埋葬手當金	分娩費	料
政府管掌 新件數	一四三、四三六	二〇五	三三	七〇六	二	六	七三	五九六	全 二、六三七
政府管掌 終了件數	三三三、八三三	一〇二	二五、〇七九	二	六	二、一八二	—	—	—
政府管掌 翌月へ繰越	九八、九九一	二八	一三、〇六四	—	—	一、三三五	—	—	—
組合管掌 新件數	二八、六六八	七九四	三八、四四八	三	二三	二、三四四	四七七	三九	一、一三二
組合管掌 終了件數	二〇九、七〇〇	八一〇	三七、三九九	一六	二三	一、四三七	—	—	—
組合管掌 翌月へ繰越	八〇、七一〇	三七一	二、六四四	—	—	一、六六六	—	—	—

三、健康保險組合收支概況

昭和三年度分は未發表なるがゆゑに昭和二年度決算の概況を見るに、收入總額二一、三七一、六八七圓、支出總額一八、四七七、二五五圓、收入のうち健康保險收入合計一九、八九一、五七九・九圓、この一ヶ月平均を出せば一、六五七、六三二圓(この內譯、保險料一、五一八、一三四圓、國庫負擔金收入一三八、九六九圓、徵收金五二九圓である。次に支出のうち保健施設費八〇、二一〇圓、保險給付費合計一七、六六一、九二三圓。保險給付費の一ヶ月平均を出せば一、四七一、八二七圓、この一ヶ月平均の內譯を示せば左の如くである。

保險給付費一ヶ月平均　一、四七一、八二七圓

療養給付費及療養費	七四八、三四四
傷病手當金	六三五、二五七
埋葬料及埋葬費	一五、三五一
分娩費	二六、三一八
産院收容及助手手當金	七六二
出産手當金	四五、七九五

大正十五年度の政府並に組合管掌健康保險の收支決算については第三部統計第七表其三參照。

四　船員保險

現行の健康保險法においては船員はその適用範圍外にあるが、既に該法制定當時に貴族院の附帶決議もあり、且つ海員組合側からの要望もあつて多年の懸案となつてゐる船員保險法については、年來內務省社會局において調査立案中であつたが、本年に至り略々社會局としての成案を得、昭和三年八月廿七日第一回の、九月三日第二回の、九月十五日第三回の社會局參與會議に附議した。更に同じく九月三日には同法案要綱審議のため內務大臣官邸において勞働保險調査會が開かれ、意見質問開陳の後これを特別委員に附託した。右調査會席上における山口社會局保險部長の立案の經過及內容に關する說明、特別委員並に特別委員會、船員保險法案要綱は左の如くである。

【特別委員並に特別委員會】　特別委員の氏名は次の如し。委員長男爵千秋季隆。委員　窪田靜太郎、石川文吾、添田敬一郎、田子一民、森莊三郎、遞信省管船局長宮崎清則、法制局參事官金森德次郎、內務省衛生局長山田準次郎、社會局部長湯澤三千男、社會局部長山口安憲、濱田國太郎、武田良太郎　金尾治作、上谷續

第一回特別委員會は十月四日社會局で開催され要綱につき一般的質問を行ひ、第二回は十月十二日に開かれ逐條質問に入り、翌十三日第三回特別委員會を開き更に質問を繼續した。

【船員保險法案要綱】（社會局案）

第一、保險事故

一　被保險者ノ疾病、負傷、廢疾、老年、脫退及死亡ヲ船員保險ノ保險事故トスルコト

第二、被保險者

イ、強制被保險者

二　日本船舶ニ乘組ム船員（豫備員ヲ含ム、船舶職員ニ準スヘキ者ハ之ヲ船員ト看做ス）ヲ船員保險ノ强制被保險者トスルコト、但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クコト

一、一年ノ報酬千八百圓ヲ超ユル船舶職員及之ニ準スヘキ者。二、湖川港灣ノミ航行スル船舶ニ乘組ム船員。三、船舶法第二十條ニ掲クル船舶ニ乘組ム船員　四、前各號ニ掲クル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

三　日本船舶ニ非サル船舶ニ乘組ム船員カ日本船舶ヲ所有シ得ル者ニ雇傭セラレタル場合ニ於テハ船員保險ノ强制被保險者トスルコト

ロ、任意包括被保險者

四　第二項第二號又ハ第三號ノ規定ニ該當スル船舶ノ船舶所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ船舶ニ乘組ム船員ヲ包括シテ船員保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得ルコト、此ノ場合ニ於テハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルコト

五　被保險者タルヘキ者二分ノ一以上ヨリ任意包括被保險者タルコトノ請求ヲ爲シタルトキハ船舶所有者ハ前項ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ要スルコト

六　任意包括被保險者ヲ使用スル船舶所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ任意包括被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得ルコト、此ノ場合ニ於テハ任意包括被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルコト

七　任意包括被保險者二分ノ一以上ヨリ其ノ資格ヲ喪失スルコトノ請求ヲ爲シタルトキハ船舶所有者ハ前項ノ認可申請ヲ爲スコトヲ要スルコト

ハ、任意繼續被保險者

八　被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者タルコトヲ得ルコト

ニ、政府ノ事業ニ從事スル船員

九　政府ノ事業ニ從事スル船員ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得ルコト

ホ、被保險者タル資格ノ發生及消滅

十　被保險者タル資格ハ左ニ掲クル日ニ發生スルコト

一、雇傭ノ日。二、船員カ第二項但書ニ該當セサルニ至リタル日。三、任意包括加入ノ認可アリタル日

十一　被保險者タル資格ハ左ニ掲クル日ノ翌日ヨリ消滅スルコト

一、死亡シタル日

船舶ノ海難ニ遭遇シ又ハ行方不明ト爲リタル場合ニ於テ六月間其ノ存否分明ナラサルトキハ當該船舶ニ乘込ム船員ハ其ノ期間滿了ノ日ニ死亡シタルモノト推定スルコト、船舶航行中行方不明トナリタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月間生死分明ナラサル場合亦同シ

二、解雇又ハ第三項ニ該當セサルニ至リタル日

解雇セラレタル者カ商法第五百八十一條乃至第五百八十三條又ハ第五百八十七條ノ規定ニ依リ送還ヲ請求シタル場合ニ於テハ雇入港ニ送還セラルル迄仍雇傭セラルルモノト看做スコト

三、船員カ第二項但書ニ該當スルニ至リタル日

四、任意包括脫退ノ認可アリタル日

五、任意繼續被保險者カ保險料ヲ納付セス命令ノ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキハ猶豫期間滿了ノ日

六、任意繼續被保險者カ本法施行區域外ニ去リタル日但シ船員ナル場合ヲ除ク

第三、保險者

十二　船員保險ノ保險者ハ之ヲ政府トスルコト

第四、標準報酬

十三　保險料及保險給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ定ムルコト

十四　報酬ノ額ハ船員カ勞務ノ對償トシテ船舶所有者ヨリ受クル俸給又ハ給料及之ニ準スヘキモノヲ總計シテ之ヲ定ムルコト

第五、財　源

イ、保險料ノ負擔者及其ノ負擔割合

十五　强制被保險者及任意包括被保險者ニ關スル保險料ノ負擔者及其ノ負擔割合ハ之ヲ左ノ如ク定ムルコト

被保險者十分ノ四　船舶所有者十分ノ四、國庫十分ノ二

十六　任意繼續被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ十分ノ八ヲ任意繼續被保險者　十分ノ二ヲ國庫ニ於テ負擔スルコト

十七　船舶ノ種類、構造又ハ航路ノ狀況ニ依リ船舶所有者ノ負擔スヘキ保險料ノ割合ヲ增加スルコトヲ得ルコト

十八　少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ船舶所有者ノ負擔スヘキ割合ヲ增加スルコトヲ得ルコト

十九　船舶ノ借入人、受寄者其ノ他船舶所有者ニ非サル者ノ雇傭スル船員ニ關シテハ、其ノ雇傭者ヲ以テ船舶所有者ト看做スコト、但シ日本ニ住所又ハ事務所ヲ有セサルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラサルコト

ロ、保險料ノ算定

二十　保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

ハ　保險料ノ免除

二十一　被保險者海軍ニ徵集、召集又ハ配屬セラレタル場合ニ於テハ保險料ヲ徵收セサルコト

ニ、保險料ノ徵集

二十二　船舶所有者ハ其ノ雇傭スル被保險者ノ負擔スル保險料ヲ納付スル義務ヲ負フコト、但シ任意繼續被保險者ニシテ船員ニ非サル者ハ自ラ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フコト

二十三　船舶所有者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得ルコト

二十四　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アルトキハ保險官署ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スルコト、此ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料及延滯金ヲ徵收スルコト

二十五　前項ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタルモノニシテ其ノ指定期限迄ニ督促　數料　延滯金　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ納付セサルトキハ市町村ハ保險官署ノ請求ニ依リ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スルコト、此ノ場合ニ於テ保險官署ハ徵收全額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スルコト

二十六　滯納者又ハ其ノ財產カ主務大臣ノ指定シタル市町村ニ在ル場合ニ於テハ保險官署ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スルコト

二十七　督促手數料、延滯金、保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取得權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ他ノ公課ニ先ツコト

ホ、保險料其ノ他ノ徵收金ノ時効

二十八　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收スル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅スルコト

第六、保險給付

イ、療養ノ給付

二十九　被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲スコト

療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト、療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得ルコト

三十　業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ノ場合ニ於テハ治癒スル迄療養ノ給付　繼續スルコト

三十一　業務上ノ事由ニ因ラサル疾病又ハ負傷ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付、療養ノ給付開始ノ日ヨリ百八十日ヲ超エテ之ヲ爲ササルコト

三十二　前項ノ場合ニ於テ保險者ハ必要アリト認ムルトキハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得ルコト

三十三　船舶所有者カ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ治療及看護ノ費用負擔ノ義務ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ期間經過後療養ノ給付ヲ開始スルコト

三十四　船舶所有者カ前項ノ義務ヲ有スル場合ニ於テ保險者ハ必要アリト認ムルトキハ本法ニ依ル療養ノ給付ヲ爲シ其ノ費用ヲ船舶所有者ヨリ徵收スルコトヲ得ルコト

三十五　商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル被保險者トシテ療養ノ給付又ハ之ヲ第三十一項ノ期間ニ算入スルコト

三十六　療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコト

ロ、傷病手當金

三十七　療養ノ給付又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依ル治療及看護ヲ受クル被保險者療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ傷病手當金トシテ一日ニ付キ報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給スルコト但シ業務上ノ事由ニ由ラサル疾病又ハ負傷ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給スルコト

三十八　疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコト

三十九　前項ニ掲クル者其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給シ其ノ金額ハ船舶所有者ヨリ之ヲ徵收スルコト

四十　被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際療養ノ給付又ハ傷病手當金ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者ハ被保險者トシテ療養ノ給付又ハ傷病手當金ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ療養ノ給付又ハ傷病手當金ヲ受クルコトヲ得ルコト

ハ、廢疾年金

四十一　疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ日ノ翌日ヨリ勞働能力喪失程度ニ應シ報酬年額ノ三分ノ一乃至四分ノ一ニ相當スル金額ヲ廢疾年金トシテ支給スルコト。

一、第三十項ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ受ケ治癒シタルモ勞働能力三分ノ一以下ニ減退シタルトキ。二、疾病又ハ負傷カ第三十一項又ハ第三十二項ニ規定スル期間内ニ治癒シ勞働能力三分ノ一以下ニ減退シタルトキ。三、疾病又ハ負傷カ第三十一項又ハ第三十二項ニ規定スル期間内ニ治癒セス勞務ニ服スルコト能ハサルトキ。四、前號ニ該當スル者ノ疾病又ハ負傷カ治癒シ勞働能力三分ノ一以下ニ減退シタルトキ

四十二　癈疾カ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ基ク場合ニ於テハ前項ノ金額ノ二分ノ一ヲ增加スルコト

四十三　癈疾カ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ基カサル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル期間保險料ヲ納付シタルコトヲ要スルコト

四十四　癈疾年金ノ支給ヲ受クル者ノ勞働能力ヲ增加スルコトヲ得ト認ムルトキハ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得ルコト

四十五　癈疾年金ノ支給ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ノ發生シタル月ヲ以テ終了スルコト。一、癈疾年金ヲ受クル者カ死亡シタルトキ。二、癈疾年金ヲ受クル者ノ勞働能力增加シ三分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ　三、第四十一項第三號ニ該當スル者ノ疾病又ハ負傷カ治癒シタルトキ、但シ勞働能力カ三分ノ一ニ減退シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

ニ、癈疾手當金

四十六　疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ報酬年額一年分乃至二年分ノ範圍ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ癈疾手當金ヲ支給スルコト。一、第三十項ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ受ケ治癒シタルモ勞働能力三分ノ一ヲ超エ三分ノ二以下ナルニ至リタルトキ。二、疾病又ハ負傷カ第三十一項又ハ第三十二項ニ規定スル期間内ニ治癒シ勞働能力三分ノ一ヲ超エ三分ノ二以下ナルニ至リタルトキ。三、第四十一項第三號ノ規定ニ該當シ癈疾年金ノ支給ヲ受クル者ノ疾病又ハ負傷カ治癒シ勞働能力三分ノ一ヲ超エ三分ノ二以下ナルニ至リタルトキ。四、癈疾年金ノ支給ヲ受クル者ノ勞働能力增加シ三分ノ一ヲ超エ三分ノ二以下ナルニ至リタルトキ。癈疾カ業務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ基ク場合ニ於テハ前項ノ金額ノ二分ノ一ヲ增加スルコト

四十七　癈疾カ業務上ノ事由ニ依ル疾病又ハ負傷ニ基カサル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル期間保險料ヲ納付シタルコトヲ要スルコト

四十八　勞働能力ノ測定ニ關スル事故ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

ホ、養老年金

四十九　被保險者タリシ者六十歲ヲ超ユルニ至リタルトキハ養老年金トシテ報酬年額ノ三分ノ一ニ相當スル額ヲ支給スルコト

五十　養老年金ヲ受クルニハ勅令ヲ以テ定ムル期間保險料ヲ納付シタルコトヲ要スルコト

ヘ、脫退給與金

五十一　被保險者資格喪失ノ際勅令ヲ以テ定ムル期間被保險者ヲリシ者ニ對シテハ被保險者ノ申請ニ依リ脫退給與金ヲ支給スルコト

五十二　養老年金ノ支給ヲ受クヘキ者又ハ第五十項ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル期間保險料ヲ納付シタルモ年齡六十歲未滿ニシテ養老年金ヲ受クルニ至ラサルモノハ其ノ申請ニ依リ脫退給與金ノ支給ヲ受ク

ルコトヲ得　コト、此ノ場合ニ於テハ養老年金ハ之ヲ支給セサルコト

五十三　脱退給與金ノ額ハ保險料納付ノ期間ニ應シ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

五十四　脱退給與金ハ癈疾年金、癈疾手當金、遺族年金又ハ養老年金ト併給セサルコト、但シ脱退給與金ノ額カ癈疾手當金ノ額ヲ超過スルトキハ脱退給與金ノ額ヲ癈疾手當金トシテ支給スルコト

ト、埋葬料

五十五　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ死亡者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬料トシテ其ノ死亡者ノ報酬日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給スルコト、但シ其ノ金額カ五十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ五十圓トス。一、被保險者又ハ療養ノ給付、傷病手當金、癈疾年金若ハ養老年金ノ支給ヲ受クル者死亡シタルトキ。二、被保險者タリシ者第五十項ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル期間保險料ヲ納付シ六十歳未滿ニテ死亡シタルトキ。三、商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者死亡シタルトキ

五十六　前項ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給スルコト

五十七　前二項ノ規定ハ船舶所有者カ商法第五百八十條第二項ノ規定ニ依リ葬式費用負擔ノ義務ヲ有スル場合ニ於テハ之ヲ適用セサルコト

チ、遺族年金

五十八　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ死亡ノ日ノ翌日ヨリ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル遺族其ノ他ノ者ニ對シ遺族年金ヲ支給スルコト、但シ業務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル期間保險料ヲ納付シタルコトヲ要スルコト。一、被保險者死亡シタルトキ。二、療養ノ給付、傷病手當金、癈疾年金又ハ養老年金ノ支給ヲ受クル者死亡シタルトキ。三、第五十項ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル期間保險料ヲ納付シタル者六十歳未滿ニテ死亡シタルトキ。四、商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者死亡シタルトキ

五十九　遺族年金ノ額ハ左ノ各號ニ該當スル者一人ナルトキハ報酬年額ノ十分ノ一トシ一人ヲ增ス毎ニ報酬年額ノ十五分ノ一ヲ增加スルコト、但シ其ノ合算額カ報酬年額ノ六分ノ一ヲ超ユルトキハ之ヲ六分ノ一トスルコト。一、配偶者、但シ夫ハ六十歳以上又ハ癈疾ノ狀態ニ在ルコトヲ要スルコト。二、死亡當時年齡十六歳未滿ノ直系卑屬及胎兒、但シ胎兒ニ付テハ其ノ生レタル月ノ翌月ヨリ之ヲ支給ス。三、死亡當時年齡六十歳以上ノ直系尊屬。四、死亡當時癈疾ノ狀態ニ在ル直系尊屬又ハ死亡當時癈疾ノ狀其ノ他死亡當時被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

六十　死亡カ業務上ノ事由ニ因ルトキハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル金額ノ二分ノ一ヲ增加スルコト

六十一　遺族年金ノ支給ヲ受クヘキ者ノ順位ハ之ヲ左ノ如クスルコ

ト、尙第二號該當者ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキ時ハ卑屬ヲ先ニスルコト。一、配偶者。二、直系卑屬又ハ直系尊屬。三、兄弟姉妹。四、其ノ他死亡當時被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

胎兒出生ノ際既ニ後順位者カ遺族年金ノ支給ヲ受クルトキハ出生ノ月ノ翌月ヨリ後順位者ハ其ノ權利ヲ失フモノトスルコト

六十二　前項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ルコト。一、被保險者ノ家督相續人又ハ戶主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニスルコト。二、男ハ女ヨリ之ヲ先ニスルコト。三、前項第二號ニ該當スル者ニ付テハ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ庶子私生子ヨリ先ニスルコト。四、前二項ニ揭クル事項ニ付キ相同シキ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニスルコト

六十三　遺族年金ノ支給ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者ニ付テハ其ノ事由ノ發生シタル日ヲ以テ終了スルコト、此ノ場合ニ於テ第五十九項各號ニ該當スル者アルトキハ次ノ順位者ニ對シ遺族年金ヲ支給スルコト。一、死亡シタルトキ。二、寡婦カ再婚シタルトキ。三、直系卑屬又ハ兄弟姉妹カ十六歲ニ達シタルトキ。四、死亡當時癈疾ノ狀態ニ在ル直系尊屬カ癈疾タラサルニ至リタルトキ

リ、給付請求權ノ制限

六十四　被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ保險事故ヲ生セシメタルトキハ療養ノ給付、傷病手當金、癈疾年金又ハ癈疾手當金ヲ支給セサルコト

六十五　第五十九項ノ規定ニ該當スル者故意ニ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ第六十一項ノ規定ニ依ル先順位者ヲ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ支給スヘキ遺族年金ハ之ヲ支給セサルコト

六十六　療養ノ給付又ハ傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付ヲ停止シ又ハ傷病手當金ノ全部若ハ一部ヲ減額スルコトヲ得ルコト。一、陸海軍ニ徵集召集又ハ配屬セラレタルトキ。二、本法施行區域外ニ去リタルトキ、但シ保險給付ヲ受クヘキ者カ被保險者ニシテ船舶ニ乘組ミタル場合ヲ除ク。三、感化院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ。四、監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

六十七　年金ノ支給ヲ受クル者前項第一號第三號又ハ第四號ニ該當スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ受クル年金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

六十八　療養ノ給付ヲ受クル者正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサルトキハ之ニ對シ支給スヘキ傷病手當金　癈疾手當金又ハ癈疾年金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

六十九　癈疾年金ノ支給ヲ受クル者正當ノ理由ナクシテ療養ノ給付ヲ拒ミタルトキハ癈疾年金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

七十　保險給付ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者正當ノ理由ナクシテ檢診ヲ拒ミ若ハ妨ケ又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ答辯ヲ爲シタルトキハ療養ノ給付、傷病手當金、癈疾年金又ハ癈疾手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

七十一　詐欺其ノ他不正行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシ

タル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得ルコト

七十二　被保險者、保險給付ヲ受クル者又ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者、鬪爭、泥酔若ハ著シキ不行跡ニ依リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ保險事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部若ハ一部又ハ癈疾年金若ハ癈疾手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得ルコト

七十三　保險給付ヲ受クヘキ者他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舍又ハ療養所ニ收容セラレタル場合ニ於テハ療養ノ給付ヲ爲サザルコト

ヌ、保險給付ヲ受クル權利ノ時效及年金

支給ヲ受クル權利ノ拋棄

七十四　傷病手當金、癈疾年金、癈疾手當金、遺族年金、養老年金及埋葬料ヲ受クル權利、保險給付ノ還付ヲ受クル權利、保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ還付ヲ受クル權利又ハ船舶所有者カ政府ニ代リ保險給付ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ費用ノ償還ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅スルコト

七十五　癈疾年金、遺族年金、及養老年金ノ給付ハ之ヲ受クヘキ事故發生後五年以内ニ請求セサルトキハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノト看做スコト

ル、給付ノ返還

七十六　死亡者ト推定セラレタル者カ期間滿了後生存シ又ハ生存シタルコト分明トナリタルトキハ既ニ支給ヲ受ケタル金額ハ之ヲ返還スルコト、此場合ニ於テ被保險者返還スヘキ資力ナキトキハ保險者ハ返還スヘキ金額ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得ルコト

ヲ、給付ト損害賠償請求權トノ關係

七十七　保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價格ノ限度ニ於テ保險給付ヲ受クル者カ第三者ニ對シ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得スルコト

第七、保健施設

七十八　保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持シ又ハ癈疾ト爲リタル者ノ勞働能力ヲ增進スル爲メ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得ルコト

第八、船員保險ニ關スル特典

七十九　船員保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セサルコト

八十　保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者、被保險者タリシ者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得ルコト

八十一　保險給付ニ關シテハ左ノ保護ヲ加フルコト、

一、保險給付ヲ受クヘキ權利ノ讓渡又ハ差押ヲ禁スルコト。二、保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セサルコト

第九、船舶所有者ノ義務

八十二　保險者ハ船舶所有者ニ船員ノ異動、報酬等ニ關スル報告、文書ノ提示其ノ他船員保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコト

ヲ得ルコト

八十三　航海中保險事故發生シタル場合ニ於テ保險者カ保險給付ヲ爲スコト能ハサルトキハ船舶所有者ハ保險者ニ代リ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ヲ爲スヘキコト、但シ船舶所有者ハ保險給付ニ要シタル費用ノ償還ヲ保險者ヨリ受クルコトヲ得ルコト

第十、臨檢及檢診

八十四　保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險事故ノ生シタル船舶ニ臨檢シ又ハ保險給付ヲ受クル者若ハ商法第五百七十八條第一項ノ規定ニ依リ船舶所有者ノ負擔ニ於テ治療及看護ヲ受クル者ノ檢診ヲ行フコトヲ得ルコト

第十一、制裁

八十五　船舶所有者正當ノ理由ナクシテ保險官署ニ對シ其ノ雇傭スル船員ノ異動、報酬其ノ他船員保險ノ施行ニ必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サス虚僞ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタルトキハ罰金ニ處スルコト

八十六　正當ノ理由ナクシテ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ケ又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ答辯ヲ爲シタル者ハ罰金ニ處スルコト

第十二　審査ノ請求、訴願及訴訟

八十七　保險給付又ハ船舶所有者ノ代位給付費用償還ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次船員保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次船員保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト

八十八　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ賦課又ハ徴收ノ處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シタル者ハ第二次船員保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト、此ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ第二次船員保險審査會ノ審査ヲ經テ訴願ノ裁決ヲ爲スヘキコト

八十九　第二十五項ノ滯納處分ニ不服アル者ハ地方長官ニ訴願シ、其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト

九十　第二十六項ノ滯納處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト

九十一　船員保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

【山口保險部長の法案要綱説明要旨】

『現在に於て船員は其の傷病等の場合に如何なる保護を受けつゝあるやと云ふに、僅に海商法に依る保護があるのみである。勿論、船舶所有者、又は其の團體、共濟組合等に依る各種の恩惠的又は共濟的施設もあるけれども、之等は法規に根據もなく、其の内容　程度も厚薄區々であつて之を全海員に就き觀察するときは決して公平に且一般的に行はれて居るものと云ふことは出來ない。從つて海員に對しては現在よりも國家の制度として相當程度の保護を爲す必要があると思ふのですが、之を如何なる方法に於て爲すか之亦一つの重要なる問題である。當局に於ては陸上勞働者の保護の爲に健康保險と云ふ一の保險制度を採用致した如く、海員の保護の爲にも一の保險制度を樹立することが其の保護の内容から申しても其の費用の負擔から申しても適當であると認めて調査研究を重ねて參つた次第である。元來此の船員保險に關しては從前遞信省に於て調査立案に當

つて居られた。遞信省に於ては現行の陸上の工場鑛山勞働者に對する健康保險制度と相並んで船員保險制度の案を立て其の審議を進められたのですが、健康保險法は大正十一年議會の通過を見たけれども、船員保險の方は遂に未提出に終つた。而して議會に於て健康保險法の協贊に際し貴族院は希望條件の一として最近の時期に於て船員保險制度を立案して提出することを要望せられた。斯樣な次第で船員保險法制定の氣運は漸く熟して來たのですが、其の後船員保險に關する事務は社會局に移管せられ、社會局に於ても引續き之が調査立案に努めたのである。然るに大正十二年九月彼の大震火災の爲め船員保險の實現にも一頓挫を來たした。大正十五年健康保險制度は愈々施行の準備に着手し翌昭和二年即ち昨年の一月一日より實施せらるるに至つたが、之に對する權衡上から見ても速かに船員保險法の制定並に之が實施を計らねばならぬ狀勢に立ち至つて居るのであつて、今回其の要綱に付き御諮問を見るに至つた次第である。以上申した所は今日迄の大體の經過であります。

之より要綱の內容に就て概要を說明し度い。先づ要綱の第一保險事故でありますが、船員保險の保險事故は被保險者の疾病、負傷、癈疾、脫退、死亡であるが、業務に起因する場合と然らざる場合とを含んで居る。而して此の事故に對する保險給付としては療養の給付、傷病手當金、癈疾年金、癈疾手當金、脫退手當金、埋葬料、遺族年金の七種と致し度いと思ふ。

第二は船員保險の被保險者でありますが、之は健康保險と同樣所謂强制被保險者、任意包括被保險者及任意繼續被保險者の三種別を設けた、而して强制被保險者を本體とし他は例外的に之を認めるものである。强制被保險者としては原則として日本船舶に乘組む船員は凡て之を强制被保險者とするの趣旨を立てたのであるが、其の中で一年の報酬千八百圓を超ゆる船舶職員の如く必ずしも保險を强制するの必要が無い者とか、湖川港灣のみを航行する船舶に乘組む船員とか、船舶法第二十條に揭ぐる二十噸又は二百石未滿の船舶、端舟とか櫓櫂のみを以て運行する船舶と云ふやうな商法、船員法、船舶法等の適用の無いものは之を强制被保險者の範圍より除外することとした。其の結果、强制保險者となるべき者の總數約七萬人である。次に强制被保險者より除外せられた者も、船舶所有者が主務大臣の認可を受けて、其の船舶に乘組む船員を包括して被保險者と爲し得る途を拓いたのである、之が先きに申した任意包括被保險者である。又任意繼續被保險者と云ふのは强制被保險者の資格を喪失した者が一定期間其の資格を繼續することに依て其の保護が完うされ保險の趣旨に副ふ場合があることを認めて健康保險と同樣此の制度を設けたのである。

次は船員保險の保險者である。健康保險に於ては保險者として政府及健康保險組合の兩者を認めて居るのであるが此の船員保險に於ては保險者を政府のみに限つた。蓋し船員保險は其の保險給付の內容も多樣に涉り又特に健康保險の如く短期計算の保險の外に癈疾年金、遺族年金と云ふが如き長期計算の保險を包含して居るのであるから、之等の給付を完全に實行する爲には保險者は餘程基礎の鞏固なものであることを要する。又保險經濟の確立を期する爲めには餘

程多數の被保險者を包容して危險の分散を圖るの必要あり、約七萬の被保險者を分割すれば時に保險經濟の安全を脅かし保險料の增徵を來す虞なしとせないのである。又保險給付の支給等に關しても、船員の如く船舶に伴ひ廣き範圍に亘りて移動し或は全國各地に歸鄉する者に對しては政府が之を管掌する方遙に便宜であり、多數の船主にとりても又同樣と信ずるのである。之れ保險者を政府に限つたわけである。

第四は標準報酬である。之は健康保險と同樣保險料及保險給付の額を定むる標準となるものであるが、別に說明の要は無からうと存じます。

第五は船員保險の財源である。船員保險の保險料は被保險者、船舶所有者及國庫の三者が負擔することと致して居る。保險料の負擔割合は被保險者四割、船舶所有者四割、國庫二割と云ふ割合に致した。保險料率は大體百分の八、卽ち報酬日額一圓につき八錢の豫定であるが、其の負擔額は被保險者及船舶所有者各一圓に付三錢二厘國庫一錢六厘の割である。この一圓に付八錢と云ふ保險料は陸上に於ける炭鑛の健康保險の負擔割合と略匹敵するが、船舶所有者の負擔割合は炭鑛主よりも大分少いのである。尙任意繼續被保險者に關する保險料は其の八割を被保險者、其の二割を國庫が負擔することにして居る。其の他の事項に就ては健康保險と大同小異であるから說明を省略致し度い。

次は第六保險給付である。保險給付は最初一寸申したやうに療養の給付、傷病手當金、癈疾年金、癈疾手當金、脫退手當金、埋葬料遺族年金の七種である。之等各種の給付の概要を申すと、第一に被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付をする。此の療養の給付は大體健康保險と同樣にする見込であるが、健康保險法と幾分相違のあるのは傷病が業務上の事由に因る場合には治癒する迄療養の給付を繼續すること、船舶所有者が商法第五百七十八條第一項の規定に依り治療及看護の費用を負擔する義務を有する場合には其の期間卽ち三ヶ月經過の後に療養の給付を開始すること、右の三ヶ月の期間は船員保險の療養の給付期間卽ち百八十日の中に算入すること等である。次は傷病手當金ですが、之は療養の給付を受くる被保險者が療養の爲勞務不能の場合に一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給することにした。傷病手當金は被保險者が療養を受け得る期間內は之を受け得るのである。大體は健康保險と同樣である。次は癈疾年金及癈疾手當金である。勞働者が癈疾となつた場合に特に生活に苦しむことは今更申す迄もないことで、從つて其の保護は極めて必要なことである。殊に業態が危險な仕事に從事する者に對しては特にこの方面の保護制度を樹立する必要を認めるのである。健康保險では癈疾に對する保險は未だ行はないのであるが、工場法　鑛業法に於いて業務上の事由に因る癈疾に對し事業主が障害扶助料を支給することとなつて居る。船員に關しては船主に於ては癈疾者の保護を致して居るものも無いではありませんけれども、海商法其の他法令に基いて保護するものは無いのである。而も船員は其の勞務の性質上勞働者に比し癈疾率が遙に高いのであるから、船員保險に於てはどうしても之を保護しなければならないと考

へる。而して其の保護は勿論癈疾の程度換言すれば癈疾に基因する勞働不能、所得減少、其の他の不利益を考慮に入れなければならない。此の癈疾の程度の測定は尙詳細に研究致して勅令を以つて定めたいと思ひますが、要するに勞働能力減退は程度を測定して從前の勞働能力の三分の一以下に減退した時は癈疾年金を支給し、三分の一以上三分の二以下に減退した時は一時金として癈疾手當金を支給するのである。癈疾年金の額は報酬年額の三分の一乃至四分の一の範圍内で癈疾の程度に應じて定めることとし、癈疾手當金の額は報酬年額一年分乃至二年分の範圍内で適宜定むることに致し度い。尙此の癈疾年金、癈疾手當金は癈疾が業務上の事由に因る場合は常に支給し、業務上の事由に因らない場合は一定期間保險料を納付した者に限り之を支給することとした。此の資格期間は四年位とする見込である。尙又癈疾年金及癈疾手當金は癈疾が業務上の事由に因る場合には右に申した金額の二分の一を夫々增加することに致して居る。次に脫退手當金である。脫退手當金は被保險者の資格喪失の際一定の期間被保險者であつた者に支給するのである。此の期間は大體五年とする見込である。而して脫退手當金額は保險料納付の期間に應じ勅令を以て定めることに致します　此の脫退手當金は、相當長期間船員たりし者が船員たることを止めて陸上生活に變つた場合新たなる生活を開始する爲めにも亦、ある期間生活を維持する上からも其の必要を認めて此の制度を設けたのである。此制度は一面優良船員の勤續の風を助長するの効果もあらうと思ふ。又養老年金制を採らないこととしますれば、特に此の脫退手當金は重要性を持つと考へられる。次は埋葬料である。埋葬料は健康保險の場合よりも增額して報酬日額三十日分最低五十圓と云ふことに致した。實は健康保險に於ても現在の報酬日額二十日分は少額に失すると云ふ聲を屢々聞くのであつて、或は改正を致した方が宜しいかとも考へて居るのであるから、船員保險立案に當つては之を增額したのである。最後に遺族年金である。遺族年金は被保險者、療養の給付、傷病手當金又は癈疾年金の支給を受ける者及船舶所有者の負擔に於て治療及看護を受けたる者が死亡した場合に、死亡の日の翌日から、死亡者に依り生計を維持した遺族其の他の者に對して支給するものである而して癈疾年金と同樣業務上の事由に因つて死亡した場合は何等の制限なく之を支給するのであるが、其他の場合には死亡者が一定の期間保險料を納付したことを要するのである。此の期間は大體二十年とする見込である。而して遺族年金の額は遺族一人につき報酬年額の十分の一とし、一人を增す毎に十五分の一を增し、合算額が報酬年額の六分の一を超える時は六分の一とする。併し死亡が業務上の事由に因る場合には只今申した金額の二分の一を增加するのである。遺族年金を受け得る遺族其の他の者の範圍順位等の詳細は要綱に就て御覽を願ひ度い、大體に於て工場法の遺族扶助料の例に依つて居るのである。此の場合當初當局に於て立案した養老年金を本諮問案より削除したことにつき一言附け加へて置きたい。當初の案は養老年金は船員にして被保險者たりし者が六十歲を超ゆるに至りしとき且つ二十年間保險料を納付したる者に報酬年額の三分の一に相當する額を支給することとしてあつたのである。從つて例へば二十

年間船員生活を續け四十五歳にて船員を止めた場合は、更に十五年間を待ち六十歳に達して始めて養老年金を受くることとなり、實際上此の如き長き時期は苦痛なるべきを以て當初の要綱に於ても此の點を緩和する爲有の如き場合養老年金に代る一時的の脱退給與金を支給する途を開いて居たのである。然らば大多數の養老年金を受くる權利者は一時金を希望するに至るべく、且つ養老年金は累年其の支給額が遞增する性質のもの故當初より相當多額の積立金を爲し數十年後の支給に支障なからしむる必要あり、從つて保險經濟の著しき膨脹を來し當初より之に對する保險料相當に高率となり、即ち報酬日額一圓につき十二錢の保險料を徴收せねはならぬこととなり、船主も船員も其の負擔重きを訴ふべく、されぱとて之を國庫の負擔とすることも事實上至難なるを以て參與會議に於ても種々此等の點につき議論あり、暫らく之を讓つて其の實現を他日に期する方負擔の實際問題より見るも又本法の成立を容易ならしむる上より見るも適當の措置と思ひ一應削除するに至つたのである。

第七の保險施設に於ては被保險者の健康を保持する爲必要な施設の外、癈疾者の勞働能力を增進する爲必要なる施設を爲すことを得ることを定めた。

第八船員保險に關する特典は健康保險法と全く同樣であつて說明の必要もないと思ふ。

第九船舶所有者の義務の項では、第一に船舶所有者の船員保險事務に協力すべきことを定めて居る。之は單純に船員保險の施行に必要なる事務につき船主の協力を求める趣旨であつて、健康保險に於て行はれて居る被保險者の資格の得喪届、報酬算定基礎届等の如きものが其の主なるものである。第二は航海中保險事故が發生した場合に於て船舶所有者が保險者に代つて保險給付を爲すべき義務を定めたるものであつて、健康保險には無い義務である。之は船員保險の性質上止むを得ざるに出でたものであるが、此の爲に要した費用は勿論保險者より償還致すわけである。

第十の臨檢及檢診、第十一の制裁は健康保險と同樣で說明を略する。第十二の審査の請求、訴願及訴訟も被保險者の權利の救濟手段を規定したものであつて健康保險と殆ど同樣である。

第四節　勞働者教育施設

玆に勞働者教育として述べんとする範圍は、一般無產者を對象として行はれるもの、及び勞務者の短期の訓練講習を目的とするもの丶中、政府並びに公共團體の經營設置にかゝる施設に限る。所謂勞働學校は勞働者自身の教育運動と目すべきもの多きが故に、これを第二部第二篇第五章中に一括した。

一　政　府

この種のものに對する政府の施設として特に見るべきものはない。故に玆では極めて一般的教育施設として、義務教育、補習教育、社會教育に對する政府の對策の一斑を窮ふに止める。

本年度においても政府の教育方針は依然有産者子弟の教育問題が主題であり、中等學校學制改善、實業學校改善等が論議の中心となり、文政審議會へ提出された中學改善諮詢案の如きにおいても、多年の要望である夜間中學制案は遂に切捨てられるが如き有様であつた。

一、義務教育

文部省は從來貧困兒童就學奬勵として、聖上陛下御成婚の際貧困兒童就學奬勵の思召による御下賜金百萬圓を各府縣に配布し、その利子に各府縣の支出金寄附金等を加へて支辨し來つたのであるが、尙ほ不就學兒童は多數にのぼるが故に、本年臨時議會において「貧困兒童就學奬勵國庫補助」として年額五十萬圓支出の承認を經、左の規程を公布した。

學齡兒童就學奬勵規程】（昭和三年十月四日公布）

第一條　國庫は貧困の爲就學困難なる學齡兒童の就學を奬勵する爲毎年度豫算の定むる所に依り補助金を支出す

第二條　國庫補助金は前々年度三月一日現在に於ける學齡兒童數に比例して北海道府縣に交付す

第三條　北海道府縣は前條の交付金に成るべく相當の支出金を加へ之を適當の方法に依り市町村に交付すべし

第四條　市町村は前條の交付金に成るべく相當の支出金を加へ貧困の爲就學困難なる學齡兒童の就學を奬勵する爲、教科書、學用品被服食料、其の他生活費の一部又は全部を支辨又は給與すべし

學齡兒童中盲者又は聾唖者にして貧困の爲盲學校又は聾唖學校の初等部に入學困難なる者に付ても又同じ

第五條　市町村は第四條の規定の支出金の一部を貧困兒童就學奬勵を目的とする基礎鞏固なる公益團體に補助することを得

第六條　地方長官は本規程實施上必要なる規定を定め文部大臣に開申すべし

附　則

第二條規定の前々年度三月一日現在に於ける學齡兒童數は昭和三年及昭和四年度の交付金に限り前々年度末現在に於ける學齡兒童數とす

二、補習教育

實業補習教育の振興は政友會政府がその重要政策たる産業立國と共に年來主唱し來つた教育政策で、これに對する文部省の改善案は大略昨年度本年鑑に紹介した。本年においては文部省は更にこの實業補習教育振興の根本策として教員の素質向上をはかり優良教員の供給を行ふ目的をもつて、一、實業補習學校教員養成所の修業年限（從來一年或は二年）を二年とすること、一、附屬實業補習學校を設くること、に決定し、これがため實業補習學校教員養成所令及び同施行規則改正に着手した。

全國實業補習教育會議　五月十日より三日間に亘り東京外國語學校にて開催、實業補習教育關係者二百六十餘名出席

協議事項――一、實業補習學校の施設經營上特に改善を要する事項。

申答意見大要――(一)制度に關する事項。1　速に實業補習教育の義務制を實施すること。2　市町村の事情に依り漸次義務制を實施し得る道を開くこと。3　實業補習學校の修業年限を丁年迄延長するやう規定に明示すること。青年の教育機關を統一し此の教育をして最も有力なるものと爲すこと。實業補習教育の指導監督機關を整備すること。(二)設備に關する事項。獨立校舍又は專用教室を設け實習施設を充實すること。設備に對しても國庫より補助すること。(三)教授訓練に關する事項。精神教育を重んじ國家觀念の養成、勤勞精神の陶冶、職業に對する人生觀の確立、公民精神の涵養に努むること。生徒の自學自習を勸奬し研究心を旺盛ならしむること。教授方法の研究改善を圖ること。思想善導の具體的方案を樹つること。地方的材料を調査し教授をして地方の實際に即せしむること。(四)教員に關する事項。男教員のみならず女教員養成機關の充實を圖ること。教員俸給の國庫負擔額を增加すること。

決議――全國實業補習教育會議は現下の世相に鑑み實業補習教育振興の緊切なるを認め全會一致を以て特に左の事項を決議す。(一)吾人は國民精神の作興に努め一層團體觀念を鞏固ならしむること。(二)吾人は職業教育の徹底を期し　勤勞尊重の美風養成に努むること。(一)吾人は公民教育の徹底を圖り、立憲自治の精神涵養に努むること。(一)吾人は速に實業補習教育費國庫補助金增額の實現を期すること。(一)吾人は實業補習教育義務制實施の促進を期すること。

三、社會教育

文部省において社會教育として所管する事業は、一般成人教育、男女青年團や訓練所の事業、教育映畫等を主とするものでその教育方針は單なる普通成人教育を出でず、一般勞働者大衆とは聊か緣遠いものである。社會教育一般につきては第四部第四篇社會教化事業の第一章に詳述してあるから茲にこれを省く。同章の參照を乞ふ。

二　府縣及公共團體

この種の對勞働者教育施設としては、本年度においては特に注目すべき程のもの殆どなき狀態である。

第二章　農業勞働者に對する施設

農業勞働者に對する施設對策として擧げ得るものは、所謂農村安定策として不可缺とする自作農創設案が殆ど隨一のものであるかの觀がある。併し該案が果して小農の福利を增大せしむるか、地主救濟の施設たるかは暫く別とするも、補助金交付、法制未完成の點に於て尙不充分たるを免れないやうである。この他、農業保險法、小作法、肥料管理策、農事電

化等々は既に前年度來屢々調査會を開始し、その中小作法の如きは草案が發表されたほどであつた。これら諸政策は實施促進の要望あるにも拘らず依然として調査の域を脱し得ない有様である。

かくて、産業立國と農村振興とを二大スローガンとする現田中内閣の農村振興策はその焦燥と宏辭とにも拘らず、實施能力の餘りに乏しきことを曝露するものであらう。以下施設の各々に付き主要なるものを列擧しよう。

第一節　政府の施設

一　自作農創設

自作農創定維持事業成績に關し從來全般的の成果を報告されなかつたのであるが、農林省は最近の調査として昭和二年度各府縣への融通資金、創設維持面積及創設維持人員等を夫々發表した。それによれば融通資金は、簡易生命保險積立金一千萬圓、地主等の個人から借入れたる金額十萬圓(山形縣)合計一千十萬圓である。之による事業實施の成績を示せば次の如くである。

(一)　創設維持面積

年度	田	畑	其他	計	宅地
(昭和二年度	二、三六八・六〇町	一、八〇一・〇七町	七二・三一町	四、二三二・八八町	一三・二
同　元年度	二、〇一〇・四五	九九〇・八〇	三七三・五九	三、三七四・九四	八・七二
計	四、三六九・〇五	二、七九一・九五	四四六・八〇	七、六〇七・八二	二一・八三
創設維持　昭和二年度	四六・六六	一五・二七	—	六一・九四	〇・二
創設維持　同　元年度	五二・一	一〇・一五	—	六二・二六	—
創設維持　計	九八・七七	二五・四二	—	一二四・二〇	〇・二
合計	四、四六七・八二	二、八一七・三七	四四六・八〇	七、七三二・〇三	二一・九四

前表に示す様に昭和二年度の創設面積は田地約二千三百六十町歩畑地約千八百町歩、其他の土地七十三町歩外に宅地十三町歩餘であつて、之を昭和元年度(資金八百五十六萬圓に依る)創設面積を合すれば田地約四千三百七十町歩、畑地約二千七百九十町歩其他の土地四百四十六町歩であつて外に宅地二十一町歩を創設したのである。

次に維持面積は昭和二年度に於ては田地約四十七町歩、畑地約十五町歩、宅地は僅かに一反歩であつて之に昭和元年度に維持した面積を加ふれば田地約九十九町歩、畑地二十五町歩である。

更に昭和元、二兩年度に於ける創設維持の總面積は(資金合計千八百六十六萬圓)田地約四千五百町歩、畑地二千八百町歩、其他の土地四百五十町歩、合計七千七百餘町歩となり外に宅地二十一町歩を創設維持した事となるのである。

(二)創設維持人員及一人當創設維持面積(本項に於ては宅地のみを創設したる者元年度七人二年度八人計十五人を除く)

種別	一反以下	二反以下	三反以下	五反以下	一町以下	一町五反以下	三町以下	三町以上	計
(昭　年	一、七九八人	四、二七六人	二、三七一人	一、八六六人	一、〇七九人	二二六人	一〇五人	一七一人	一二、六三八人

創設	昭和元年	二、二八五	三、五九三	一、八七二	一、四四八	八四三	九三	五三	九二	一〇、二七九
	計	四、〇八三	七、八六九	四（九九	三、三一四	一、九二三	二〇九	一五八	二六三	二一、九一七
維持	昭和二年	三四	九五	五九	四五	二〇	一	—	—	二五四
	昭和元年	四二	九一	三三	三九	三一	二	—	—	二三八
	計	七六	一八六	九二	八四	五一	三	—	—	四九二
合計		四、一五九	八、〇五五	四、一九一	三、三九八	一、九七三	二二二	一五八	二六三	二二、四〇九

一人當平均創設維持面積

	昭和元年	昭和二年	平均
創設	三・三反	三・六反	三・五反
維持	二・六	二・四	二・五

創設維持面積別人員は右表の通りであつて昭和二年度に於ては創設人員一一六三八人、維持人員二五四人、之に昭和元年度分の人員を加算すれば創設人員二一、九一七人（元年度一〇、二七九人）、維持人員四九二（元年度二三八人）合計二二、四〇九人となる。尙此の表に依て見れば昭和元年及二年度の合計に於て一反歩以上三反歩迄の者が一二、二〇〇餘人となり、全體の約七割三分餘となる。而して三反歩以上五反歩以下のもの三、三九八人、五反歩以上一町歩以下のもの一、九七三人、一町歩以上一町五反歩以下のもの二一二人、一町五反歩以上三町歩以下のもの一五八人、三町歩以上のもの二六三人であつて、一人當平均創設反別は三反五畝、維持反別は二反五畝となる。之は現在の施設に依る貸付資金が少額であつて創設維持希望に對し其の數十分の一にも足らない關係上、一人當面積を多くする事が出來ない事情にも依るのであるが、又一面本施設は主として自家勞力に依る耕作の事實と其土地所有權上の關係に着眼して其の合致を增進する事にもあるのであつて、自作農兼小作農家も亦本事業の對象として事業を行ふからである。つまり小作農をして幾分にても自作の地位に立たしむること及自作兼小作をして一層自作關係を大ならしむる事は本事業の當に力むべきことである。之を飜つて結果から概括すれば自家勞力に依つて經營する自作農地の面積を增大することとなるのである。從つて既に相當面積の自作農地を有する自作兼小作にあつては二三反程度を購入すれば、完全な自作農になるものである。

次に自作農創設維持計畫に就て從來の農林省案（昭和三年版本年鑑、四〇〇頁）に對する大藏省代案が作成され、兩案に對して更に勝田文相の妥協案が提示され、終に田中首相の斷案に迄至つたが、決着を見ずして明年度へ持ち越すことになつた。今その經緯と內容を略記すれば次の如くである。

自作農創設案に付て農林、大藏兩省とも、一、自作農の大規模創設維持が現下の農村事情から見て政策上最重要であること。二、その方策として相當多額の資金を以て長期に亘る大規模計畫を樹立することによつて自作農創定を徹底せしむることとの二項には意見の一致を見るも、その方法に至つて主張を異にするのである。先づ大藏省案の要項を次に揭げる。一、預金部資金を每年三千萬圓支出し自作農維持創設資金とすること。一、簡易保險資金より每年同じく二千萬圓を支出し政府よりの融通資金を合計五千萬圓とすること。一、別に小作人より買收價格の四分の一を支出せしめ、この自作農創設

資金の總額を六千六百餘萬圓とすること。一、右五千萬圓の貸付期限は簡易保險資金の場合と同樣一ヶ年据置の二十四ヶ年とし更に償還年限を廿五ヶ年とし五十ヶ年において完結する。一、自作農地創設面積は約七十萬町歩とする。一、利子は國庫より補給せず、預金部の最低利子四分八厘にて融通する。

これに對する農林省の根本的反對意見は次の點にある。一、農林省は大正十三年より簡易資金による自作農創定を實行してゐるが其資金が不充分であること、簡易資金の地方還元の主旨と自作農創定の主旨とは根本に於て相容れない、即ち簡保の加入率多き地方に對しては、それに比例して多額の資金を供給することができるが、加入率少き地方に對しては自作農創設率も自然少きことになつて地方事情と矛盾する場合が生じて來る。二、預金部簡保資金は必ずしも固定的のものにあらずしてその年の資金内容によつて運用委員會の議を經なければならないから大規模の自作農創設には適當でない。三、農林省が農地金庫を設けて年額八千萬圓の農地債券を發行し全國小作地の約三分の一、八十萬町歩を自作地に引直さんとする骨子の根本主旨は取りも直さず法律による國家權力を以て強大なる信用を基礎とする國庫金によつて行ふにあらざれば大規模自作農創設は到底不可能であるといふ結論に到達したからである。四、更に中央金庫を通すが如きは産業組合の資金運用機關たる金庫の主旨に反するし、自作農創設を産業組合の事業と同一視するの不都合を生ずる。又勸銀、農銀等を通ずる地方債の引受形式は徒らに地方團體の負擔を增すものであつて地方財政の膨脹を來し將來に禍根をのこすおそれがある。

かくて兩省の歩み寄りの結果、農林省側は必ずしも農地金庫制度を主張せず、大藏省案に接近するに至つたが、尙次の點に付て大藏省案に反對を表明した。一、小作人の四分の一負擔。一、國庫より利子を補給せざること。これに對して三土藏相の意見は一、諸外國の實例を見るも自作農創設に付ては何れも四分の一程度の資金を醵出せしめて居り又自ら助くるものを助くるの意味に於ても小作人自身から相當資金を醵出せしめるを妥當とする。一、國庫から利子を補給することは財政上の負擔を增大せしむる、殊に今後長期間自作農創設のため利子を補給するとすれば、その金額は巨額に達することとて財政に餘裕のない折柄にはかに賛成し得ない、と云ふにあつた。

かくて更に大藏省は農地整理法案を制定し妥協案となさんとした。その案の要綱々目は大體次の如くである。一、土地所有者と自作農地購入希望者と合意の上自作農地の賣買を行ふ際には政府は低利資金を融通すべき事項。一、右貸付資金の年賦償還方法に關する事項。一、自作農地の所得稅及登錄稅免除に關する事項。一、自作農地賣買希望者に對し資金貸付をなすべき手續事項。一、土地評價其他の事項に付、農林大臣及府縣知事の諮問に應ぜしむる爲め中央及地方に農地整理委員會を設置すべき事項。一、自作農地購入希望者の權利義務に關する事項。一、農地整理資金特別會計法制定の事項。

かくの如く兩省は相互に妥協點の發見に努力したが、遂に首相の裁斷をまつまでに立ち至り、首相は兩省案を基礎として勝田文相に自作農創設案の起草を一任し、即ち次の案を得た。

第一　自作農資金　一、預金部資金　三千萬圓　二、簡保積立金二千萬圓　但し現在の一千二百萬圓を增額して二千萬圓とす。三、小作人の出資額　(イ)小作人の最高出資金額は貸付金の二割　(ロ)資力なきものは出資せず。平均出資額一割、以上合計　五千五百五十餘萬圓

第二　自作農創設面積　一、三十ヶ年を第一期計畫として現在の小作總面積の一割七分の自作農地を創定すること。二、一ヶ年の創設面積を二萬町歩とす。

第三　自作農資金貸付方法　一、農林省內に農地部特別會計を設置すること。二　自作農資金は個々の小作人に對して之を融通す

第四　資金融通條件　一、預金部より融通すべき自作農資金の貸付利子は四分八厘とす。二、簡保積立金よりの貸付金の利子に付ては現在通りに三分五厘(國庫で補給してゐる一分三厘を加へて四分八厘)とするか、或は預金部より貸付利子同樣に四分八厘とするかは未定。

第五　貸付期間及償還期限　(イ)貸付期間　三十ヶ年　(ロ)償還期限　三十ヶ年　卽ち農地部特別會計の期限は通算して六十ヶ年である。

第六　國庫との關係　自作農資金融通をなすに付ては國庫より利子補給せず。

二　農業倉庫

昭和三年六月末現在全國農業倉庫數二千五百十七に達し、經營主體としては產業組合の設立に係るもの累年增加し二千三百七十九に及んでゐる。反對に農會、公益法人及町村經營のものは減少の趨勢を示してゐる。昭和二年度末と比較すれば次の如くである。

	總數	棟數	建坪	收容力 穀物	收容力 俵	收容力 繭	收容力 貫	收容力 砂糖
昭和二年度末	二、四七三	四、八七〇	一九〇、二七七・六五	一四、四八三、六五九	一、九九一、七一六	五、三八二		
同年六月末	二、五一七	四、九四三	一九四、五二一・一二	一四、七二八、八一九	二、〇九〇、一七八	五、三八二		

次に農業倉庫の利用者は比較的地主及び商人多く、肝腎の中小生產者に少なかつたが、昭和元年度より著く後者の利用が增大するに至つた、卽ち

玄米入庫總數量に對する寄托者別數量寄托者數の割合

	數量	割合	寄托者數	割合
大正十四年度 農業を營む者	三、一七八、四二三 依	三九・一%	一七七、二二九	六四・〇%
大正十四年度 土地に付權利を有する者	二、八四一、九七九	三五・〇	六七、三二八	二七・六
大正十四年度 其他	二、一〇二、七六一	二五・九	二〇、四七一	八・四
昭和元年 農業を營む者	四、三六二、三七一	五〇・一	二二、九八八	七七・二
昭和元年 土地に付權利を有する者	二、五六三、二八二	二九・四	五〇、二〇七	一八・三
昭和元年 其他	一、七八七、八〇三	二〇・五	一三、三四八	四・五

右は農業倉庫の目的を小農が理解するに至れる結果と見られ、この傾向は二年度上半期にも持續せられてゐる。更に寄

托物の保管期間別出庫數量と玄米及繭に付て見るに六ケ月以內寄托物の數量に比し三ケ月以內の短期寄托數量が增大の傾向あるとも農業倉庫利用上一進歩と見られる。此他聯合農業倉庫としては現在僅かに三ケ所に過ぎないが、各縣の農業倉庫互に聯合し大都市に販賣斡旋所を設立し以て農產物販賣に進出せんとするに對し政府は助力を與へてゐるやうである。

三　農業經營上の各種奬勵金

昭和三年度に於ては開墾助成、農業倉庫建設、共同繭倉庫、農業共同施設、農事改良等々の奬勵金の外に、政府は米作者應急資金として三千萬圓を低利融通し、主として肥料代金の決濟、肥料購入、農業用品代決濟、農業用品購入の資金に充當せしむることとして左の如く各府縣へ割當交付した。(單位千圓)

北海道	八六七	青森	一、一三四	岩手	五〇一	宮城	一、〇三四
秋田	七一八	山形	一、四〇九	福島	一、三一五	茨城	八四九
栃木	七一五	群馬	三三七	埼玉	七七〇	千葉	一、三〇〇
東京	二三九	神奈川	二六七	新潟	一、五七五	富山	七七四
石川	四三三	福井	三〇五	山梨	四六九	長野	七九〇
岐阜	七五四	靜岡	五九〇	愛知	八六四	京都	八九八
大阪	二三四	兵庫	九二一	奈良	一七一	和歌山	三六六
鳥取	六三四	島根	四七三	岡山	三五〇	廣島	三九八
山口	一八七	德島	三五一	香川	一、〇六七	愛媛	九六三
高知	三八七	福岡	五〇四	佐賀	六二一	長崎	二八七
熊本	七三三	大分	四一九	宮崎	三八〇	鹿兒島	三八〇
沖繩	一〇	合計	三〇、〇〇〇				

四　其他

農業調査計畫　我國現下の情勢が農業振興を急務とするに拘らず、從來の農業統計は、之が基本資料として不充分であるといふので、昭和四、五年を期し全國一齊に農業に關する重要事項に付綜合的統一的なる調査を開始することが決定された。

この調査は又單に國內的の急需に應ずるのみならず、萬國農事協會の提唱による一九三〇年世界農業センサスの施行せらるるが爲めに、國際協調の意味をも含むものである。從つて萬國農事協會の標準樣式に則り、大體其の規模、範圍及方法に依て爲されんとするものである。以下その計畫の要綱を掲げることとする。

(一)　調査の時期範圍　本調査は昭和四及五年に於て全國一齊に左記四種の調査を施行す。(1)　耕地調査　昭和四年　(2)　生產調査　昭和五年　(3)　經營調査　昭和五年　(4)　家畜調査　昭和五年

道府縣市町村に於ては內閣の認可を受け附帶調査を爲すことを得るものとす。

(二)　調査機關　地方實査の施行は農業調査員をして之に當らしめ

市町村長之を管掌し地方長官之を監督するものとす、尙市町村長及農業調査員の指導監督に當らしむる爲め、道府縣に農業調査指導員を置く、農業調査員及農業調査指導員は名譽職とし地方長官の推薦に依りて內閣に於て之を命ず。

(三) 耕地調査 (1) 調査期日 昭和四年九月一日 (2) 調査事項 農家の經營する耕地に關し各筆別に左の事項を調査す。イ、地番 ロ、種類 ハ、面積 ニ、世帶主の住所氏名 ホ、所有者の本籍住所氏名。(3) 調査方法 農業調査員は實地耕地に就き土地臺帳、農家の報告其他適當なるものを標準として耕地實査法に依り之を調査す。

(四) 生產調査 (1) 調査期日 イ、米 昭和六年一月限 ロ、麥 昭和五年八月限 ハ、大豆・粟・蕎麥 甘藷・馬鈴薯・大根 昭和六年二月限 ニ、柑橘 (a) 蜜柑 昭和六年三月限 (b) 其他柑橘 同五年九月限 ホ、製茶及菜種 同五年十一月限 ヘ、繭 (a) 春蠶 同五年八月限 (b) 夏秋蠶 同五年十二月限 (2) 調査事項、農家の昭和五年中に生產したる米、麥、大豆、粟 等々 (3) 調査方法 (省略)

(五) 經營調査 (1) 調査期日 昭和五年十月一日 (2) 調査事項 イ、世帶主氏名 ロ、世帶員 ハ 農業の種別 ニ、農產物の製造加工 ホ、(八)(ニ)以外の生產 ヘ、農業從事者 ト、經營土地面積 チ、經營耕地利用面積 リ、農業用機械 ヌ、家畜・家禽及蜜蜂 ル、肥料

(六) 家畜調査 (1) 調査期日 昭和五年十月一日、(2) 調査事項、イ、牛 ロ、馬 ハ、豚 ニ、緬羊 ホ、山羊 ヘ、鷄

第二節 府縣の施設

各府縣に於ける農業勞働者對策施設としては前年度と同樣に特筆すべきものを見ない。各府縣に於ける夫々の對策施設、例へば山梨の農村振興會、茨城の農政調査會、長野の災害救濟案（相互保險制）、宮城の爭議防止協議會、高知の小作制度研究會、奈良の小作料調査會、廣島の副業組合設置、宮崎の農業保險調査會等々は孰れも中央政府の農村振興政策の一部分を直接實施せんとするに出るものであつて、必ずしも各府縣獨自の見解に基いて爲せるものとは見難い。尤も岐阜の高等農林學校附屬として高等國民學校の設立、茨城の農村を中心とする女子中等學校設立の計畫がないではないが、併しその多くは府縣自ら衝に當らずしてたゞ諸種の計畫の奬勵若くは助成に止まつて居る。而して此等の各府縣の施設對策は所謂地方の特殊事情を考慮して爲されるの結果、自ら區々たるを免れないが、獨り自作農創設に付ては各府縣ともに共通せるものである。併し自作農創定に對する根本方針は中央に於ても未だ決定されざる狀態であり、從て資本運用、貸付細則等には各地それ〳〵異つて居る所ありと惟ふが纏つたる材料なく、これを收錄し得ないことを遺憾とする。

尙ほ近時、農繁期に於ける農村托兒所其他社會事業的施設

が諸方に起りつつある。これらは當年鑑第四部「社會事業」の下に一括して收められてゐる。

要するに各府縣の施設對策は前節の「政府の施設」の部分的擴充であり、國の農村政策の延長とみなすべきものであらう。

第三節　農　會

農業施設として特に農會が爲したものを知るの資料に乏しく、玆には帝國農會の活動中　主要なる會合及決議を擧げるに止めておく。

帝國農會大會　一月廿四日、東京市生命保險協會に開催。宣言及決議は次の如くである。

宣言　農村は國家の基礎にして國民食糧供給の源泉たり、その發展振興の如何は實に國家の將來を左右する原動力たらずんばあらず、然るに近時の社會及經濟事情は農業方面に幾多の問題を惹起し農村の前途に樂觀を許さざるものあり、特に最近小作爭議の頻發米價の低落は農村の存立に大なる脅威を與へつゝあり、今にして之が適當なる對策を講ずるにあらざれば其の及ぶところ實に測り知るべからざるものあり、全國農會大會は如上の事情に鑑み、刻下の最も喫緊たる政策に關し大いに輿論を喚起し、誓つてこれが實現を期せんとす。敢て宣す。

決議　一、自作農の創設維持　二、米價の維持

附帶決議　一、米價暴落の應急策として米穀法の運用に依り速に大量買上げの斷行を期すること。二、農村社會問題解決の一方策として農地金庫法の制定を期すること。

農業共同經營奬勵方策として同大會は又次の事項を決議した。

一、農業共同經營の實施は實行團體並に產業組合主としてこれに當らしむること。二、各種形態の共同經營の範を示さんがため道府縣各部に農林省指定の共同經營を實施すること。三、共同經營組合（團體）の中心人物の養成を爲すこと。四、優良なる共同經營組合（團體）は農林省又は帝國農會に於て表彰すること。五、事業實行上必要なる資金は低利に調達し得る樣適當なる方法を講ずること。六、道府縣農會に農業經營指導者を增員すること。七、共同經營の優良なる事例を適當なる方法を以て宣傳し衆知せしむること。八、帝國農會並に道府縣農會に各種產業關係者を以て審議會を設置し本事業奬勵の調査研究を爲すこと。九、指導奬勵上必要なる經費には相當の國庫補助を爲すこと。

第十九回帝國農會通常總會　十一月廿四日より四日間、東京帝國農會事務所に開催。同總會に於て次の諸建議が議決せられた。

（一）米價政策に關する建議　政府は速に左記各項の實行に依り米價の安定を圖り以て一面には我國食糧政策の根本を樹立し他面には我國農家經濟の基礎を安固ならしめんことを望む。一、米穀需給調節特別會計法を改正して借入金の限度を四億圓に增額すること。一、米穀法施行に要する事業以外の經費及倉庫を一般會計の負擔と爲すこと一、米穀需要調節特別會計の損益は一定の年限を以て一般會計に移すこと。一、朝鮮及臺灣に國立倉庫を建設し同地產米の買上を行ふこと。右建議す。

(二)米穀應急策に關する建議　昨年以來米價の暴落は農家の經濟を著しく窮迫せしめ農村の疲弊困憊其の極に達せるは洵に深憂に耐へざるものあり政府は此の際米價に對して適當なる應急策を講じ以て農家經濟の安定を圖り農村振興に資せんことを望む。右建議す。

(三)農會に對する國庫補助金に關する建議　農會は其の經費の財源として大部分を會費と補助金とに仰ぎ居るものあるが現狀に於ては補助金の額少く特に國庫補助に於て其の著しきを覺ゆ。政府は下級農會技術員及養成に對する奬勵金を增加し技術員設置に對しては俸給額の三分の一以上と爲し且目下農會に於て行ふべき最適切なる事業中農產物の販賣斡旋　農家組合の普及發達　指導農場の設置等に對し助成金の增額又は新に交付の途を開き以て農會事業の進展に資し且農會相互の聯絡を一層密接ならしむるため國庫補助金は總て帝國農會を通して之を交付せられむことを望む。右建議す。

(四)農地相續に關する建議　農村問題對策中重要なるは農民をして適當なる農業財產を維持獲得せしめ且是を保護し其の地位に安住せしむるにあり、歐米諸國に於て一面自作農創定事業を行ふと共に他面農業財產の保護を目的とする農地特別相續法、家產法を制定せるは一に之に因るものなり。翻つて我國を見るに農村不安著しく之が對策として自作農維持創定の施設行はれ更にその規模を擴張せんとするの機運著しきものあり。抑々我國の如く資力薄弱なる小農多き農業組織の下に於ては相續に因る農業財產の分割に對する保護を爲し以て自作農維持創定の施設をして一層有効ならしむるの切實なるを認む。今や政府は現行民法の大改正を行はんとするの意あるやに聞く、政府はその機會に於て如上の目的を達するため民法中に農業財產保護に關する特別規定を設くるか又は民法改正と同時に特別法として農地特別相續法、家產法等適當なる制度を設けられんことを望む。右建議す。

第三章　中間階級者に對する施設

ひき續く經濟界の不況が、一般勞働者の生活に多大の影響を及ぼすと同樣に、中間階級者の生活を脅かすことも亦大である。從つて政府は一般勞働者に對してと同樣に、中間階級者に對しても亦各種施設の實施に努力してゐる。即ち一は社會事業施設がそれであり、特に經濟的保護施設は現在では勞働者に對してよりもむしろ中間階級者に對しての方が重きをなしてゐるかに思へる。二は前に中間階級者に對する業主の施設對策として述べた事項がそれである。が、これ等の施設に關しては重複を避けて記述を省略する。前掲第三部第一篇第四章及第四部第二篇第二章、同第三篇及第四篇の各章に就いて見られたい。

第四章　婦人勞働者及職業婦人に對する施設

本年度に於ける婦人勞働者に對する施設の主たるものは鑛山に於ける婦人勞働者の坑内就業及深夜業を禁止した鑛夫勞役扶助規則の改正公布、職業婦人に關するものとしては職業紹介委員會の答申した「女工其他婦人職業紹介改善要綱」以外には擧ぐべきものはなかつた。

一　婦人勞働者に對する施設

勞働者災害扶助法案――一月二十一日政府から衆議院に提出されたが、議會が解散されて審議未了となつた。同法案は工場法適用工場の事業及鑛業法適用事業以外の砂鑛業、石切業、土木工事又は工作物の建設等、鐵道又は軌道、乘合自動車に依る運送の事業、船舶、停車場、倉庫等の貨物の積卸又は取扱事業等に於て勞働者が業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したる場合、事業主に對して本人又は遺族を扶助すべき義務を負はしむるものである。（本篇第一章第二節參照）

工場危害豫防及衛生規則案要綱――一昨年七月から施行されてゐる改正工場法第十三條に依る命令中、作業場に關する命令即ち工場危害豫防及衛生規則が立案された。本案は大體機械的災害に對する安全裝置に關する事項、火災危險に對する豫防及避難施設に關する事項、術生及救急設備に關する事項、風紀に關する事項の四部から成り、工場勞働者の災害豫防及衛生に關する重要なる規則である。詳細に就ては本篇第一章第二節參照。

鑛夫勞役扶助規則の改正――鑛夫勞役扶助規則中、保護鑛夫（十六歳未滿の者及女子）の深夜業並に坑内作業に關する事項及一般鑛夫の坑内勞働時間制限等に關する規定を改正したもので、本年九月一日内務省令第三十號を以て公布され、昭和五年九月一日から實施されることになつた。

この改正規則によつて、保護鑛夫は坑内就業を禁ぜられ、午後十時より午前五時に至る深夜業が禁ぜられた。尤もこの規程は本令施行後三年間は適用されないことになつてゐる。（本篇第一章第二節及「附錄一社會問題關係法規」參照）。

女工供給（保護）組合情況――新潟、富山、山梨各縣の昭和二年末調査により女工供給（保護）組合情況の概要を掲ぐれば次の如くである。

（イ）新潟縣

▲女工供給組合設置町村及組合員數

昭和三年一月末現在	組合所在町村數	組合數	組合員 父兄	組合員 女工	組合員 其他
備考	組合員數は昭和二年三月末現在數にして組合數は外に郡聯合會三、縣聯合會一あり。	七七	八一	一三、四八九	一〇、四一三	八、三四一

▲女工供給組合に對する施設並將來の方針　本縣に於ては大正十四年以來女工保護組合設立を奬勵し、縣費補助金を交付して之を助

成し、其の健全なる發達を遂げしむるやうに指導してゐる。▲女工出稼の本人家庭出身地方に及ぼす影響、其の弊害と之に對する改善策　本縣より毎年縣外に出稼する女工の契約數は二萬數千人製絲紡績機業の女工として縣外出稼者三萬數千人、是等女工の齎す年額約七百萬圓を以て各自家庭經濟を緩和すと雖も、一面都會の惡風に感染し淳朴なるべき農村勤儉の美風を損ずることは決して渺からざるのみならず、農業を厭ふの結果をも惹起し、或は風紀問題に惱み、其の他衛生上の不備或は身體過勞より生ずる病症等、憂慮すべき狀態に陷らむとすること多々あり。是等に對する保護救濟は社會問題として決して等閑に附すべきにあらず、本縣は之が對策として女工保護組合を縣内各地に設立せしめたり。尚ほ昭和二年五月一日現在縣外出稼女工數は三一、五六三人である。

（ロ）　富山縣

▲女工保護組合

組合所在町村數	組合數	組合員 父兄	組合員 女工
二七	一〇	五、八三四	六、〇六八

▲女工保護組合に對する施設並に將來の方針　縣下女工保護組合の大部分は設立日尚淺く、從つて組合に對する施設充分ならずと雖も、優良工場の選定、工場主との契約履行、相互の親善融和、出稼女工健康診斷の施行、女工の修養慰安、風紀改善、其他出稼工場の視察等專ら出稼女工の福利增進と、將來健全なる母姉の養成に努力しつつあり、而して縣に於ては昭和三年度より縣下一同を統轄せる聯合保護組合を設置し、更に如上施設事業の完璧を期し、一面各組合の健全なる發達を促し、相互の連絡統一を圖り、以て縣内一萬有餘の出稼女工の保護善導を策せんとするものなり。▲出稼女工の影響と弊害と改善策　出稼中鄕里への送金により結婚費及家計の補助となりて、下層階級の經濟狀態に及ぼす影響不渺ものありと雖も、反面之が地方に及ぼす弊害も之に伴ひ、地方の質朴性は都會風と化し奢侈の風と成り淳風美俗を破壞するの恐なしとせず、元來出稼女工は父兄の膝下を離れ異鄕に生活するを以て、放縱となり虚榮に染み特に紡績女工は一般に病弱に陷り、保健上看過すべからざるものあるを以て、工場　於る風紀衛生の改善並精神修養機關の完璧を期せしめ、出稼歸鄕者の健康診斷の嚴行々下記事項の徹底的實施をなし、以て健全なる婦女子たらしめむとするものなり。工場視察、歸鄕女工の補習教育講習並慰安會、優良女工の表彰、徒費防止、歸鄕女工健康診斷。共濟施設。尚大正十五年中の出稼女工數は九、九〇九人である。而して本年九月富山縣女工保護組合聯合會が組織され、女工就業工場の勞務に關する視察調査、女工就業工場の選定、女工健康診斷の統整、雇傭條件紹介並に紹介謝金に關する協定、組合に對する保護助成、組合及組合員の表彰等の事業を行ひ、富山縣内の女工保護組合の聯絡統一と組合事業の發達を計ることになつた。

（ハ）　山梨縣

▲女工供給組合に對する施設並將來の方針　何等施設をなさざると共に、將來に對する方針の定まりたるものなし。▲女工出稼の影響と弊害と改善策　女工出稼本人の家庭は勿論出身地方に於ても、

女工の收入により多少財政上に餘裕を生ずるは事實なりと認めらる。弊害としては出稼中品行を紊るものなきにあらざるも、之が改善に付ては工場監督を密にし風紀上の取締を嚴ならしむると共に、教育方面より改善するを最も適當と認む。尙昭和二年末の縣外出稼女工數は一八、〇三五人である。

二　職業婦人に對する施設

職業婦人に對する施設に關し、本年度は昨年末內務大臣の諮問に係る「女工其の他婦人の職業紹介に關し其實績を擧ぐるに最も有効適切なる具體的施設」に對し、中央並に各地方職業紹介委員會の答申「女工其他婦人の職業紹介施設改善要綱」（第四部第二篇第二章參照）以外には特に擧ぐべきものは見當らなかつた。尤も官公廳に就職するものは、前に第一篇第四章に掲げたるものに當然包含される譯である。

第五章　少年勞働者に對する施設

少年勞働者に對しては既に工業勞働者最低年齡法の施行（大正十五年七月一日）により十四歲未滿の者の使用を禁じ、改正工場法の施行（大正十五年七月一日）により十五歲未滿（昭和四年七月一日より十六歲未滿）の者及女子をして、一日に付十一時間を超えて就業せしむることを得なくなつてゐるが、本年度は更に船員最低年齡法が施行され、又鑛役扶助規則が改正公布された。尙ほ小學校卒業兒童の職導並に紹介に關しては、第四部第三篇兒童保護の當該項就て見られたい。

船員最低年齡法の施行——船員最低年齡法は大正十一月法律第三五號を以て公布され、更に昭和二年二月改正たものであつて、本年二月勅令第十二號を以て同月二十ら施行される旨公布された。卽ち同法の施行によつて十未滿の者は船員として使用し得ず、又十八歲未滿のもの炭夫又は火夫として使用し得ないものである。但し十八上の者を雇入るること能はざる港に於ては、十六歲以上の に限り、十八歲以上の者一人に代へて二人を雇入ることを得ることになつてゐる。けれども本法施行の際十八歲未滿者を石炭夫又は火夫として引續き使用する場合に於ては、の規定は適用されない。尙同日同法施行令並に施行細則も正された。

鑛夫勞役扶助規則の改正——昭和五年九月一日から鑛山於ける十六歲未滿の少年勞働者の深夜業及び坑內就業を禁たもので、本年九月一日公布された。（前章參照）。

小店員女店員保護法制定計畫——工場鑛山勞働者に對しては夫保護法が制定されてゐるけれども、商業少年勞働者に對しては未何等の保護法も制定されてゐないので、社會局ではこれ等の保護

制定の必要を認めて、目下同法の調査研究中であると言ふ。而して同法に規定すべきものとして擧げられてゐる事項は次の如きものである。一　勞働時間の制限（一日多くも十時間とすること）、一　休憩時間の制定（一日一時間の休憩時間を與へ、二回又は三回の交代制とすること）、一　年齢の制限（工業最低年齢法に準じ十四歳未滿者の使用を禁ずること）、一　日曜公休制の研究（諸外國と異り、吾國の商習慣によると日曜日の方が商賣繁昌の傾向にあるので、これ等の點を充分研究すること）、一　補習教育の强制（雇傭主に對し少年勞働者補習教育の義務を負はすこと）、一　商業勞働者監督官の設置、一　商業勞働者の負傷、疾病、癈疾、産前産後の保護等は、工場法又は鑛夫勞役扶助規則に準じて制定すること、一　商業勞働者の寄宿取締規則を設けること。

第六章　海外移民に對する施設

一　政府

政府の移民施設は、海外移住組合法の制定に伴ひ、漸次積極的に進展せしめられつゝある。そは昭和四年度の豫算面上にも表はれてゐる通りで、當局は社會政策費目の大なる部分を移民施設擴充のために割き、賑やかな新移民政策の綱領をかゝげたのである。

海外移住組合

海外移住組合法に依つて内務省の管轄する海外移住組合は別項の如く各府縣に亘り漸次創立を見るに至つたが、本組合は未だブラジル政府の承認を得て居らず、爲めに移民の渡航につき支障を生じ、對ブラジル政府の關係上、感情的に面白からざる節もあるので、現在の官僚的色彩を取り去り純然たる民間機關に改造せんとする議が最近關係者間に發生するに至つた。

海外移住組合聯合會總會——六月廿九日社會局において開催。ブラジル國に六萬町歩に亘る大原始林を開拓して日本村を建設せんとする同會最初の移住民渡航に就いて、その實行の大綱を議し、大要左の如き決議をなした。

一、先づ第一回移住民は本年度中に三重、和歌山、愛媛、岡山、廣島、山口、福岡、鹿兒島の八組合から一組合平均五十家族、合計四百家族の約四千人とする。一、昭和四年度に同四百家族（二千人）昭和五年度に八百家族（四千人）漸次渡航せしむるを第一期計畫とする。一、第一回渡航期日は本年十二月とする。一、出航地は神戸とする。一、政府から補助される旅費は神戸からブラジル、サントスに至る渡航船賃で十二歳以上は一人當二百二十五圓とする。一、移住民は目的地到着後一人平均二千圓乃至二千五百圓を所持すること。一、開拓地は凡て廣大なる原始處女林であるから聯合會は先づ驛から目的地に至る幹線道路並に移住地域の水利基礎事業、教育施設をなすこと。一、一家族に分讓する土地は二十五町歩とする。一、土地代金は三ケ年據置後の三ケ年年賦償還とする。

國立移民收容所——昨年六月官制の發布を見、既に事務を開始し

てゐた神戸市設置の國立移民收容所は、本年三月新築完成して開所式を擧げた。同所は主としてブラジル移民を收容し、約十日間に渡航に關する各種の教養を行ふもので、一時に約六百名を收容し、一年約一萬五千人を容れる豫定である。

尙ほ、從來經營されつゝある海外協會は、移住組合に變更するため既にその經營に屬する所有土地を移住組合に肩替りさせたいとの希望をもつてゐたが、內務省社會局は當初の方針を飜して肩代りせしむることに決定し、信濃海外協會、鳥取海外協會、富山海外協會、熊本海外協會等がブラジルのアリアンサに所有する土地約二萬二千町歩の肩代りを承認することに決定した。從つて移住組合が昭和三年度分としてブラジル方面に購入を豫定してゐる四萬町歩はこれだけ減少することになる。

二　府縣及公共團體

本年中各府縣において設立せられたる海外移住組合若くは海外協會は左の如くである。

▲一月、福岡縣海外移住組合、福岡市において創立式並びに總會を開く。▲二月、熊本縣海外移住組合の組織計畫成る。組合成立の上は現在の海外協會が所有する南米サンパウロにおける移住地三千八十町歩を新組合に讓渡することゝなつた。▲五月、山梨縣々當局を主體として海外協會設立に決定。▲福島縣海外協會創立總會開催。▲六月　佐賀縣海外協會、佐賀市において發會式擧行。▲長崎市においては移民收容所設置を希望し、市當局は本年八月頃までにかけ內務省に向ひ設置運動を試みた。▲十二月、福岡縣海外移住組合主催にて三日より八日まで、中國、四國、九州、沖繩各縣移植民事業擔任者その他關係者を集めて海外移住講習會を開いた。

半官半民乃至は政府援助の下にある移民施設として從來最も重要の活動をなし來つたものは海外興業株式會社であるが、本年度においては政府の奬勵の下に民營による南洋拓殖株式會社の設立を見、又神戸市においては同地財界の人々により日伯拓殖會社が創立され、三月縣議事堂においてその創立總會が開かれた。尙ほ日本移民協會は二月十六日總會を開き、三月ハバナにおいて開催される國際移民會議に對する種々の建議案を決議した。

第七章　移入民に對する施設

我國內地への移入民は殆んど總てが朝鮮人と目すべきが故に、移入民に對する施設といつても實際は對內地鮮人施設に他ならない。而して內地在住鮮人の狀態、運動、等が第一部既述の如き有樣であるから、これに對する施設は當然に、融和、救濟、教化、等の方策として現はれる。而して、これら鮮人問題の解決策としては從來民間若しくは鮮人自身の自立的企圖によるものが多かつたが、最近政府或は各府縣當局のこれに對する施設も漸く盛に赴きつゝある。鮮人の渡航に對する內地當局並に總督府の保護的施設については既にこれを第一部第六篇第二章において開說した。以下、府縣の援助の

下に行はれるものをも含めて、府縣當局の本年中における主なる活動を列擧する。

▲本年度における朝鮮總督府の內地朝鮮人救濟事業、朝鮮における社會救濟事業等への補助金は五萬二千五百五十圓、このうち內地團體に對するものゝみを取れば主なるもの次の如くである。一、大阪內鮮協和會（八千圓）、一、山口縣社會事業協會（五千圓）、一、東京相愛會（二千圓）、一、救世軍育兒ホーム（一千六百圓）等。▲三月、福岡縣では縣下八市の社會課長　鮮人使用工場主等を集め在住鮮人保護協議會を開催した。▲四月、福山市學務課は內鮮融和の一事業として內地語講習の計畫を立つ。▲五月、山口縣社會事業協會により工費四萬五千圓を以て建設中の「昭和館」は本月卅日完成し開館式を擧行した。同館は渡航鮮人の保護指導を目的として宿泊所その他諸般の施設を備へたものである。▲六月、廣島市社會課と朝鮮總督府との聯合をもつて廣島在住鮮人慰問會が開催された。▲七月、大阪府內鮮協和會は第二隣保館及び鮮人住宅の建設に著手した。▲山梨縣では縣費補助の下に官民の贊助をもつて相愛會館を建設することに決定した。

第三篇　勞働者運動對策

第一章　工・鑛・交通業勞働者運動對策

第一節　勞働爭議對策

勞働爭議調停事務打合會議

本年の標記會議は九月廿一日廿一日の兩日に亘り全國の勞働爭議調停事務主任官吏を召集し社會局において開催された。同會議における社會局長訓示並びに勞働部長の指示を揭ぐれは左の如くである。

【社會局長訓示】『勞働爭議調停制度の趣旨はまづもつて現に發生した勞働爭議をなるべく敏速に終結せしめ、それによつて當事者並に社會の蒙るべき損害をでき得る限り少なからしむることにあることは論を俟たぬ。しかしながら更に一層望ましきことは勞働爭議の發生をなるべく未然に防止することである。我國における勞働運動の實情を見るに、一面においては勞働爭議における勞資間の抗爭は依然として深刻なるものがあると同時に、他面においては從來の鬪爭本位の態度を改め平和的職分を重視する機運が生じつゝあるやうである。各位は右の如き現時の狀態に鑑み、勞働情報事務との聯絡を密にし、勞働爭議の發生を未然に防止することについても一段の留意を望む』

【指示事項】一、調停委員會開設準備に關する件。一、勞働調停事務と勞働情報事務との聯絡に關する件。一、調停基礎資料調査に關する件。一、勞働爭議防止に關する件。一、調停者に關する件。一、情報取扱方に關する件。一、勞働爭議調停報告に關する件。一、

調停官吏と工場監督官吏、鑛務監督官吏との事務聯絡に關する件。
【諮問事項】　一、勞働爭議調停事務刷新に關する件。
【協議事項】　一、最近における勞働爭議調停狀況に關する件。

爭議調停の趨勢

勞働爭議調停法は大正十五年七月から實施せられ、本年十二月を以つて滿二ケ年半を經過したわけであるが、昨昭和二年までには本法に依つて調停委員會を開設した事例はなかつた。本年中においてその事例ありしや否やは未だ報告に接しない。しかし乍ら、直接法律には依らないが同調停法の精神に則り、第三者卽ち調停官、警察官、その他の官公吏員が、爭議當事者間に介在し所謂事實調停に依つて解決される事例は次第に增加しつゝある。かうした、調停法には依らずして而も調停者の關與した爭議の昭和三年中における趨勢は大略次の如くである。

勞働爭議發生件數	一、〇一三
調停者關與爭議件數	三五〇
（右件數を調停者別に見れば）	
調停官吏の關與せしもの	一三六
警察官吏の關與せしもの	三八
其の他の官吏の關與せしもの	九
市町村長その他公務員の關與せしもの	三四
共の他	一三三
調停の成否　成	三四〇
調停の成否　否	一〇

第二節　勞働運動對策

近年における勞働運動の急速なる進展は、これに對する政府の對策をして逐年比例的に硬化せしめつゝあつたが、本年においては、所謂日本共產黨事件の勃發を機緣としてその對策は極度に反動化して了つた。かくて勞働運動一般に對する彈壓は、日本共產黨の檢擧につゞく勞働農民黨、日本勞働組合評議會、全日本無產青年同盟の三團體に對する結社禁止の斷行においてその頂點に達した。而してかうした彈壓における政府當局の積極的な陣立とも見るべきものは、まづ第一に全國に張廻はされた謂ゆる思想警察網乃至は特高警察網であらう。卽ち、全國の警察網の總元締をなす內務省警保局には保安課を新設し、勅任事務官をもつてこれが課長となし、その下に專任事務官（八名）及び司法警察權を行使し得る警務官（五名）なるものを新に設置し、全國を五地方に分ち各警務官の分擔を定めて地方職員との連絡を掌らしめ、更に地方には道府縣に特高課を置き專任警視（四十名）をもつて課長となし、その下に警部百五十名、特高刑事千五百名を增員したのである。次に、かくの如き政友會政府の勞働運動對策に更

に九鼎の重みを加へたものは何といつても治安維持法の改正であらう。これらにつきては、第五部第一篇第九章に詳述してあるが故にこれを省き、茲では政府當局の勞働運動對策の一斑を窺ふため、全國特高外事警察課長會議における望月内相の訓示を摘記するに止める。

〔全國特高外事警察課長會議における望月内相の訓示〕(八月七日)

『……輓近社會の進運に伴ひ生活の態様は益々複雑多岐となり、戰後新思想流入の結果は各種社會運動の急激なる進展を見るに至り、一部詭矯なる思潮を趁ふの徒は巧に其の間に介入し獨特の手段に依り其の主義思想の宣傳に努め、遂に我が尊嚴なる國體を破壞し國憲を紛更せむとするが如きものをも生ずるに至りまして、警察上格段の注意を要するは今更喋々を待たない所であります。而して近時此の種矯激不逞の徒は其の數を增加すると共に其の運動も亦漸く全國的となり、進んでは國際的に緊密なる連絡を保ちて、組織的に勞農階級の獨裁政治を企圖し共産主義社會の實現を期するに至りましたが爲に、過般祕密結社日本共産黨の檢擧を見、續いて勞働農民黨、日本勞働組合評議會、全日本無産青年同盟に對して結社禁止の處分を斷行するの已むなきに至つたことは深く遺憾とする所であります。

這般特別高等警察力を充實し、各廳府縣にも警視以下の職員を增員し新に任命を見たのは、如上の事實に鑑み各般の施設と相待つて治安保持上萬遺憾なきを期するが爲であります。諸君は能く既往の事實と現下の情勢とに稽へ取締の完璧を期すると共に或は表面些細なるが如く見ゆる事件も深き根柢を有し、或は限地的に觀察し事の輕微なるが如く見ゆるものも忽ちにして全國に波及するの情勢在るもの少きに非ざるを以て、深く此點に留意し、全國警察一體なり中央地方の連絡を密にし、克く上司を補佐して、矯激なる行の根絶を期するに努められむことを切望致します。若し夫れ事にみて査察警戒の限界を越え、或は正常なる社會運動の發達をも阻するが如きは固より嚴に之を避くべく、之が警察措置に就ては常細心の留意あらんことを望む次第であります。

共産主義其の他矯激なる思想に基く理論的著作翻譯其の他祖述係る出版物は近年益々多きを加ふるの傾向にあると共に、特殊の閑雜誌に依り或は隨時隨所に印刷物を撒布して以て現實問題に關し執拗に不穩なる思想を宣傳し、又は虛構の事實を傳播して民衆の反抗心を激發せしめむとするものも依然尠しとせざるの情況にあります。出版物に依る過激思想の宣傳は各種の實行運動と相並び均く取締上最も注意を要するのでありますから、此の種出版物に對しては、禁止出版物の差押執行に遺漏なきを期するは勿論、絶えず周到綿密なる視察を加へて不穩出版物が隱密の間に撒布せらるゝが如きことなきやう格段の留意を望みます。……』

第三節　勞働組合對策

第五十二議會において又しても握り潰しの運命に遭つた勞働組合法案は、本年度の第五十五議會には遂に提出せられなかつた。政友會は由來勞働組合對策として別に建設的なる政

策を抱持してをらず、本年においてもその內閣は一般勞働運動に對して極度に反動的態度を示した如く、固より組合運動に對しても左翼的團體に向つては何等假借するところなき彈壓を試みた。日本勞働組合評議會を解散したるが如き、その思ひ切つた抑壓政策の片鱗のあらはれに過ぎない。

第二章　農業勞働者運動對策

（小作爭議對策）

第一節　政府の對策

政府の小作爭議對策として主要なるものは大體に於て三ある。一、小作爭議調停法（この成績に就ては第二部第一篇第二章「小作爭議」の項に記載せるが故に、茲に省略す）二、自作農維持創定（第三部第二篇第二章第一節に收錄）三、小作法案である。最後の小作法案は既に昨年農林省案が起草され、關係各方面へ廻付されてゐるが、まだ議會に提出の運びに至らない。之を要するに爭議調停法以外には、自作農案の如く應急的便法によるものか、小作法の如く草案に留るかの如き狀態である。下に本年度に行はれた小作官會議の模樣を述べよう。

第五回地方小作官會議　六月廿日　廿三日、農林省に於て開催。

協議事項は左の如くである。

諮問事項　一、小作爭議、地主小作人の組合運動及小作調停に付最近特に注目すべき傾向並之に對する意見。二、小作人の政治運動が小作人組合運動に及ぼしたる影響及之に對する意見。三、小作爭議及其の調停の影響が農村及農業の振興上に現はれたる注目すべき事例（好影響及惡影響共）並之に對する意見。四、其他小作に關し最近特に注意すべき情勢及之に對する意見。

打合事項　一、小作調停の方針に關する件（一）小作爭議の程度に應じ小作官の發動すべき場合及小作調停法を利用せしむべき場合（二）調停委員及勸解者の利用　三）準則的調停條項案の有無並其の內容　二、調停成立後の調停條項履行の狀況並不履行の實例及之が善後處置に關する件。三、良好なる爭議解決事例に關する件。四、小作契約證書に關する件。五、耕地立入禁止及立毛差押の取扱方針善後處置並影響等に關する件。六、小作委員會（農業委員會）制度に關する件。七、作況調査及檢見に關する件。八、小作權其他の賠償及作離料の支給等に關する件。九、地主、小作人の團體運動の新傾向及之に對する取扱方針等に關する件。十、小作法草案、小作に關する新判例等の小作調停其他小作交涉に及ぼせる影響に關する件。十一、自作農創設事業と小作調停との關係及本事業に依る小作爭議解決の事例に關する件。十二、執務上に關する件。

尙右會議に於て問題となりたる主要事項は左の通りである。

（一）耕地立入禁止及立毛差押の取扱に關する件。耕地立入禁止及小作地の立毛差押等は小作爭議に於ける地主側の手段として或は之を

行ふの止むを得ざる場合あるも之が爲小作人の生活を脅威し其感情を激發し延いて農業上に及ぼす影響もまた少からざるを以て地主の利益を保護する條件の下に之が執行方法を緩和することを要す。

(二)自作農創設維持に關しては各小作官より本施設に依つて小作爭議を解決したる事例紛糾せる永小作の整理問題の解決を爲したる事例等を述べたり、同法施行に依り小作爭議解決を爲す事に關する主なる意見左の如し。一、現在の施設(一)資金の融通少なきこと(二)簡易生命保險積立金の貸付は資金還元の趣旨に依り保險に加入の成績宜しからざる地方に對して資金の貸附を爲し得ざる等の爲小作爭議の解決より見て殊に多人數關係の爭議解決に不便少からず、依つて農地金庫の如き特別の機關を設け相當多額の資金を供給し得る制度の實施を望む。二、現在の制度にては資金の貸付は年一回にして而も貸付に相當の日數を要するを以て小作爭議の解決に不便あり、此の點より見るも特別の機關を設け隨時必要に應じて資金貸出の出來る制度とせられたし。

(三)小作權作離料其の他の賠償　近來小作側の組織衰へたる爲地主の勢力強くなりその結果土地返還請求事件著しく多きを加へ之に對して小作權又は作離料等の賠償を爲したる事例も相當に增加しその賠償に付ても多額に上るものがある、併しその中には都市の膨脹により農耕地が宅地に變更せる爲め又は鐵道運河の敷設の爲め問題となるものも少くない、小作法草案中では此の種都市關係による土地返還に對する賠償は第二次的のものとし農耕地としての取引の際の賠償を主とするものであるが、賠償額は小作法草案中の規定範圍では不足なりとするもの、實際に於て小作權と作離料とは區別して賠償することの困難なること等を主張する說も相當あつた。尙小作料中には失業資金性質を有せしむべきや否やにつきても論議があつた。

第二節　其　他

小作爭議調停法外の小作官の調停は最近益々その機能を發揮し、成績の見るべきものがあつた。以下農林省發表の「第四次小作年報」よりその部分を抜萃摘記するであらう。

小作官の小作調停法外の調停概況

一　概　要

小作法調停法に依る調停事件に付ては地方の小作官及小作官補は調停委員の選任及指定に關與し爭議の情勢に應じ調停の申立を勸告し、申立ありたる事件に對しては事實の調査を行ひ調停主任及調停委員と協力して調停成立に努め、成立後の實行方法に付ても斡旋盡力する等其の事務極めて繁忙なるが、更に地方廳に於ては小作係事務の全般を掌り爭議の發生を未然に防止すべく施設畫策し、或は自作農創設維持施設に關與し之が事業の圓滿なる遂行を期し、又調停法に申立なき小作爭議の解決に付ても極力奔走し其の成績亦大に見るべきものあり。

大正十三年十二月小作調停法實施せられ小作官の設置せられて以來の小作官の法外調停件數及調停法に依る調停取扱件數を擧ぐれば次の如し。

	小作官の法外調停件數	調停法に依る調停取扱件數（爭議單位件數）	計
大正十四年（大正十三年分を含む）	三七一 作	六七三 作	一、〇四四 作
大正十五年（昭和元年）	二八五	一、〇七五	一、三六〇
昭和二年	二五七	一、七六二	二、〇一九
昭和三年（昭和四年二月二十八日報告到達現在）	二三三	一、五五八	一、七九一
計	一、一四八	五、〇六八	六、二一四

斯の如くにして小作官の法外調停件數は累計千百四十六件にして、之に關係せる人員は地主一萬五千四百二十九人、小作人七萬千七十七人、其の關係耕地面積は實に四萬八千六百十四町歩に及べり

右表に於て小作官の法外調停件數が逐年減少の傾向を示せるは、小作調停法に依る調停事件が逐年激增するに伴ひ該事件に關與する小作官は之に忙殺され法外調停を行ふ餘裕を有せざること、調停法施行當時は該法令が當事者に充分徹底せざりしに依り多くは直接小作官の調停に據りたるも、近年は漸次調停法を理解し之を利用するものの增加せるに因ること、又一面近時の爭議は一般に深刻となりたる爲調停成立後の効力と調停進行の手續上より當事者の希望もありて法外調停に依らず小作官が斡旋して調停法に依る調停の申立を爲さしむる等の關係に原因するものの如し。

二　小作官の發動

小作官が其の地方管内に小作爭議發生し其の旨市町村長、警察當局等より報告を受け、若くは當事者自身の書面又は直接口頭陳情ありたる時は、直に實情調査を遂げ其の爭議の紛糾の程度、關係人員耕地反別、民度等を參酌の上小作官自らの法外調停に依るべきか調停法の調停に俟つべきかを考量し、法外調停に依る方が解決上有利なりと認めたる場合には、積極的に發動することとなる。されば爭議の性質温和單純なるもの、紛糾の程度緩漫なるもの、或は民情豐かにして表沙汰を欲せざるが如き地方に於ては小作官の法外調停を以て臨むを通例とすれども、小作官が調停開始前既に調停法に依る調停を適當と認むる場合に在りても、先づ一應法外調停を試み解決せざるときは之を調停法の調停に移す場合あり、又一旦調停法に調停の申立をなせるものにして然も尙解決困難なるが爲に寧ろ小作官の法外調停に移し局面を轉換して解決に努むるを適當と見る場合に於ては調停法に依る調停を取下げ、小作官の法外調停を爲すことあり。之に反し事實上は小作官の法外調停に依りて解決せられたるものなれども爭議當事者の希望に依り其の調停條項に法律上の効力を附與する目的を以て形式的に調停法に依る調停申立を爲さしむることもあるは前述の如し。

斯の如く法外調停法に於ける小作官の發動は極めて自由なるものなれば調停法の運用と相俟て機に臨み其の實情に應じて調停を開始するものなり。

三　事件の處理

事件の處理に就ては其の時の爭議の實情に應じて適宜に行はるるが故に個別的の經路を辿るを通例とすと雖も、今其の一般的過程を

述ぶれば、先づ爭議發生するや小作官は當事者の陳情或は市町村當局者、地方有志者、警察官等の報告により多くは現場に臨み、之等の報告陳情を綜合し若くは意見の交換を行ひ協議を重ね、更に實情を調査して能く其の眞相を究め、然る後爭議の實情及當事者の希望等を斟酌して豫め調停の時期・場所等を打合の上調停に着手するものなり、然れども小作爭議の實情を調査せる結果に依り小作官は即時調停を行ふ場合もあり、又調停に當り自ら表面に立ちて調停を爲す外市町村當局者、地方有志者或は警察官等と協力して調停に當る場合あり、或は表面には他の者を立て小作官は裏面にありて助言の形式を採る場合もあるなり。斯の如くにして小作官は地主、小作人と別々に會見し之を說得し或は双方の代表者を同時に會合せしめ折衝を爲し、其の間に立ちて能く情理を盡くして互讓勸解に努め徹夜數日に亘ること亦稀ならず。而して若し調停成立せざる場合にありても小作官は更に時期を選びて再び調停斡旋を爲すこと多く　斯の如き事件は容易に落着せず波瀾曲折を極め爲に一事件に付數十日の勞力を費し數次の折衝を經て漸く解決したるが如き事例少からず。

四　法外調停件數及爭議の範圍

昭和四年二月二十八日報告到達現在に於ける昭和三年小作官の法外調停件數は二百三十三件にして、內調停成立したるもの二百十五件、法外調停にて未解決の儘調停法に依る調停の申立をなせるもの三件、未だ調停繼續中に屬するもの十五件なり、即ち法外調停に依る事件の大部分は解決せられ、一少部分は調停法に依る調停に移されたる狀況なり。而して右事件の關係人員は地主二千百十二人、小作人八千八百八十六人、其の關係耕地面積は七千二百八十一町歩に及べり。就中比較的件數多き地方を擧ぐれば新潟三十二件、三重及北海道各二十一件、兵庫十七件、和歌山十六件、福島、長野及山口各十二件等なり。今昭和三年小作官の法外調停事件平均の關係人員及關係耕地面積を擧ぐれば、

地主數	九人
小作人數	三十八人
關係耕地面積	三十一町二反五畝

なり、依是觀之小作官の關與せる爭議の範圍は廣汎にして圖體的色彩濃厚なるもの多く、爭議の內容は複雜にして概して解決困難なる事件なりと謂ふべし。

因に小作爭議の調停に付ては各地方に於ける小作爭議の性質、程度又は地方の民情等に依り調停に多く利用する府縣と調停法に依ることは成るべく之を避け小作官の法外調停を主とする府縣とあり。今小作爭議の盛なる地方に就て觀るに法外調停件數多數に上れるは新潟、兵庫・三重等の諸縣にして、之に反して主として調停法に依る調停を利用するが爲に小作官は專ら之に全力を傾注し從つて法外調停件數の僅少なるものあり、即ち岡山、香川等の諸縣之れなり。或は激烈なる爭議件數多からざるも爭議の紛糾せざる以前に法外調停を行ふ爲に其の件數比較的多きに上る府縣あり、北海道、福島、長野、和歌山、山口等之に屬すべし。此等何れの方針も各地方の事情に立脚せるものなれば容易に其の是非を論じ難し。

五　事件の內容

小作官の法外調停に依る事件の内容は調停法に依る調停事件の内容と大同小異にして著しき差異を認め難し。即ち小作爭議に於ける當事者の要求事項は多種多様なりと雖、就中小作料に關するもの依然として最も多く、地主の土地返還請求及之に對する小作人の小作契約繼續を主張するもの之に次ぐの狀態なり。殊に注目すべきは最近土地返還に關する事件益々增加の傾向にあることにして之は小作爭議の一般的趨勢の反映と見るを得べし。

されば法外調停に於て作成されたる調停條項に在りても調停法に於て作成されたるものと其の内容殆ど大差なく、小作料に關するものとしては小作料の一時的減額をなすもの首位を占め又小作料の改定を行ふものあり。次に土地返還小作繼續主張のものは、大部分小作契約を繼續し土地の全部又は一部を返還するもの相當にあり。而して是等の條件として小作料の納期及納入先を確定せるもの　滯納小作料の支拂方法を決定せるもの、或は凶作時に於る小作料の減免率又は其の減免方法を協定するもの等相當多數を占め、小作權又は永小作權の賠償及訴訟取下等を定めたるもの亦少からず。

尙小作官の法外調停は極めて自由なるが故に、調停法の調停に於ては容易に企圖し得ざる新しき内容を有する調停條項が屢々作成せられ、此の新事例が先例となりて調停法に依る調停に際し採用せられ之が更に地方一般の小作契約の規範となることあるは注目に値すべし。

第三章　國際勞働協會

國際勞働協會は大正十四年の創立に係り、本邦社會經濟方面の學者思想家、貴衆兩院議員、主要なる雇傭主團體の所屬員並に勞働團體の首腦者を以て常務委員となし、「ヴェルサイユ平和條約勞働篇の前文に明示せられたる理想に贊同し、社會的正義の實現に協力するを以て目的」とするのである。昭和三年度に於ける活動の概要は次の如くである。

一　諸委員會の活動

（一）勞働條約委員會（大阪）　昭和二年十二月十六日第十七回會合後、本委員會の名稱變更が提議され「國際勞働協會大阪委員會」と改稱することになった。

國際勞働協會大阪委員會　三月廿日第十八回より同十一月廿二日第廿三回に至るまで六回會合。

（二）一般委員會　他の二委員會と聯合して五月十一日會合、

（イ）標準勞働立法委員會　昭和二年十二月十九日第七回、同三年五月三十一日第八回の二會合。

（ロ）婦人勞働委員會　昭和二年十二月三日（第十五回）乃至同三年五月廿二日（第十七回）の三會合。

二　諸委員會採擇の諸決議

（一）工場法改正法案及勞働者扶助法案支持に關する決議

社會局立案の工場法改正法案は小工場に於ける女工及少年工の酷使を防止し且工場法適用工場に對する非適用工場の不當なる競爭を除去する爲めに適切なるものと認めらる。又同局立案の勞働者扶助法案に就ては將來其の適用範圍を擴張すると共に補償を確實にし其の負擔を容易にする爲め適當なる保險制度を樹立するの必要を認むるけれども本法案は大體に於て我國現行勞働者保護法制の重大なる缺陷を補ふものとして事宜に適するものと認めらる。

國際勞働協會標準勞働立法委員會は如上の理由に基き政府が世間一部の反對に怯まず此等二法案を帝國議會に提出し且其通過を期する爲努力せられんことを要望する。

(二)國際勞働會議への民間代表選定方法の改善に關する決議案（大阪委員會提出）

國際勞働會議への民間代表選定に當つては、將來政府は廣く各種産業を代表する雇傭主及び勞働者の主要なる産業的團體をして會合協議の上代表者を選出せしむるの方策を講ぜられんことを望む。

三　昭和三年度年次總會（第四回）

國際勞働協會の昭和三年度年次總會は、十二月八日東京市神田學士會館に開かれ、矢作榮藏氏を議長に推し、次の議案が上程審議された。因に當日は偶々來朝中のアルベール・トーマ氏來賓として出席し、氏の歡迎會も併せ行はれた。

議案第一「本協會が國際社會進歩協會（International Association for Social Progress）に加盟するの件」（役員提出）。淺利主事より先づ此の加盟問題に就て、昨年十二月の協會常務委員會第五會合に於ける申合せを述べ、その申合せに基き主事は過般の歐洲旅行を機とし本年六月パリに開催の國際社會進歩協會理事會にわが協會を代表して出席し、その役員と會見の上加盟問題に就て意見を交換したる結果、必要なる期間一切の財政上の義務を免除し、分擔金額に就てはわが協會隨意の醵出に委すとのことであつたと報告した。

桝崎猪太郎氏は分擔金の多寡により特殊國扱ひを受くることなきやを懸念し、米窪滿亮氏より最低分擔金額の質問ありたるに對して淺利主事は最低額を五百フランと規定してある旨答へ、結局加盟することに滿場一致可決した。

議案第二「勞働爭議最少化の方策に關する決議案」（大阪委員會提出）。米窪滿亮氏先づ原案に就て詳細なる説明をなし、次で武藤七郎氏より決議案文中「雇傭主側に於て健實なる勞働組合を承認し」とあるが「健實なる勞働組合」とは如何に解釋すべきかとの質問に對して、米窪氏は國情に即したる組合を意味すると述べ、また淺利主事も大阪委員會に於ける右決議案審議當時の記錄を引用して補助的説明を加へたが、前田多門氏は右の語句の誤解され易き點をあげ、その誤解を避けるために「健實なる勞働組合を雇傭主側に於て承認し」と語句の配列を改めては如何との修正策を説明し、結局原案を左記の如く修正の上、滿場一致可決した。

勞働爭議最少化の方策に關する決議

現在の經濟制度の下に於て、勞働爭議を最少限度に迄防止するの最も一般的且有效なる方策は、健實なる勞働組合を雇傭主側に

於て承認して團體交渉を實行するにありと認む。

議案第三「國際勞働會議への民間代表選定方法の改善に關する決議案」(大阪委員會提出)

決議案文(前掲の如し)。先づ淺利主事より決議案に就て説明し、尙大阪委員會に於て之が採決に入るに當り、決議を保留すべしとなす少數意見ありしことを附加報告した。次で君島清吉氏より決議案文中の二三の字句、即ち「各種産業」「雇傭主及び勞働者の主要なる團體」及び「會合協議」に就ての説明並に少數意見の發表を求めたのに對し、淺利主事より一々應答したる後、討論に入り川村保太郎氏は現在の勞働組合對立の狀態に於ては會合協議の慫慂を受けてもその實行が困難である故、かゝる問題の解決は組合側に委せ、協會としては之が採決を保留すべしと述べ、松岡駒吉氏は現下の勞働運動界に於て共産主義的團體の存する限り、左右双方が會合協議することの不可能、並に若し强いてかゝる會合協議を開くとせば、共産主義的團體に活動の餘地を與へ、組合運動の健全なる發達を阻害すること明らかである故、協會は原案を撤回すべしと説いた。之に對して大内兵衛氏は我國將來の勞働組合運動の發展のためには、大小、左右の諸組合が一所に會して協議するの機會を作ることは必要且可能であると、理論上の立場より松岡説に酬ゐ、又三輪壽壯氏は、共産主義の運動に對して我々が徒に身を退いて自己を守るのは却て彼等に發展の餘地を與ふるものであるから、この際寧ろ左右兩翼を一丸とする戰線統一の爲に勇往邁進すべきことを説き、兩氏とも原案賛成の意を表した。尙米窪氏は松岡氏がかゝる決議案を提出せる大阪委員會の誠意を疑ふと揶揄したのに對して、大阪委員會のために辯明するところがあつた。次に楢崎氏は、現下の如き勞働組合對立の狀態にあつては政府による會合協議の慫慂も時期尙早であると述べ、加藤昇氏は所謂中間派の組合側として原案に賛成し、其の理由として、本質的に國際勞働機關と相容れぬ理論に立脚する左翼派の組合は之を措くも、唯勞働代表選出方法の不備に對する忿懣から代表選出權を抛棄しつゝある中間派の諸組合の現狀を説明した。かくの如く原案に對する賛否の論相半し、討論漸く白熱化して來たが、川西實三氏は平和條約勞働篇の規定に依れば國家は最も代表的な團體との合意の上選定することになつてゐるから、大小の諸組合と協議の上選定する原案に反對し、保留説を唱へた。又淺利主事より協會の諸決議は從來、協會の性質上概ね滿場一致を以て可決するをその方針としてゐるが、この決議案は過般大阪委員會に於ける討議の際にも少數の反對者あり又この總會席上に於ても意見一致するに至らず、殊に勞働團體關係の委員中に意見の對立あることに鑑み、之を保留したき旨を述べたので、結局他の機會に於て今一應審議することゝして、原案の採決を保留することに決した。引續き矢作議長の閉會の挨拶あり、午後六時散會した。

第四篇　勞働問題關係調査

勞働問題關係諸調査中本年中にその實行されたもの及調査の結果發表を見た主要のものに就いて目次的に列記すれば次

の如くである。尙各部各篇及卷尾附錄の調査及統計文獻目錄及記事索引を參照せられたい。

第一章　一般に關する調査

近來勞働問題の重要性が認められるや「帝國統計年鑑」も勞働問題關係の重要統計を採錄するに至つた。が主としてこの問題の爲め定期的出版物としては內閣統計局より「勞働統計要覽」及「賃銀及物價統計月報」を、商工省より「賃銀統計月報」を、日本銀行調査局より「勞働統計」を、刊行してゐる。

昨年その設置を見た「人口食糧問題調査會」は人口及食糧部に分れ各答申要綱を可決したが、遂に總會の決定案となるに至らず、又本年九月に創設された「經濟審議會」も僅かに二回の總會にて諮問案の審議に漸く着手に至つた程度にて終り、二つの大調査機關も期待に反し更に効果をもたらす事なかつた。

內閣統計局は本年「大正十三年に於ける國富推計」と「大正十四年に於ける國民所得」及「大正九年國勢調査全國の部第一卷」を發表した。

家計調査　一昨年九月より滿一年に亘りて行はれた全國的の家計調査は殆んど完了した。それと同時になされた各地のもので、東京市その他に於ては夫々結果を發表した。尙▲「生活費の標準」――櫻楓會、▲「貧困家計調査の統計」――賛育會（社會政策時報第九四號）が發表された

産業組合に關する調査

▲「産業組合年鑑」――産業組合中央會編、▲「農村市街地信用組合金融事情調査第四回」――産業組合中央金庫、▲「農村協同組合と大都市中央卸賣市場」――東京市政調査會、▲「本邦工業勞働者の消費組合運動」――協調會勞働課、

因に大阪市は野村德七氏より百萬圓の寄附をうけ、大阪商科大學內に大阪市經濟研究所を設立した。

第二章　工鑛・交通業勞働者に關する調査

一　勞働狀態調査

勞働狀態に關する定期的刊行物としては、前揭のものの外に、社會局の「工場監督年報」、「勞働者募集年報」、「勞働時報」、「健康保險時報」、「工場及鑛山勞働者異動月表」、産業福利協會の「産業福利」、商工省の「工場統計表」、及「本邦鑛山の趨勢」等がある。本年中に調査或は發表されたる主要なるものは左の如くである。

▲「東京大阪兩市への出稼求職者調」――中央職業紹介事務局調査發表▲「管內勞働異動事情調査」――大阪地方職業紹介事務局調査發表、▲「神戸市內失業調査」――昭和二年末より同三年一月まで神戸中央職業紹介所調、▲「失業者の家族生活に關する調査」――神戸市社會局調査發表、▲「職工希望調査」――佐世保工廠調査發表、▲「職工環境調査」――佐世保工廠發表、▲「工場勞働者の貯蓄金」――大阪市社會部調査發表、▲浦和地方に於ける唐天加工業勞働事情――落合節子氏（產業福利第三卷第九一〇號）▲「本邦電車從業員勞働事情」――廣池千英氏（社會政策時報第一八九號）▲「本邦市營事業に於ける雇傭事情」――磯村英一氏（社會政策時報第九一號）▲「酒造勞働事情」――中央職業紹介事務局調査發表、▲「酒造關係稼人調査」――丘庫縣社會課調査發表、▲「瀨戸地方に於ける陶磁器工業勞働調査」――名古屋地方職業紹介事務局調査發表、▲「本邦製陶勞働事情」――吉田寧氏（社會政策時報第九七、八、九號）▲「工場附屬寄宿舍の狀況」――長野縣工場課調（產業福利第三卷第三號）▲「鑛山勞働調査」――商工省各地方廳に委託調査、▲「炭山勞働者生計の特異性」――前田一氏（社會政策時報第九〇號）▲「鑛夫雇傭狀態に關する調査」――福岡地方職業紹介事務局調査發表、▲「炭坑勞働者出身地調査」――同上調査發表、▲「鑛山に於ける救急施設並衞生取締制度に關する調査報告」――日本鑛山協會、▲「鑛業災害に依る死傷統計」――日本鑛山協會、▲「落磐落石に因る災害調査」――日本鑛山協會發表、▲「鑛夫の病患に關する統計」――日本鑛山協會發表、▲「鑛山に於ける勞働者福利施設」――各鑛山監督局調（產業福利第三卷第八、九號）▲「大阪市に於ける自動車學校」――大阪市社會部調査發表、▲「市營共同宿泊所に於ける日傭勞働者調査」――名古屋地方職業紹介事務局調査發表、▲「自由勞働者調」――東京社會局。京城府社會課調査、▲「鐵道運送仲仕勞働事情」――福岡職業紹介事務局調査發表、▲「本邦海員事情」――長谷孝之氏（社會政策時報第九一、九二、九三號）▲「港內艀船乘込員生活狀態調」――神戸市社會課調査、▲「北海道鰊漁業勞働事情」――東京地方職業紹介事務局調査發表、▲「爭議なき工場調査」――大阪府工場課調査、▲「工場に於ける日用品配給施設」――大阪市社會部調査、

二　勞働衞生調査

▲「勞働と尿の物理化學的性狀との關係に就て」――八木、佐々木、松原氏（勞働科學研究五の一）▲「溫度及濕度の身體的精神的機能に及ぼす影響」――石川、相原、川上、田邊氏（勞働科學研究五の一、二、三、四）▲「工場に於ける腸內寄生蟲豫防の必要を論ず」――岩崎氏（勞働科學研究五の二）▲「脚氣病豫防に關する調査追錄」――社會局監督課（產業福利三の一一、一二）▲「坐高の測定とその意義」――八木氏（勞働科學研究五の三）▲「作業速度に關する實驗的研究」――上野氏（勞働科學研究五の三）▲「步行を主とする作業に關する考察」――若林氏（勞働科學研究五の三）▲「生體に於ける電氣抵抗並にその疲勞」――江田氏（勞働科學研究五の三）▲「精神作業時の酸素消費量に就て」――松島氏（勞働科學研

究五の四）▲「精神勞働者の新陳代謝調査」――榮養研究所、▲「紡績從業員に試みたる種々の適性檢査とその成績」――相原氏（勞働科學研究五の二）▲「紡績婦人勞働者のガス代謝に就て」――田邊氏（勞働科學研究五の二）▲「婦人勞働者選擇の生理的標準に關する研究」――小西氏（勞働科學研究五の二）▲「婦人勞働者の貧血及その原因に就て」――小西氏（勞働科學研究五の四）▲「織維業女子從業員の勞働に關する衞生的觀察」――助川氏（產業福利三の一二）▲「工場勞働の姙產婦に及ぼす影響」――大阪府工場課（產業福利三の五）▲「一般的智能檢査並に規準」――相原氏（勞働科學研究五の四）。

三　その他

▲「內職及副業調査」――堺市役所、堺市社會事業協會、大原社會問題研究所共同調査。

第二章　農業勞働に關する調査

農村問題は單に生產增殖の方面に限定されず、社會問題として考究せらるべき時代となつて來た、從つて此の意味に於ける調査研究もいろ〳〵される樣になつて來た。農業センサスに就てはその要綱が發表され、着々準備が進められた。但し從來の農業經營調査は本年も引き續き行はれた。

一　農業經營調査

▲「農家經濟調査」（大正十五年度）――農林省農務局發表、▲「農家經營調査」――朝鮮農會調査、▲「農家經濟調査」――九州帝大京都帝大、東京帝大の各農學部では從來に引き續き或は新たに夫々調査を行つた。▲「農家經濟統計」――協調會農村課調査發表、▲「耕地の負擔」――帝國農會農業經營部（帝國農會報第一八卷第七號）。

二　小作慣行その他

▲「小作慣行調査」――愛媛縣、香川縣を始め各地に於て夫々調査を行つた。▲「耕地に關する施設一覽」――農林省農務局發表、▲「產業組合と小作問題に關する調査」――產業組合中央會、▲「小作爭議地に於ける農村事情の變化」――協調會農村課（社會政策時報第九四、九五、九六、九七、九八號）▲「小作地返還面積に關する調査」――帝國農村調査部（農會報一八の四）▲「農村小工業調査」――農林省農務局副業課調、▲「農村娛樂に關する調査」――兵庫縣農會調査發表、▲「農民離村の調査」――靜岡縣社會課調査、▲「漁村調査」――岡山縣社會課調。

第四章　中間階級者に關する調査

▲「主要道府縣甲種實業學校卒業生就職狀況調査」――中央職業紹

介事務局調査發表、▲「會社銀行に於ける學校卒業生採用狀況調」——中央職業紹介事務局調査發表、▲「昭和三年卒業全國大學專門學校卒業生就職狀況調」——中央職業紹介事務局調査發表、▲「地方學校職員待遇調査」——文部省普通學務局調査發表。

第五章　婦人勞働者及職業婦人に關する調査

▲「紡績勞働婦人調査」——中央職業紹介事務局調査發表、▲「本邦製糸勞働事情」——同上調査發表、▲「製糸女工の能率調査」——同上調査發表、▲「歸鄉女工の疾病調査」——內務省各地方廳に委託調査、▲「乘合自動車女車掌勞務調査」——東京市社會局調査、▲「海女の研究」(第二回)——勞働科學研究所、▲「出稼女工に關する調査」——靜岡地方職業紹介事務局調査發表、▲「求職婦人の希望職業に關する調査」——大阪市中央職業紹介所調。

尙勞働衞生に就ては「第二章二」を參照されたし。

第六章　少年勞働者に關する調査

▲「小學校兒童志望並歸趨狀況調」——東京府社會課調査發表、▲「少年就學事情調査」——東京地方職業紹介事務局調査發表、▲「小店員勞働狀態調」——東京府社會課調、▲「藥業店員の生活と勞働」——大阪市社會部調査發表、▲「吳服店員調査」——同上調査發表、▲「店員徒弟待遇調」——長岡市調、▲「無產兒童生計狀態調」——東京蠣岸小學校調。

第七章　移民に關する調査

▲「在京朝鮮人勞働者の現況」——東京府社會課調査發表、▲「大阪に於ける朝鮮人の生活概況」——大阪市社會部調査發表、▲「朝鮮勞働者に關する調査」——名古屋地方職業紹介事務局調査發表、▲「農業及採石業內鮮人勞働調査」——福岡地方職業紹介事務局調査發表、▲「大連に於ける中國勞働者の生活狀況」——滿鐵人事課調査發表、△「中國人ボーイに關する調調」——滿鐵調査課調査發表。

(勞働問題關係の立法は一括して「附錄一」に收錄してある。就て見られたい。)

第三部（勞働施設及對策）統計表

第一表（其一）昭和二年工場種別扶助件數

（第十二回工場監督年報に據る）

		染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	小計	官設工場	合計
負傷	治癒シタルモ障害ヲ殘サリシ者									
	工場法施行令第五條ノ扶助ヲ受ケタル者 男	一、〇七七	五、〇八七	四七六	三五七	一九三	七八	七、一〇四	三一、二一九	三八、四二三
	工場法施行令第六條ノ休業扶助料ノ支給ヲ受ケタル者 男	二、二一〇	五、七二一	一、二六六	三二一	三九二	三二三	一〇、四七三	一九、六七三	二九五
	女	一、一六六	二九	二五	一九	八一	—	一、二六七	八八七	二、九三九
	治癒セサリシ者 男	三四〇	一、一六一	二四六	四八	二二二	三五	二、〇五二	二六	二三八
	女	一五九	二〇	六	四	一三	—	二〇二	五二	五六三
	未治ノ爲翌年ヘ繰越ノ者 男	四四	八六	七九	三	五二	二六	三一一	一	三八
	女	一		九	—	—	—	三五		五〇四
	合計 男	二九〇	四六四	四八六	一六	二六	三	八七八	二、八九九	三、六七七
	女	四六五	一〇	一	一	一	—	四八三	二一	五〇四
	計 男	三、九六一	一三、五〇九	二、四八五	七六四	八二三	三九六	二〇、九一八	四四、一五一	六五、一七五
	女	三、三二	一二一	七三	一〇九	三五	五	三、五六〇	二、〇六六	五、六二六

| | | |

第二表　鑛夫扶助統計（昭和二年、社會局勞働部調）

備考　官設工場には年金制扶助を含まず

| | 扶助金額（圓） | | |

總表

	扶助人員		扶助日數延			療養費			休業扶助料			遺族扶助料障害扶助料又ハ打切扶助料			葬祭料			扶助料合計			扶助人員	
	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病
	三七	九六五	四、〇二九	一三四	四、一六三	三、四〇八円	一八七	三、五九五	三、二七五円	六九	三、三四四	五八六、九八三円	一五、三一六	六〇二、二九九	六、〇八一円	八六	六、一六七	五九九、七四七円	一五、六五八	六一五、四〇五	九〇	|
	|	四	三、四〇二	|	三、四〇二	八、五五〇	|	八、五五〇	七、六七二	|	七、六七二	三一、九七三	|	三一、九七三	|	|	|	四八、一九五	|	四八、一九五	五	|
	|	二九四	六一、七五九	|	六一、七五九	五一、二五三	|	五一、二五三	五四、三六五	|	五四、三六五	一六二、四五七	|	一六二、四五七	|	|	|	二六八、〇七五	|	二六八、〇七五	三〇	|
	二	一、三三三	一二六、六三三	三一八	一二六、九五一	六六、一二六	二二三	六六、三四九	九七、〇七〇	二八七	九七、三五七	三五四、八五四	三七〇	三五五、二二四	|	|	|	五一八、〇四〇	八九〇	五一八、九三〇	六九	|
	三	二、四九九	一一七、七九九	三一	一一七、八三〇	五一、九六九	一一	五一、九八〇	九〇、九八〇	一九	九〇、九九九	二三八、九七五	二三〇	二三九、二〇五	|	|	|	三八一、九二四	二六〇	三八二、一八四	二〇八	一
	一五	四、一五九	三一八、五九三	三四九	三一八、九四二	一七七、八八八	二四四	一七八、一三二	二五〇、〇八七	三〇六	二五〇、三九三	七八八、二五九	六〇〇	七八八、八五九	|	|	|	一、二二六、二三四	一、一五〇	一、二二七、三八四	三三三	一
	|	一六	一七、一七七	|	一七、一七七	一六、七九八	|	一六、七九八	一四、一六八	|	一四、一六八	一五、四五七	|	一五、四五七	|	|	|	四六、四二三	|	四六、四二三	二	|
	三	二、一七五	一一九、〇七四	一、三四三	一二〇、四一七	五七、三七二	四二〇	五七、七九二	九三、五五一	一、〇五五	九四、六〇六	|	|	|	|	|	|	一五〇、九二三	一、四七五	一五二、三九八	二三五	|
	三、四八三	二九、二六三	二二八、九六〇	二八、五一八	二五七、四七八	八四、六六六	一五、四二八	一〇〇、〇九四	一三二、七一五	二八、一二九	一五八、六四四	|	|	|	|	|	|	二一七、三八一	四一、五五七	二五八、九三八	三、五四六	四
	三、三四八	三六、五七七	六七七、八二三	四〇、三五四	七一八、一七七	三四〇、一二二	一六、二七九	三五六、四〇一	四九三、七九六	二七、五五九	五二一、三五五	一、三九〇、六九九	一五、九一六	一、四〇六、六一五	六、〇八一	八六	六、一六七	二、二三〇、七〇八	五九、八四〇	二、二九〇、五四八	四、一九四	五

山炭石										山陽金									
遺族扶助料	障害扶助料	休業扶助料	療養費	扶助日數	扶助人員	扶助料合計	葬祭料	遺族扶助料	障害扶助料	休業扶助料	療養費	扶助日數	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷
一、八六〇	一、二〇一	二〇、四三五	二一、四三九	一七、六九五	六〇、七六〇	一三、九三二	二三、一一五	三六、四〇八	一三五、〇七五	七一、八四五	四、九五八	二二、七三四	二三、四〇三	五三、三六六	一八九、三七〇	七〇	七〇	一	一	七〇	七〇
一	一	一	一	三一	三一	一	一	八二	一一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九六六	八六九	二二、五八七	一三、〇五二	二二、〇五四	四八、五六二	一五、一三二	一六、四七二	八九、三三五	八、二二三	一一	一一	二〇	三一	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一
一、八〇一	一、四四八	二七、五五七	二〇、三九六	一七、七五七	六七、一五八	一三、八〇四	二〇、四九七	一一七、三二九	一五、〇六九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
七一、八四五	四、九五八	二一、七三四	二三、四〇三	二三、五五五	七五、六五〇	一三、〇六九	一一	四一	一五七、五六四	一九	一九	四	五	二	九八、七六三	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一五、三一六	一	一	五七〇	一六〇	五五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇三、三九九	二七、〇一五	一三八、九九五	三三〇、九三五	二三、六四一	七一〇、五八六	五、三八八	一、三六四	七二、四九六	二三、六四一	一六〇	五五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

他其		山				油石								合計		葬祭料	
延日數助	人扶員助	合扶助計料	葬祭料	料打助料運切料荷揚扶又雇扶助は扶助	扶休助料業	撚糸製	延日數助扶	人扶員助	合扶助計料	葬祭料	料打助料運切料荷揚扶又雇扶助は扶助	扶休助料業	撚糸製	延日數助扶	人扶員助	葬祭料	料打助料運切料荷揚扶又雇扶助は扶助
疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病	疾病
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

非金屬山の	療養費	負傷	—	—	—	—	一九	八九	二七	八九	三三九	五六四	扶助料合計	負傷	三、八〇六	—	五六七	一、二四	一、六五	八三一	五、九六一	—
		疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		疾病	—	—	—	—	—	—	—	—
	休業扶助料	負傷	—	—	—	—	三	—	一七四	—	四九二	七七四	葬祭料	負傷	六三	—	六三	—	—	—	六三	—
		疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		疾病	—	—	—	—	—	—	—	—
	遺族扶助料 障害扶助料 打切扶助料又は	負傷	三、七四三	—	五一六	二五六	七七二	—	二六六	四、五一五	四、五一五	—										
		疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										

備考　一、本年中ニ扶助ヲ終了シタル者ニツキ其當初ヨリノ扶助總日數及總金額ヲ計上セルモノナリ、

二、療養費トハ第十八條ノ費用ナリ

三、健康保險法ニヨル被保險者ニシテ、同法ニ依ル療養ノ給付、傷病手當金若ハ埋葬料ヲ受ケ更ニ事業主ヨリ療養費、休業扶助料・若ハ葬祭料ノ補給ヲ受ケタルモノヲ含ム

第三表　官業員共濟組合統計（昭和元年、第四十七回統計年鑑に據る）

	總數	組合員 男	組合員 女
印刷局	三、六三一	一、五三一	一、六六二
醫察	六〇、九一三	五、九八三	二九、六九三
土木事業從事員	六〇、九一三	五、九八三	八、三四五
專賣局	三九、六九三	四五五	三九七
造幣局	三〇、四九三	三〇、八〇六	一、二〇九
陸軍	—	—	—
海軍	五〇、八〇六	五、〇一八	四九、九七五
林野現業員	一、二〇九	一、四四、四四三	一〇五、八三一
鐵道所	一、四四、四四三	一八七、七三二	一〇五、八三一
遞信部內職員	一八七、七三二	—	三八、六二二
國有鐵道	—	—	—
第三部統計	四六一	八三一	七三七

| 收入（圓） | | | 支出（圓） | | |

| | | |

	終身保險			養老保險			總計		
	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計
復活 件數	八八、二六三	五一、八六一	六四、一八五	五四、八五二	三七、二三六	三七、二三六	一二、五八〇、二五〇	六、六三九、四三二	四、二九八、五四八
復活 保險金	一二、五八〇、二五〇	六、六三九、四三二	八、三〇五、三九一	六、八六七、四三二	四、二九八、五四八	一〇、七、〇八二	一三、九、五四〇	八四、一八一	六五、七一四
死亡 件數	一七、二四二、六九七	一二、〇六二、一八七	一四、一八八、七八四	九、〇八五、五七五	—	九、〇八五、五七五	一七、二四二、六九七	一二、〇六二、一八七	八、一〇七、三七七
死亡 保險金	一七、〇三二	—	—	—	—	—	一七、〇三二	—	—
滿期 件數	八五一、八一八	九七、七八七	一二六、九五六	六三、五五五	四三、五三四	一〇六、〇九〇、九七三	八五一、八一八	九七、七八七	四三、五三四
滿期 保險金	一五二、六四三	—	—	—	—	—	一五二、六四三	—	—
解約 件數	二一、四四八、〇一二	一四、一八五、二九五	一八、七〇九、九七三	八、六八九、五二九	六、八二三、四四五	一四、五二八、一七四	二一、四四八、〇一二	一四、一八五、二九五	六、八二三、四四五
解約 保險金	六二五、五一八	五七六、三四一	一八六、八三六	四七七、〇三九	三七七、一七四	一、〇六三、二一〇	六二五、五一八	五七六、三四一	三七七、一七四
失效 件數	七九、三四〇、〇一七	七、四五三、二五二	七六、七九四、六六一	六五、二一八、二六四	四五、八五〇、〇四二	一、二五一、〇一六	七九、三四〇、〇一七	七、四五三、二五二	四五、八五〇、〇四二
失效 保險金	△ 二、三五七	△ 三、〇七三	二、三八五	二、〇一六	一、五三五、三八七	五、一五七、〇〇六	△ 二、三五七	△ 三、〇七三	一、五三五、三八七
其他ノ事由ニ因ル增減 件數	△ 五、七二四、七八八	四、一一六、八一八	四、九三一、二一六	二、四二五、五六二	一、〇五一、四五五	六、五三五、一一六	△ 五、七二四、七八八	四、一一六、八一八	一、〇五一、四五五
其他ノ事由ニ因ル增減 保險金	△ 一一、六六六、四三三	八、三一三、六八八	一〇、〇五一、四五五	六、五三五、一一六	五、一五七、〇〇六	一一、六六六、四三三	△ 一一、六六六、四三三	八、三一三、六八八	五、一五七、〇〇六
年度末現在契約高 件數	一、四八六、四二六、四八四	一、〇五三、七七九、八九二	二、五三九、二〇五、六七六	八二一、六四九、六四一	六一八、六三七、三一四	一、四八六、四二六、四八四	一、〇五三、七七九、八九二	二、五三九、二〇五、六七六	六一八、六三七、三一四
年度末現在契約高 保險金	四九〇、一八四、五八三	一三、七五一、七五五	五〇三、九三六、五三九	九七一、〇二八、七七〇	一、四六一、三三三、五五三	四九〇、一八四、五八三	一三、七五一、七五五	五〇三、九三六、五三九	一、四六一、三三三、五五三

第五表（其二）　簡易保險契約狀況（昭和二年度末現在）

	終身保險			養老保險			總計		
	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計	個人契約	團體契約	合計
件數	三、七四五、〇七六	一三四、一二二	三、八六九、一七八	七、六四五、六七七	一五一、五七八	七、七九七、二五五	一一、三九〇、七五三	二七五、六八〇	一一、六六六、四三三
保險料（圓）	一、九一九、四七一	四二、八六八	二、〇三二、三四〇	六、三九八、〇三一	六五、八一一	六、四六三、八三二	八、三七七、四九二	一〇八、七八〇	八、四八六、一七二
保險金（圓）	一三、七五一、七五五	五〇三、九三六、五三九	九七一、〇二八、七七〇	一、四六一、三三三、五五三	九八二、四九〇、一四五	一、四八六、四二六、四八四	一三、七五一、七五五	五〇三、九三六、五三九	一、四八六、四二六、四八四

第五表（其三）　簡易保險事業各月狀況（簡易生命保險事業概況に據る）

	新契約件數	死亡件數	滿期件數	解約件數	失効件數	月末現在 保險料金	月末現在 保險金	人口千人に對する割合 新契約件數	人口千人に對する割合 月末現在件數
					件	圓	圓		
昭和三年一月	九一、六一三	九、九一三	二、一三七	二、八四五	四九、五九〇	八、一六四、六七九	一、四三五、六一三、五九二	一・三九	一七〇・三七
二月	一三三、六八四	一〇、六三三	一、三八五	二、二八九	四九、四〇〇	八、二三八、五〇二	一、四四四、六一〇、〇七六	二・〇二	一七一・三九
三月	四八八、〇一二	一一、二三八	一、三八〇	一四、二七六	五三、〇九九	八、四八九、一九六	一、四八八、一〇三、五五〇	七・四三	一七七・七〇
四月	一九一、八五二	一二、六四〇	二、八三六	一三、九九三	六三、二四三	八、五六六、一四八	一、四九九、九二〇、五八九	二・九二	一七九・三六
五月	一七二、三〇六	一二、八二九	二、四八二	一四、七七七	五四、二一五	八、六六一、〇九〇	一、五一四、〇八五、一二五	二・六二	一八〇・八五
六月	一六八、一八三	一三、七〇五	二、一一一	一四、二〇四	四九、七六七	八、七六七、九三六	一、五三〇、一八六、二一五	二・五六	一八二・三四
七月	一九三、〇八〇	一二、七二七	二、二六〇	一三、〇五六	四三、〇三七	八、八九七、〇二四	一、五五〇、一五四、六五七	二・九四	一八四・四五
八月	一五九、四一一	一〇、五三三	一、七七六	一三、一六八	七一、七一七	八、九八五、七八八	一、五六三、〇八二、一三一	二・四三	一八五・五二
九月	一九〇、九九五	一二、七六八	一、二九三	一三、九六九	五六、六七九	九、一一四、二五一	一、五八二、五二九、六八四	二・九一	一八七・二六
十月	一三六〇、二三六	一三、七七六	一、七七五	一三、五七四	四六、二四八	九、四〇六、七二三	一、六二八、〇五五、六二九	五・三九	一八八・六五
十一月	一三六〇、四七三	一三、七六八	一、五三八	一三、四〇〇	四四、〇三一	九、六八五、〇三三	一、六七一、八四一、四八八	五・四〇	一九三・一〇
十二月	二四五、六九九	一四、〇〇七	三、四四六	一五八、一四〇	四五、九三〇	一三、〇七七、二二六	九、八六一、二一六	三・六八	一九五・七九
計	二、七五四、五四四				六二五、九九二				

第五表（其四）　簡易保險積立金貸付狀況（簡易保險局調）

	昭和三年度末現在	昭和二年度末現在	昭和元年度末現在	大正十四年度末現在	大正十三年度末現在
共同宿泊所	六六五、七五四圓	五三九、五四八圓	五五七、七三五圓	四一〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇圓
第三部統計表					

簡易食堂	一五四、四九六	三〇四、〇〇四	一六六、四〇九	一四六、〇三〇	六三、四六三
公益市場	三、八六六、五二七	三、九四、五二九	三、三六六、五八三	二、六〇八、八三三	二、三〇一、六一八
同上 旧債償還	三九、二〇〇	—	—	—	—
厚生費及診療給付	八七、二九七	三、〇三一	一六、〇〇〇	一八、一〇〇	三四、三六八
産業組合	一、四四六、一二三	九五四、三六三	八五四、四八三	六三八、四八八	五一一、〇三四
公立結核療養所	五六、九一一	五九、三一〇	六二、四〇一	六四、四〇〇	六四、四〇〇
同上 旧債償還	四一、一四三	四九、四八六	—	—	—
公設職業紹介所	三四、四八〇	三六、四二三	三三、八四三	—	—
公設質屋	一、一八二、四六六	九一、四〇九	五一〇、九五一	二六五、三〇〇	二四一、九五三
同上 旧債償還	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	—	—
公設託児所	三〇四、六〇	三一八、一五九	三四五、三三	二一四、四六八	二二九、三五一
公益浴場	一〇四、三一一	一一九、六四六	一二九、五四九	一〇一、九八六	一二四、一五八
自作農創設維持	四、四一〇、五二二	三〇、八二九、四二二	二九、五五、九四四	八、九三二、四一五	六、〇〇二、〇四六
地方改善地区整理	四六三、八九	四六八、四一六	六六四、〇〇〇	一五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同上 旧債償還	一四、五九	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	—
労働者旅費及立替金	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—	—	—
小額貸付金	一九、六四	—	—	—	—
住宅資金	一一、九一三、五六一	一二、四五九、五一一	一二、七八九、三一一	一〇、五〇一、一三一	九、八三二、六九四
同上 旧債償還	一四、四四四	一五、一九六	一六、五〇〇	—	—
傳染病院	二、三一二、八三一	二、九六、三九一	九六八、三九一	五六一、〇一三	一四二、三二三
同上 旧債償還	六〇一、四九	五三、九二八	三〇六、九〇〇	—	—

農業倉庫	三、一三八、七三三	一、八三二、三三七	一、一三八、九四三	六一六、三六六	三七五、〇三二
同下水道	六、九六六、六一八	四、六六〇、〇一一	七一七、一〇七	三六四、〇〇〇	—
同上舊債償還	九、〇一〇、七二六	七、四四四、八三三	二、二九七、八三三	一、一六〇、〇〇〇	—
共同汚物掃除施設	七三二、〇三八	一六〇、三〇〇	—	—	—
公共牛馬斃入	一七三、六九二	一〇、三〇〇	—	—	—
小公設火葬場	六八、三〇〇	—	—	—	—
同小學校	四三一、一七〇、一〇七	三四一、一〇三、三三四	三三、九一七、八三	一四、三六六、三六三	九、三七四、九三三
同上舊債償還	四、九三七、一六六	五、〇〇三、六三九	三、九〇八、二一八	一、三二一、四〇〇	—
公立實業補習學校	九、三三九	一一六、九一六	二三、八三三	八、二三三	九、〇〇〇
同公立病院	五八七、六一一	四三〇、三三八	一〇三、八三三	三〇、〇〇〇	—
同上舊債償還	一三七、七二九	一六一、四〇九	六〇、〇〇〇	—	—
上水道	一三〇、七〇九、九七〇	一四、九八八、〇七四	一〇、三三三、〇五五	六一九、七二三	三、〇九、七一八
同上舊債償還	四、八七〇、〇七九	四、〇七六、六一三	一、七一〇、三一一	三〇〇、〇〇〇	—
漁業共同施設	一、一一〇、七二六	一三三、八六七	七三、〇〇〇	—	—
同耕地整理事業	一三〇、一九七	—	—	—	—
同上舊債償還	一六三、一七一	一四四、九〇〇	—	—	—
三市町村臨時費	一三四、七七五	四九、四〇〇	—	—	—
道郵便局	六七、三九四	—	—	—	—
同路	七六、七〇〇	—	—	—	—
同上舊債償還	一九、〇〇〇	—	—	—	—
公立中等學校	一〇三、三〇〇	—	—	—	—
同上舊債償還	一〇〇、一〇〇	—	—	—	—
計	一五八、六三七、三三八	一一七、三三一、一〇八	八七、一八一、一九三	四九、六九七、〇四九	三一、一一六、〇四〇

契約者	貸付	三、六六七、七三七	六、七七二、八五五	三、〇三二、四二三	一、三〇七、五八四
合計	一七九、一三八、〇七八	一四〇、〇一九、八四四	九三、九五五、〇四二	五三、七二九、四七一	三三、四三三、六二四

第六表　郵便年金各月狀況（郵便年金事業概況に據る）

	新契約 件數 即時一時拂	新契約 件數 据置分割拂	新契約 件數 計	新契約 年金額 圓	解約件數 死亡	解約件數 解約	解約件數 法定	解約件數 其他	解約件數 計	現在 月末 件數	現在 月末 年金額 圓	現在 月末 一件平均年金額 圓
昭和三年一月	一五一	一、五四四	七九七	二、四八二	四五	一、六四〇	六、三三八	—	一七五、九五〇	一四、八一七、九八八	八四・二
二月	一二四	一、四四一	六九八	二、二五三	五七	九一六	二、六二〇	(四)	一七四、六〇六	一四、五三六、一〇一	八三・三
三月	三三五	四、九四三	二、〇〇三	七、二八一	四九	一、二五三	二、九七一	(六)	一七七、六〇八	一四、五二八、五一五	八一・八
四月	一二六	八七九	四九七	一、四〇九	五九	七九四	四、六五七	(四)	一七三、五八六	一三、九五三、七九四	八〇・四
五月	九七	九一六	三六八	一、三八一	六八	一、四一三	二、四三一	(三)	一七一、〇五三	一三、五七五、四七一	七九・四
六月	一九四	一、四七九	四八三	二、一五六	七三	一、五四六	一、九五九	(二)	一六九、六二八	一三、二八四、二二五	七八・三
七月	二六五	二、八四五	九三〇	四、〇四〇	九三	一、二〇七	一、四二七	(八)	一七〇、九三四	一三、二三九、六三一	七七・四
八月	一八七	一、五三七	四九一	二、二一五	九〇	一、一二三	一、三三四	—	一七〇、六〇二	一三、〇八一、〇五七	七六・七
九月	二八九	一、九一四	五四六	二、七四九	九二	一、一〇四	一、一二七	(六)	一七一、〇二三	一三、〇二五、五九六	七六・二
十月	五五一	二、五五七	七〇五	三、六一三	一一七	一、〇七一	一、〇六八	(七)	一七二、三七二	一三、〇二四、九三二	七五・六
十一月	四二五	三、二五一	一、〇六八	四、七四四	一〇一	九四二	八四七	(三)	一七三、一八五	一二、八七五、八八六	七四・三
十二月	三一五	三、〇〇三	八五一	四、一六九	九一	八九五	五四八	(二)	一七五、八二〇	一二、九八八、三八八	七三・九

第七表（其一）健康保險被保險者各月狀況

第七表　健康保險統計（健康保險時報に據る）

	政府管掌ノ分						保險組合管掌ノ分					
	強制被保險者						強制被保險者					
	增加員數	減少員數	月末現在	任意包括被保險者月末現在	任意繼續被保險者月末現在	合計（月末現在）	增加員數	減少員數	月末現在	任意包括被保險者月末現在	任意繼續被保險者月末現在	合計（月末現在）
昭和三年一月	三、四四	六九、八五六	九三三、二七五	一、四六〇	四四二	九三五、一七七	三、一七二	二八、五一三	七四七、〇四六	二八、四二二	六三	七七五、五三一
二月	一六七、〇六一	四七、八五二	一、〇五三、一一六	一、三九九	三二三	一、〇五三、八三八	二三、九七〇	二四、九一三	七四六、二七八	二八、三三一	二七	七七四、六三六
三月	一〇三、九一三	四二、八六七	一、一一三、（九三	一、四九五	一七七	一、一一四、八六五	二四、八三九	二八、七三九	七四二、二二〇	二八、四二三	二八	七七〇、七二一
四月	七五、六一〇	四八、八〇七	一、一四〇、〇二〇	一、四五六	一八四	一、一四一、六六〇	三〇、三五九	二九、八三四	七四二、七三九	二七、六四一	二四	七七〇、四〇四
五月	六二、二九三	七九、四五二	一、一二三、八四八	一、四六六	一八二	一、一二四、四九六	二六、八三五	二六、二六四	七三九、六六八	一九、三八五	四六	七五九、〇九九
六月	七七、六一〇	六〇、三一九	一、一四〇、五五〇	一、五二七	一四一	一、一四二、二一八	二〇、七七三	二四、九〇七	七三七、二一六	二九、三九四	二六	七六六、六五六
七月	八三、一三六	五〇、六四〇	一、一七二、七九二	一、六二五	一三二	一、一七四、五三九	二三、七九三	二六、一五八	七三四、八九八	二九、三五九	三一	七六四、二六八
八月	四四、七〇一	四〇、二五六	一、一七七、二五六	一、五四八	一三〇	一、一七八、九二四	二三、三五七	二六、四六〇	七三一、七二九	二九、四五八	二九	七六一、二六六
九月	六〇、〇四九	五八、五四三	一、一八〇、五二一	一、四九六	一二五	一、一八四、五六三	二一、五六六	二九、七六一	七三三、七〇一	二九、六〇八	三三	七六三、三三一
十月	五四、〇六一	五〇、四四三	一、一八二、七八八	一、六七三	一〇三	一、一八四、五九三	二五、九九五	二九、七〇三	七三八、七〇三	二九、五九一	二〇	七六八、三二四
十一月	四二、三八八	四一、二三一	一、一八四、二〇〇	一、七〇八	九六	一、一八六、〇〇五	二〇、〇〇一	二〇、一二〇	七三八、六六五	二九、七三一	一八	七六八、四一四
十二月	三九、六五五	二〇八、一三〇	一、〇一五、九一九	一、八四九	二三〇	一、〇一七、九九八	二五、七一八	二四、一〇〇	七三六、八八二	二九、八六八	一八	七六六、七六八

第七表（其二）　健康保險各月診療報酬分配狀況

	擔當保險醫數	被保險者數	請求枚數	請求點數	査定點數	一點單價平均	配當金額	交付金額
							円	円
昭和三年一月	一三、六四九	九六五、七四九				一八・八五錢（三五四）		三、六一九、一二八・〇	五五七、六二四・五三

二月	一四、一四三	九三六、九九四	四、三六九、八二〇●五	一五●四二（二三七）一二●八四（二三三）	五四〇、八九四●七三
三月	一四、八一二	一、〇六〇、五三〇	五、七五八、五四八●四		六〇九、六〇五●五九
※四月	一四、七五七	—	五、一九九、七八八●五	一四●一七二	六〇一、〇六九●九四
※五月	一五、四六七	一、一四三、九六四	五、六八七、〇五五●五	一三●一六三	六〇九、九三七●四一
六月	一五、七三〇	一、一二六、三九二	五、四七七、四四二●〇	一三●四四四	六〇一、二〇四●一四
七月	一六、一二一	一、一四八、三六四	五、三三七、四七三●〇	一一●七四一	六〇八、六六六●一一
※八月	一六、八八二	—	五、四九七、〇九〇●五	一一●八四九	六二四、五七五●二六
九月	一七、〇六二	一、一七八、五三六	五、一七六、八二三●〇	一一●七八一	六二四、七七〇●六二
十月	一六、三三六	一、一七九、九七五	四、七三三、四二九●五	一三●一〇〇	六二二、七〇六●八八
十一月	一五、四五九	一、一八八、〇三八	三、八五九、七二五●五	一六●三一五	六二九、七一七●五三
十二月	一四、六五九	一、一八六、五二一	三、六〇一、六五三●〇	一七●五一三	六三〇、七六二●四六

備考　一、※ハ日本醫師會分ヲ示ス
二、健康保險時報ニヨツテ作成シタルモノニテ、一點單價中並記セルモノハ括弧内ハ入院料、括弧ナキハ入院外ノ平均デアル

第七表（其二）昭和元年度健康保險事業狀況（健康保險時報ニヨル）

一、政府管掌

1　被保險者數

強制被保險者	工場法適用工場ニ使用セラルルモノ	職員	任意包括被保險者	職員
		職工		職工
		其他		其他
		計		計
	鑛業法適用事業場又ハ工場ニ使用セラルルモノ	職員		鑛夫
		鑛夫		他
		其他		計
		計		任意包括被保險者
合計				總計

	男			女			計		
	業務上	業務外	計	業務上	業務外	計	業務上	業務外	計
増									
資格取得									
新ニ業務ニ使用セラルヽニ至リタルモノ	三、七〇四	二七六、一〇〇	七、八〇六	二八七、六一〇	三六四	一一、九六四	一、七〇四	一四、〇三二	三〇一、六四二
其他ノ事由ニ因ルモノ	三三、三〇九	九一九、八〇四	三五、〇一二	九八七、一二五	二、七七六	五六、八五〇	四、五〇二	六四、一二八	一、〇五一、二五三
計	三六、〇一三	一、一九五、九〇四	四二、八一八	一、二七四、七三五	三、一四〇	六八、八一四	六、二〇六	七八、一六〇	一、三五三、八九五
保険者變更	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其ノ他	—	五八	二	六〇	—	一四	—	一四	七四
合計	三六、〇一三	一、一九五、九六二	四二、八二〇	一、二七四、七九五	三、一四〇	六八、八二八	六、二〇六	七八、一七四	一、三五三、九六九
減									
資格喪失									
業務ニ使用セラレザルニ至リタル者	三、〇五三	一八七、九五二	五、七六九	—	三四三	一一、五九二	一、三三九	三、二六四	二一〇、〇三八
死亡シタル者	二七	九四〇	二四	九九一	七	一〇七	七	一三一	一、一二三
其他ノ事由ニ因ルモノ	一〇七	六〇四	二四	七三五	二	三九	一四	六六	八〇一
計	三、一八七	一八九、四九六	五、八一七	一九八、五〇〇	三六三	一一、七三八	一、三五〇	三、四五一	二一一、九五一
保険者變更	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其ノ他	三〇	一、一三九	八〇	一、二四九	—	七三	二九	一〇二	一、三五一
合計	三、二一七	一九〇、六三五	五、八九七	一九九、七四九	三六三	一一、八一一	一、三七九	三、五五三	二一三、三〇二
本年度末現在	三二、七九六	一、〇〇五、三二七	三六、九二三	一、〇七五、〇四六	二、七七二	五七、〇一七	四、八二七	六四、六二一	一、一三九、六六七
傷病ニ關スル給付									
療養給付	四四、四三四	三二一、九一九	三六六、三五三	一〇、五九六	二五八、一二七	二六八、八六八	五五、〇三〇	五八〇、一九一	六三五、二二一
療養費	一一七	一三八	二四五	一二七	六五	七〇	一二二	一九三	三一五
傷病手當金	一四、二六五	二八、九七五	四三、二四〇	三、一〇七	二二、二四二	二五、三四九	一七、五七二	五一、二二七	六八、五八九

2 保険給付件數及費用額

	件數			費用額		
	男	女	計	男	女	計
増						
資格取得						
新ニ業務ニ使用セラルヽニ至リタルモノ	三、七〇四	二七六、一〇〇	二八七、六一〇	三〇一、六四二	一八五	三〇一、八二七
其他ノ事由ニ因ルモノ	三三、三〇九	九一九、八〇四	九八七、一二五	一、〇五一、二五三	—	一、〇五一、二五三
計	三六、〇一三	一、一九五、九〇四	一、二七四、七三五	一、三五三、八九五	一八五	一、三五三、〇八〇
保険者變更	—	—	—	—	—	—
其ノ他	—	一四	一四	七四	二九	一〇六九
合計	三六、〇一三	一、一九五、九六二	一、二七四、七九五	一、三五三、九六九	二一四	一、三五四、五〇九
減						
資格喪失						
業務ニ使用セラレザルニ至リタル者	三、〇五三	一八七、九五二	一九〇、〇三八	二六四	—	二六四
死亡シタル者	二七	九四〇	九九一	一〇七	七	一一三
其他ノ事由ニ因ルモノ	一〇七	六〇四	七三五	三九	一四	六六
計	三、一八七	一八九、四九六	一九八、五〇〇	三六三	二一、七三八	二一一、九五一
保険者變更	—	—	—	—	—	—
其ノ他	三〇	一、一三九	一、二四九	一〇二	二九	一、三五一
合計	三、二一七	一九〇、六三五	一九九、七四九	三六三	二一、八一一	二一三、三〇二
本年度末現在	三二、七九六	一、〇〇五、三二七	一、〇七五、〇四六	二、七七二	五七、〇一七	一、一三九、六六七
傷病ニ關スル給付						
療養給付	四四、四三四	三二一、九一九	三六六、三五三	一〇、五九六	二五八、一二七	二六八、八六八
療養費	一一七	一三八	二四五	一二七	六五	七〇
傷病手當金	一四、二六五	二八、九七五	四三、二四〇	三、一〇七	二二、二四二	二五、三四九

| | | |

| | | |

日本勞働年鑑	四七四	四、四九六	八四、八五九	四、四九六	八四、八五九
分娩費		二三		二三	
産院收容費		三五一	二四四	三五一	二四四
助産手當		四、九七四	二二四、三四四	四、九七四	二二四、三四四
出産手當金		九、八四四	一九九、四四八	九、八四四	一九九、四四八
計（分娩ニ關スル給付）		四〇六、六九一	三、七六八、六八八	四〇六、六九一	三、七六八、六八八
總計		四〇六、六九一	九二〇、一五三	四〇六、六九一	九二〇、一五三